

第3次うるま市障がい者福祉計画

『一人ひとりの自分らしくをともに支える』
～思いやりでつながる共生のまち・うるま～



平成30年3月

うるま市

『一人ひとりの自分らしくをともに支える』
～思いやりでつながる共生のまち・うるま～
を実現するために



この度、本市では、障がい者の「生活支援」や「社会参加」を推進する「第3次障がい者福祉計画」を策定いたしました。この中には、国の法に基づき、3年を1期とする「第5期うるま市障害福祉計画」及び今回が初めての策定となる「第1期うるま市障がい児福祉計画」を包含する形で策定しております。

策定においては、「第2次うるま市障がい者福祉計画」策定時に焦点となった内容(就労支援体制の構築、住まいの確保、発達障害への支援、自立支援協議会の強化等)をはじめとした進捗状況のチェックを行うとともに、今回の策定で求められていること(精神障害を含めた地域包括ケアシステムの構築、障がい児支援体制の整備など)や国の第四次障害者基本計画の考え方や障がい者虐待防止法(H24)、障害者差別解消法(H28)といった関連法などを踏まえた対策を掲げています。

「障害者総合支援法」が平成25年4月に施行されて以降、本市では障害福祉サービスの提供体制の整備や基幹相談支援センターの設置による相談機能の強化、事業所が一体となった就労支援体制の強化などを図ってきました。

近年の動向としては、これまでの「障がい者の自立支援」という観点に加え、「障がい者の差別解消」「合理的配慮」「社会的な障壁の除去」「共生社会の実現」といった、障がい者の権利・人権尊重の視点が重視されていることから、本計画では、前計画の基本理念『自立と支え合い～ともに歩むまち・うるま～』を『**「一人ひとりの自分らしくをともに支える」～思いやりでつながる共生のまち・うるま～**』へ変更しました。また、「障がい者の社会参加を支援する環境づくり」、「誰もが暮らしやすい環境づくり」、「地域でともに生きるための環境づくり」を基本目標として掲げ、障がいのある人が住み慣れた地域で安心して生活し、社会参加できるよう、共生社会を実現していくための施策を講じてまいります。

結びに、本計画の策定にあたり、ご尽力をいただきました「うるま市障害者施策推進協議会」の委員各位、並びにアンケートへのご協力、ご意見をお寄せいただいた関係者の皆様に深く感謝を申し上げます。

平成30年3月

うるま市長 島袋 俊夫

目次

第1章 計画の策定にあたって

1

1. 計画の背景と趣旨…………… 1
2. 障がい者福祉計画と障害福祉計画及び障がい児福祉計画の関係…………… 4
3. うるま市障がい者福祉計画と他計画との位置づけ…………… 5
4. 計画の期間…………… 6

第2章 障がい者の現状

7

1. 障がい者数…………… 9
2. サービスの利用状況…………… 11
3. 障がい者相談支援等…………… 14
4. 地域活動支援センター…………… 15
5. 補装具…………… 16
6. 各種手当等…………… 17
7. 医療費助成等…………… 18
8. その他の支援等…………… 20
9. うるま市障がい者福祉計画策定のための基礎調査結果より…………… 22

第3章 第2次計画の実施状況や課題

33

1. 点検1. 啓発・広報とボランティア活動の推進…………… 35
2. 点検2. 保健・医療の充実…………… 37
3. 点検3. 地域生活の支援…………… 39
4. 点検4. 相談支援、情報提供の充実…………… 43
5. 点検5. 保育・教育環境の充実…………… 44
6. 点検6. 就労支援…………… 46
7. 点検7. 各種活動の推進…………… 47
8. 点検8. 生活環境の整備充実…………… 48

第4章 計画の基本的な考え方

51

1. 基本理念…………… 53
2. 基本目標…………… 54
3. 重点的な取り組み…………… 55
4. 施策の体系（障がい者福祉計画の施策体系）…………… 57

第5章 障がい者福祉計画（平成30年～35年）

59

1. 差別の解消、権利擁護の推進及び虐待の防止…………… 61
2. 保健・医療の推進…………… 64
3. 自立した生活の支援・意思決定支援の推進…………… 67
4. 情報アクセシビリティの向上と意思疎通支援の充実…………… 74
5. 教育の振興…………… 76
6. 雇用、就業、経済的自立の支援…………… 78
7. 文化芸術活動、スポーツ等の振興…………… 81
8. 安全安心な生活環境の整備…………… 83
9. 防災、防犯等の推進…………… 86

第6章 第5期障害福祉計画（平成30年～32年）

89

1. 障害福祉計画の成果目標…………… 91
2. 障害福祉サービス等の見込量…………… 96
3. 地域生活支援事業…………… 121

第7章 第1期障がい児福祉計画（平成30年～32年）

141

1. 障がい児福祉計画の成果目標…………… 143
2. 障がい児通所支援の見込量…………… 147

第8章 計画推進のために

155

1. 計画の推進体制…………… 157
2. 人材の確保・質の向上…………… 160
3. 計画の進行管理…………… 160
4. 障がい者福祉計画の担当課一覧（第5章関連）…………… 161

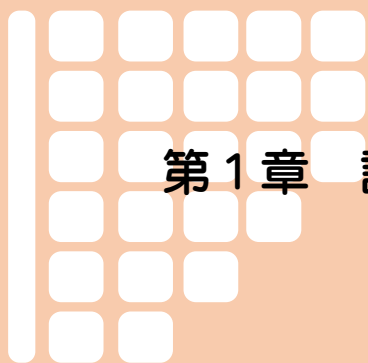
資 料 編

167

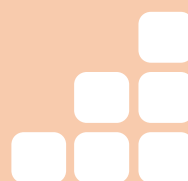
- 用語解説…………… 169
- うるま市障がい者福祉計画策定のための基礎調査の概要…………… 177
- うるま市障害者施策推進協議会規則…………… 178
- うるま市障害者施策推進協議会委員名簿…………… 180
- うるま市障がい者福祉計画検討委員会設置規程…………… 181
- 検討委員会委員名簿…………… 183
- 策定の経過…………… 184

<障がいと障害の表記について>

障害の「害」には、「悪いこと」「わざわざ」などという意味があり、人を表す際に「害」を用いるのは、人権を尊重する観点からふさわしくないと考えます。本計画書では、基本的に（人を修飾する場合）「障がい」と表記し、国の法令等に基づく制度や施設名、または法人、団体名等の固有名詞については「障害」と表記しています。



第1章 計画の策定にあたって



1. 計画の背景と趣旨

障がい者福祉分野では、平成 18 年に障害者自立支援法が施行されて以後、何度か法改正が行われ、また「障害者総合支援法」の改正を経る中で、「障がい者の定義に発達障害や難病が追加」や「障害福祉サービスの拡充」、「サービス利用計画を利用者全員が作成」、「支援体制の強化(自立支援協議会の法制化など)」が図られてきました。

今回の計画策定においては、障害者総合支援法と児童福祉法が平成 30 年度より法改正し、「地域での「生活」と「就労」に対する支援の充実(自立生活援助、就労定着支援の創設、重度訪問介護の訪問先拡大)」、「高齢障がい者による介護サービスの円滑な利用の促進」、「障がい児支援のニーズの多様化に対応するための支援拡充」などが新しく示されています。

また、国の障害者基本計画は平成 30 年度から新たに第四次基本計画となり、障害者権利条約を踏まえ、障がい者の差別解消や合理的配慮、共生社会の実現など、障がい者の権利・人権尊重の視点が反映された計画となっています。

本市では、これらの方針を踏まえ、3 年を 1 期とする第 5 期障害福祉計画及び第 1 期障がい児福祉計画を策定するとともに、障がい者福祉計画においては第 2 次計画策定時に焦点となった内容(就労支援体制の構築、住まいの確保、発達障害への支援、自立支援協議会の強化 など)をはじめとした進捗状況のチェック、障害者虐待防止法(H24)や障害者差別解消法(H28)といった関連法、障がい者を取り巻く近年の社会情勢等を踏まえながら、市の現在の体制、課題を確認し、障がい者が自立した地域生活を送れる支援環境について対策を掲げるため、計画策定を行っています。

■第5期障害福祉計画の策定について国から示されていること

◎新しいサービスの導入

- ・ 自立生活援助：施設入所、グループホーム利用者への定期巡回訪問などにより、円滑な地域生活に向けた相談・助言を行う。
- ・ 就労定着支援：就業に伴う生活面の課題に対応できるよう、事業所や家族との連絡調整等の支援を行う。

◎サービスの利用条件の緩和

- ・ 重度訪問介護：医療機関への入院時も一定の支援が可能に
- ・ 高齢障がい者：介護保険サービス利用の際に障害福祉サービス利用負担を軽減
(65歳以前から障害福祉サービスを使ってきた低所得の高齢障がい者)

◎障がい児支援の強化

- ・ 居宅を訪問して発達支援を提供するサービスの新設（重度障がい児）
- ・ 保育所等訪問支援について、乳児院・児童養護施設の障がい児に利用対象を拡大
- ・ 医療的ケアを必要とする障がい児への支援：保険・医療・福祉等の連携促進
- ・ 「障害児福祉計画」を作成すること：これまでは「障害福祉計画」の中に含まれていたが、障害児のサービス提供体制を計画的に進めるために目標を掲げるように示された。

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律及び児童福祉法の 一部を改正する法律案（概要）

趣旨

障害者が自らの望む地域生活を営むことができるよう、「生活」と「就労」に対する支援の一層の充実や高齢障害者による介護保険サービスの円滑な利用を促進するための見直しを行うとともに、障害児支援のニーズの多様化にきめ細かく対応するための支援の拡充を図るほか、サービスの質の確保・向上を図るための環境整備等を行う。

概要

1. 障害者の望む地域生活の支援

- (1) 施設入所支援や共同生活援助を利用していた者等を対象として、定期的な巡回訪問や随時の対応により、円滑な地域生活に向けた相談・助言等を行うサービスを新設する（自立生活援助）
- (2) 就業に伴う生活面の課題に対応できるよう、事業所・家族との連絡調整等の支援を行うサービスを新設する（就労定着支援）
- (3) 重度訪問介護について、医療機関への入院時も一定の支援を可能とする
- (4) 65歳に至るまで相当の長期間にわたり障害福祉サービスを利用してきた低所得の高齢障害者が引き続き障害福祉サービスに相当する介護保険サービスを利用する場合に、障害者の所得の状況や障害の程度等の事情を勘案し、当該介護保険サービスの利用者負担を障害福祉制度により軽減（償還）できる仕組みを設ける

2. 障害児支援のニーズの多様化へのきめ細かな対応

- (1) 重度の障害等により外出が著しく困難な障害児に対し、居宅を訪問して発達支援を提供するサービスを新設する
- (2) 保育所等の障害児に発達支援を提供する保育所等訪問支援について、乳児院・児童養護施設の障害児に対象を拡大する
- (3) 医療的ケアを要する障害児が適切な支援を受けられるよう、自治体において保健・医療・福祉等の連携促進に努めるものとする
- (4) 障害児のサービスに係る提供体制の計画的な構築を推進するため、自治体において障害児福祉計画を策定するものとする

3. サービスの質の確保・向上に向けた環境整備

- (1) 補装具費について、成長に伴い短期間で取り替える必要がある障害児の場合等に貸与の活用も可能とする
- (2) 都道府県がサービス事業所の事業内容等の情報を公表する制度を設けるとともに、自治体の事務の効率化を図るため、所要の規定を整備する

施行期日

平成30年4月1日(2.(3))については公布の日)

2. 障がい者福祉計画と障害福祉計画及び障がい児福祉計画の関係

「うるま市障がい者福祉計画」は、障害者基本法に基づく「市町村障害者計画」に相当する計画です。本計画は、障がい者の日常生活及び社会生活全体に係る支援策を掲げ、総合的に障がい者の地域生活支援を図るものです。

「うるま市障害福祉計画」（本書第5章に相当）は、障害者総合支援法に基づく「市町村障害福祉計画」に相当する計画です。この計画は、障がい者福祉計画の「生活支援」に関する施策の実施計画として、障害福祉サービスや相談支援、地域生活支援事業の数値目標の設定と、目標達成に向けた取り組みを掲げたものです。

「うるま市障がい児福祉計画」（本書第6章に相当）は、児童福祉法に基づく「市町村障害児福祉計画」に相当する計画です。この計画は、障がい児通所・入所支援、障害児相談支援の提供体制の整備や円滑な実施を確保するための見込量や対策を掲げたものです。

うるま市障がい者福祉計画

- 障害者基本法に基づく「市町村障害者計画」に相当（第11条第3項）
- 障がい者福祉施策を総合的に掲げる
＜広報啓発、相談・情報提供、保健・医療サービス、保育・教育環境、就労・雇用、生活環境等＞
- 計画期間は6年を1期とする

うるま市障害福祉計画

- 障害者総合支援法に基づく「市町村障害福祉計画」に相当（第88条第1項）
- 障害福祉サービス・相談支援の種類ごとの必要量の見込みと確保の方策及び地域支援事業の実施に関する事項を定める
- 計画期間は3年を1期とする

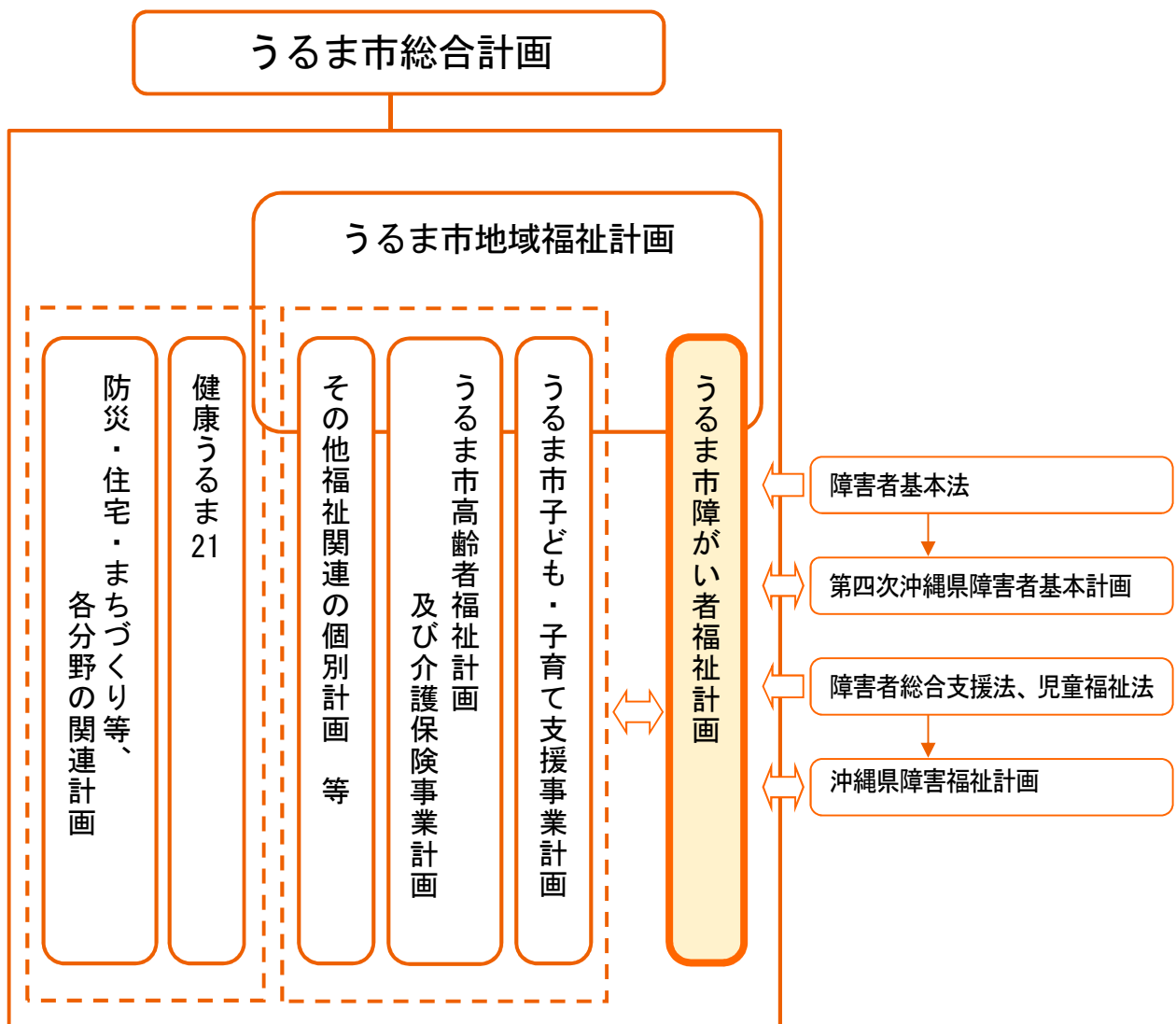
うるま市障がい児福祉計画

- 児童福祉法に基づく「市町村障害児福祉計画」に相当（第33条の20第1項）
- 障害児通所支援や障害児相談支援の提供体制の確保に係る目標に関する事項を定める
- 計画期間は3年を1期とする
- 障害福祉計画に包含する予定です。（一体的なものとして策定）

3. うるま市障がい者福祉計画と他計画との位置づけ

本計画は、国の「第四次障害者基本計画」及び沖縄県の「第四次沖縄県障害者基本計画」との整合性を図るものです。

また、市の計画の中では、「うるま市総合計画」を上位計画とした障がい者福祉に係る個別計画であるとともに、「うるま市地域福祉計画」の掲げる理念や視点を共有する計画です。さらに、保健福祉部門の関連する個別計画、及びその他障がい者等の福祉に関連する計画との整合性を保つものです。

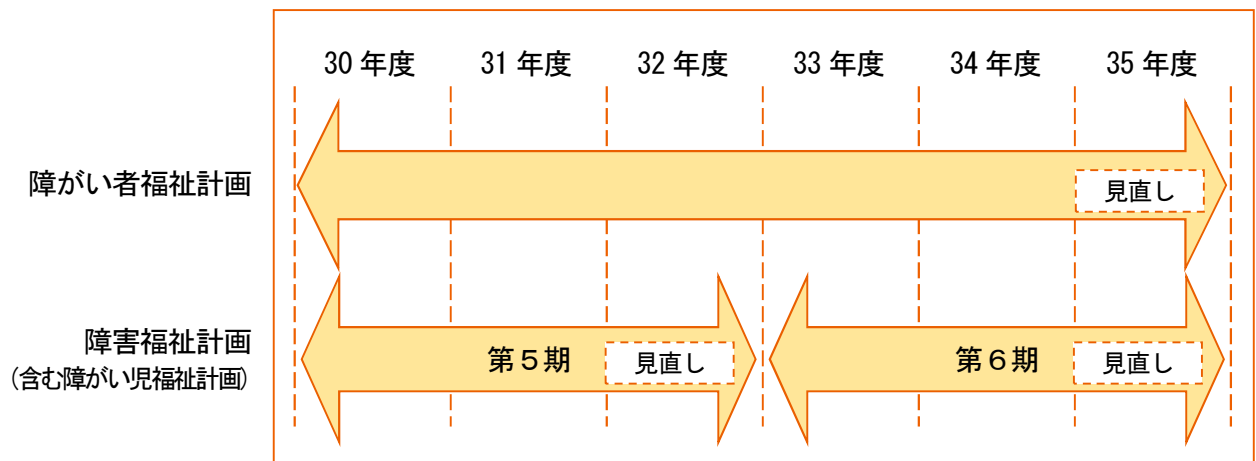


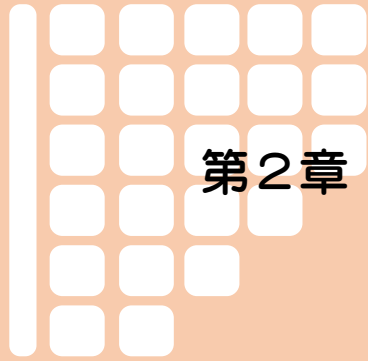
4. 計画の期間

「第2次うるま市障がい者福祉計画」は、平成24年度を初年度とし平成29年度を目標年度とする6か年計画でした。第3次計画においても同様に6か年計画とし、平成30年度～35年度までの計画期間とします。

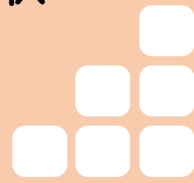
市町村障害福祉計画は、3年を1期として策定することが義務付けられております。このため、第5期は平成30年度～平成32年度までの計画を策定し、平成32年度中に第5期の実績を踏まえ、平成33年度から平成35年度までの第6期計画を策定します。

なお、計画期間中に国の法改正や社会情勢の変化等により本計画の修正等が必要となった場合には、適宜見直しを行います。





第2章 障がい者の現状



1. 障がい者数

(1) 身体障害者手帳交付の状況

身体障害者手帳交付者数は、各年増加で推移しており、平成28年度には5,619人となっています。また新規交付者が322人であり、平成26年度以降、毎年300人強の新規者数となっています。

等級別に見ると、最重度の1級が交付者全体の34.6%を占め、もっとも多くなっています。また、障害部位別では、内部障害が43.1%、肢体不自由が37.9%で、その他の部位を大きく上回っています。

身体障害者手帳の交付

各年度3月末

	性別	手帳所持者 総数	手帳交付件数					年度手帳 交付率
			新規	転入	再交付	更新	計	
平成26年度		5,392	330	41	154		525	9.7%
平成27年度		5,461	324	50	184		558	10.2%
平成28年度	男	3,142	197	26	115		338	10.8%
	女	2,477	125	34	89		248	10.0%
	計	5,619	322	60	204		586	10.4%

資料：うるま市『福祉事務所概要』（各年度末現在）

障害別及び等級人数

各年度3月末

	障害別	等級							計	構成比 (%)
		1級	2級	3級	4級	5級	6級			
平成27年度	視覚障害	129	88	19	11	24	17	288	5.3	
	聴覚・平衡機能障害	31	154	74	155	0	283	697	12.8	
	音声・言語・ そしゃく機能障害	8	7	39	13	0	0	67	1.2	
	肢体不自由	617	557	319	314	181	111	2,099	38.4	
	内部障害	1,097	42	688	483	0	0	2,310	42.3	
	合計	1,882	848	1,139	976	205	411	5,461	100	
	構成比(%)	34.5	15.5	20.8	17.9	3.8	7.5	100		
	障がい児(再掲)	67	20	21	16	4	8	136	2.5	
平成28年度	視覚障害	127	89	18	12	25	15	286	5.1	
	聴覚・平衡機能障害	32	152	73	165	0	297	719	12.8	
	音声・言語・ そしゃく機能障害	6	7	38	13	0	0	64	1.1	
	肢体不自由	630	548	314	323	185	126	2,126	37.9	
	内部障害	1,151	42	696	535	0	0	2,424	43.1	
	合計	1,946	838	1,139	1,048	210	438	5,619	100.0	
	構成比(%)	34.6	14.9	20.3	18.7	3.7	7.8	100.0		
	障がい児(再掲)	63	18	15	14	3	8	121	2.2	

資料：うるま市『福祉事務所概要』

(2)療育手帳交付の状況

療育手帳交付者数は、平成 28 年度で 1,266 人であり、程度別では軽度に当たる「B2」が 510 人で最も多くなっています。また、18 歳未満が 334 人で、手帳所持者の 26.4%を占めています。新規交付者は平成 28 年度が 64 人です。平成 26 年度以降では新規交付は概ね横ばいで推移しています。

該当者区分：喪失者含まない性別

平成 28 年度

程度別	性別	18 歳未満			18 歳以上			合計
		男	女	計	男	女	計	
最重度 A1		7	9	16	52	38	90	106
重度 A2		38	18	56	143	108	251	307
中度 B1		49	29	78	165	100	265	343
軽度 B2		129	55	184	199	127	326	510
合計		223	111	334	559	373	932	1,266
平成 26 年度新規交付件数		34	19	53	9	6	15	68
平成 27 年度新規交付件数		28	25	53	12	7	19	72
平成 28 年度新規交付件数		35	18	53	7	4	11	64

資料：うるま市『福祉事務所概要』

(3)精神障害者保健福祉手帳交付の状況

平成 28 年度の精神障害者保健福祉手帳の交付状況をみると、障害の程度が中度にあたる「2 級」が 54.9%と、大半を占めています。また、重度にあたる「1 級」は 32.4%、軽度にあたる「3 級」は 12.7%で、3 級に比べ 1 級の方が多くなっています。

精神障害者保健福祉手帳交付件数

区分	平成 26 年度			平成 27 年度			平成 28 年度		
	男	女	合計	男	女	合計	男	女	合計
1 級	261	260	521	299	305	604	304	318	622
2 級	520	485	1,005	522	506	1,028	532	524	1,056
3 級	111	112	223	115	119	234	125	120	245
合計	892	857	1,749	936	930	1,866	961	962	1,923

資料：うるま市『福祉事務所概要』

2. サービスの利用状況

(1) 介護給付・訓練等給付

障害者総合支援法に基づく障害福祉サービス等の利用では、「就労継続支援(B型)」の利用が非常に多くなっています。また、「生活介護」「居宅介護」「就労継続支援(A型)」も多くなっています。サービスの利用は、全体的に増加する傾向となっており、特に「居宅介護」「行動援護」「同行援護」「生活介護」「共同生活援助」「就労継続支援(A型)」「就労継続支援(B型)」で前年からの伸びが大きくなっています。

介護給付、訓練等給付の利用状況

介護・訓練等種別			平成27年度		平成28年度	
			年間 決定者数	年間延べ 利用者数	年間 決定者数	年間延べ 利用者数
介護 給付	訪問系	居宅介護	282	2,941	328	3,264
		行動援護	16	124	23	152
		重度訪問介護	40	672	42	624
		同行援護	45	473	35	516
		短期入所(ショートステイ)	294	866	148	870
		訪問系小計	677	5,076	576	5,426
	日中活動系	療養介護	25	468	39	469
		生活介護	187	4,589	199	4,774
		日中活動系小計	212	5,057	238	5,243
		施設入所支援	53	2,659	241	2,587
		居住系小計	53	2,659	241	2,587
介護給付費合計			942	12,792	1,055	13,256
訓練 等 給付 費	共同生活援助	74	1,185	81	1,341	
	宿泊型自立訓練	24	302	19	240	
	自立訓練(生活訓練)	82	970	50	861	
	自立訓練(機能訓練)	9	93	13	69	
	就労移行支援	71	686	52	664	
	就労継続支援(A型)	182	2,268	224	2,608	
	就労継続支援(B型)	436	5,687	490	6,110	
	訓練等給付費合計	878	11,191	929	11,893	
相談支援給付費等			1,029	4,208	1,527	4,540
合計			2,849	28,191	3,511	29,689

資料：うるま市『福祉事務所概要』

(2) 障害児通所支援の利用状況

障害児通所支援では、「放課後等デイサービス」の利用が圧倒的に多くなっています。「保育所等訪問支援」や「医療型児童発達支援」については、市内事業所が1か所であり、供給体制の確保が必要となっています。

障害児通所支援の利用状況

障害児通所支援	平成27年度		平成28年度	
	年間 決定者数	年間延べ 利用者数	年間 決定者数	年間延べ 利用者数
児童発達支援	108	1,114	86	1,290
放課後等デイサービス	241	3,794	357	4,527
医療型児童発達支援	5	67	3	25
保育所等訪問支援	10	12	32	207
障害児相談支援給付	361	1,205	466	1,324
児童通所給付費合計	725	6,192	944	7,373

資料：うるま市『福祉事務所概要』

(3) 地域生活支援事業

障がいのある人が自立した生活を送ることができるように支援する事業です。ニーズ等に基づきながら、事業や供給体制を確保するなど進めています。

事業名	利用数等	
	平成 27 年度	平成 28 年度
1. 相談支援機能強化事業（相談支援員）	(8人) 2,430人	(9人) 2,744人
2. 成年後見制度利用支援事業	申し立て：4件 報酬助成：6件(計：10件)	申し立て：7件 報酬助成：10件(計：17件)
3. 意思疎通支援事業		
(1) 手話通訳者・奉仕員派遣事業	538件	546件
(2) 手話通訳設置事業	3人 988件	3人 1,105件
(3) 要約筆記奉仕員派遣事業	30回	70回
(4) 手話奉仕員養成事業	18名 開催40回	入門過程：21名 開催18回 基礎課程：15名 開催22回
4. 日常生活用具給付事業	1,938件	1,995件
5. 移動支援事業		
(1) リフト付き福祉バス運行事業	57人	42人
(2) リフト付き福祉タクシー利用料助成事業	59人	47人
(3) 重度身体障害者移動支援事業 (スロープ付き福祉車輛の貸出し)	8人	10人
(4) 移動支援（個別支援型）	87人	86人
6. 地域活動支援センター機能強化事業	5か所 297人 (I型2か所 III型3か所)	5か所 180人 (I型1か所 III型4か所)
7. 任意事業		
(1) 更生訓練費給付事業	0人	0人
(2) 生活訓練事業（パソコン教室）	3回 9人	5回 20名
(3) 福祉機器リサイクル事業（福祉機器の貸出し）	262件	228件
(4) 日中一時支援事業（日中預かり）	実施事業所42か所 7,839人	実施事業所39か所 6,664人
(5) スポーツ・レクリエーション教室開催等事業	150人 5回	158人 14回
(6) 芸術文化講座開催等事業	40名 1回	39名 1回
(7) 点字・声の広報等発行事業	477部	484部
(8) 自動車運転免許取得・改造助成事業	4件	3件
(9) ボランティア活動支援事業	0人	0人
(10) 生活サポート事業	6人	6人

資料：うるま市『福祉事務所概要』

3. 障がい者相談支援等

(1) 相談支援事業（一般相談）

障がい者等の福祉に関する様々な問題に対し、障がい者等からの相談に応じ、必要な情報の提供及び助言等必要な援助を行う相談支援事業を実施しています。市内には3つの事業所で市内4か所で実施しています。

事業所等名	延べ相談件数	
	平成27年度	平成28年度
障がい福祉課	2,430	2,744
あいあい(2地区)	6,352	3,249
あやはし苑	3,459	1,409
合計	12,241	7,402

資料：うるま市『福祉事務所概要』

(2) 精神保健相談

精神障がい者が、地域で自立、生活が出来るように医療に関する相談を中心に、精神福祉に関する基礎的な相談を行っています。

区分			27年度	28年度	
相談、デイ・ケア、訪問指導実人員			728	877	
相談、 デイ・ケア、 訪問指導別内訳	相談	相談実人員	720	827	
		相談延べ人員	老人精神保健	7	6
			社会復帰	236	131
			アルコール	41	51
			薬物	3	0
			心の健康づくり	3	34
			その他	1,757	1,444
			計	2,047	1,666
	訪問指導	訪問指導実人員	69	142	
		訪問延べ人員	社会復帰	28	20
			アルコール	12	16
			心の健康づくり	0	4
			その他	121	242
計	161	282			
電話相談延べ件数			938	750	

資料：うるま市『福祉事務所概要』

4. 地域活動支援センター

障がい者への創作活動や生産活動の機会の提供等を行う事業です。事業所数は、平成27年度にはⅠ型2か所、Ⅲ型3か所でしたが、平成28年度からⅠ型1か所、Ⅲ型4か所となっています。利用人数は減少傾向となっています。

型	事業所	平成27年度事業実績			平成28年度事業実績		
		利用者 実人員	延利用者数	活動支援 件数	利用者 実人員	延利用者数	活動支援 件数
Ⅰ型	あいあい	127	9,644	5,244	131	6,174	4,443
	あやはし苑	150	8,833	6,758			
Ⅲ型	ゆい	10	1,964	1,976	10	2,111	2,111
	きむたか	10	1,484	1,484	10	1,917	1,917
	みほそ	4	1,794	1,204	10	2,546	1,750
	あやはし苑				29	5,480	4,990
合計		301	23,719	16,666	190	18,228	15,211

【参考】地域活動支援センターⅠ型・・・専門職員(精神保健福祉士等)を配置し、医療・福祉、地域の社会基盤との連携強化のための調整や地域住民ボランティアの育成、障がいに関する啓発活動等を実施するもの。

地域活動支援センターⅡ型・・・地域において雇用・就労が困難な在宅障がい者に対し、機能訓練、社会適応訓練、入浴等のサービスを実施するもの。

地域活動支援センターⅢ型・・・地域の障がい者団体等が通所による援護等の事業実績が5年以上で安定的な運営が図られている事業所が対象となる。

5. 補装具

(1) 補装具

身体障がい者の失われた部位、欠陥のある部分を補って必要な身体機能の補助をする用具の交付、修理を行います。

補装具の総利用件数は、平成 27 年度が 413 件、28 年度が 434 件となっており、微増しています。利用が最も多いのは「補聴器」で、平成 28 年度は 146 件となっています。次いで「装具」の 117 件、「車椅子」が 83 件となっています。これら 3 つが他の補装具を大きく上回っています。

補装具給付状況

単位：件

種 別	平成 27 年度	平成 28 年度	種 別	平成 27 年度	平成 28 年度
義 肢	19	16	歩行補助杖	6	10
装 具	86	117	歩 行 器	6	0
車 椅 子	77	83	義 眼	0	0
電 動 車 椅 子	24	30	そ の 他	43	27
補 聴 器	146	146	合 計	413	434
盲人安全杖	6	5			

資料：うるま市『福祉事務所概要』（年間の値） ※修理も含む

(2) 軽度・中等度難聴児補聴器購入等助成事業

平成 28 年 4 月より、うるま市では市内に住所を有する 18 歳未満の児童で両耳の聴力レベルが 30 デシベル以上 70 デシベル未満の身体障害者手帳の交付対象とされない方に補聴器の購入又は修理に要する費用の 3 分 2 を助成しています。平成 28 年度の利用件数は 5 件、修理件数は 2 件となっています。

難聴児補聴器購入等助成状況

単位：件

	申請件数	補聴器の 交付件数	補聴器の 修理件数
平成 28 年度	5	5	2

資料：うるま市『福祉事務所概要』（年間の値） ※修理も含む

6. 各種手当等

(1) 特別障害者手当等支給制度

① 特別障害者手当

在宅の重度障がい者に対し、著しく重度の障がいによって生ずる特別な負担の軽減を図るため、手当を支給しています。

② 障害児福祉手当

在宅の重度障がい児に対し、その重度の障がいによって生ずる特別な負担の軽減を図るため、手当を支給しています。

③ 経過的福祉手当（経過措置）

従来福祉手当の受給者のうち、特別障害者手当に該当せず、かつ、障害基礎年金も受給できない方に対して、経過的措置として福祉手当を支給しています。

特別障害者手当の支給件数をみると、平成28年度では、特別障害者手当が176件、障害児福祉手当が186件、経過的福祉手当が2件となっています。特別障害者手当と障害児福祉手当は、前年度より減少しています。

特別障害者手当等支給制度の利用状況

単位：人

		平成27年度	平成28年度
特別障害者手当	受給者数	189	176
障害児福祉手当	受給者数	190	186
経過的福祉手当	受給者数	2	2
計	受給者数	381	364

資料：うるま市『福祉事務所概要』（年間の値）

7. 医療費助成等

(1) 重度心身障害者(児)医療費助成事業

心身に重度の障がいのある方の保健の向上と福祉の増進を目的として、保険診療による医療費の一部を助成しています。

助成状況をみると、平成 28 年度は支給実人数が 2,233 件であり、平成 26 年度以降では減少しています。なお、平成 28 年度の新規申請件数は 191 件となっています。

重度心身障害者(児)医療費助成支給状況

	受給資格者数	支給実人数
平成 26 年度	2,566 人	2,370 人
平成 27 年度	2,596 人	2,280 人
平成 28 年度	2,567 人	2,233 人

資料：うるま市『福祉事務所概要』

(2) 自立支援医療

① 更生医療給付

身体障がい者が更生するために必要な医療で、申請によって医学的処置、手術及びその他治療や技術料などの支給・給付を行っています。

給付状況をみると、平成 27 年度は 859 件、平成 28 年度が 866 件であり、前年度よりやや増加しています。

更生医療給付 単位：人

	平成 27 年度	平成 28 年度
	人数	人数
一 般 分	32	28
心 臓 分	259	291
腎 臓 分	568	547
合 計	859	866

資料：うるま市『福祉事務所概要』

② 育成医療給付

身体に障害のある児童に対し、指定医療機関において、生活能力を得るために必要な医療の給付を行っています。

給付状況を見ると、平成 27 年度は 193 件、平成 28 年度が 221 件であり、前年度より増加しています。

育成医療給付 単位：人

	平成 27 年度	平成 28 年度
	人 数	人 数
一 般 分	108	110
心 臓 分	24	20
腎 臓 分	1	0
その他 内臓障がい	60	91
合 計	193	221

資料：うるま市『福祉事務所概要』

(3)精神通院医療費利用者数

精神障がい者等の心身の障害の状態の軽減を図り、自立した日常生活を営むためにかかる医療費(通院のみ)の負担制度です。1年間の有効期限があり、その都度更新申請の必要があります。

受給者交付件数は、増加を続けており、平成 28 年度には 4,085 人、前年伸び率 1.1%となっています。

精神通院医療費利用者数 単位：人、%

区 分	人 数	伸率(%)
平成 26 年度	3,928	4.1
平成 27 年度	4,039	2.8
平成 28 年度	4,085	1.1

資料：うるま市『福祉事務所概要』

8. その他の支援等

(1) 福祉電話設置・緊急通報システム事業

福祉電話は、低所得で電話のない一人暮らし及び外出困難な重度障がい者に対しコミュニケーション、緊急連絡等の手段として、無料で電話を設置する事業です。利用者は各年1人で推移しています。

緊急通報システム事業は、低所得で一人暮らしの身体障がい者等の急病又は事故時の救急時に迅速かつ適切な対応ができるために、緊急通報システム通報機器を設置する事業です。利用者は、各年4人で推移しています。

福祉電話設置・緊急通報システム事業

項 目	平成 27 年度	平成 28 年度
福祉電話設置利用者数	1人	1人
緊急通報システム利用者数	4人	4人

資料：うるま市『福祉事務所概要』

(2) リフト付き福祉タクシー利用料助成事業（移動支援事業）

身体障がい者がリフト付きの福祉タクシーを利用する場合、その料金の一部を助成することにより、生活の利便性と社会参加を促進することを目的としています。平成28年度では利用実人数が34人で前年よりやや減少しています。

	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度
交付人数	63	59	47
利用実人数	45	39	34
利用枚数	373	310	270

資料：うるま市『福祉事務所概要』

(3) 心身障害者扶養共済制度

心身障がい者の生活を終身にわたって安定させ、福祉の増進に資するとともに、保護者の持つ親なきあとの不安の軽減を目的とする制度です。障害の範囲は、知的障がい者、身体障がい者3級以上、精神、または身体に永続的な障害のある方です。

平成28年度の加入者数は28人で、身体障がい者(児)と知的障がい者(児)が10人を超えています。また、支給は27人であり、うち身体障がい者(児)が12人で多くなっています。前年度に比べ、加入者はやや減少し受給者は増加しています。

沖縄県心身障害者扶養共済制度加入状況

区 分	重複 障がい者 (児)	知的 障がい者 (児)	身体 障がい者 (児)	その他	合 計
平成 27 年度	4 人	13 人	14 人	0 人	31 人
平成 28 年度	3 人	12 人	13 人	0 人	28 人

資料：うるま市『福祉事務所概要』（年間の値）

沖縄県心身障害者扶養共済年金支給状況

区 分	重複 障がい者 (児)	知的 障がい者 (児)	身体 障がい者 (児)	その他	合 計
平成 27 年度	6 人	6 人	11 人	1 人	24 人
平成 28 年度	7 人	7 人	12 人	1 人	27 人

資料：うるま市『福祉事務所概要』（年間の値）

9. うるま市障がい者福祉計画策定のための基礎調査結果より

(1) 調査概要

① 調査の目的

うるま市障がい者福祉計画及び障害福祉計画の見直しにあたり、障がい者を対象に生活状況やサービスの利用状況等を把握するとともに、市民の障害福祉に対する意識等を調査し、計画策定の基礎資料とすることを目的に実施しました。

② 調査対象者、抽出方法

- ・ 在宅の身体障がい者：身体障害者手帳所持者 1,600 人を無作為抽出
- ・ 在宅の知的障がい者：療育手帳所持者 908 人全数調査
- ・ 在宅の精神障がい者：サービス事業所等の利用者無作為で調査
- ・ 施設入所者：施設入所支援の利用者 数か所の施設に調査協力依頼
- ・ 一般市民：市内に在住する 20 歳以上の男女より 2,000 人を無作為抽出

③ 配布方法

- ・ 在宅の身体障がい者：身体障害者手帳所持者 郵送による配布・回収
- ・ 在宅の知的障がい者：療育手帳所持者 郵送による配布・回収
- ・ 在宅の精神障がい者：サービス事業所等の利用者 事業所等を通じて配布・回収
- ・ 施設入所者：施設入所支援の利用者 施設を通して配布・回収
- ・ 一般市民：市内に在住する 20 歳以上の男女 郵送による配布・回収

④ 調査期間

平成 28 年 12 月～平成 29 年 1 月

⑤ 回収状況

	配布件数	回収数 (有効回答数)	回収率
在宅の身体障がい者	1,600 件	1,246 件	49.7%
在宅の知的障がい者	908 件		
在宅の精神障がい者	123 件	87 件	70.7%
施設入所者	95 件	92 件	96.8%
一般市民	2,000 件	766 件	38.3%
合計	4,726 件	3,437 件	72.7%

(2) 調査から見る現状や課題の整理

「うるま市第2次障がい者福祉計画」で掲げている基本目標ごとに、アンケート調査結果からわかる現状や課題を整理しました。

基本目標1 啓発・広報とボランティア活動の推進

- (1) 障がい者への理解・啓発の推進
- (2) 福祉意識の向上・福祉教育の推進
- (3) ボランティア活動の推進

知的障がい者や精神障がい者では、差別を受けた経験者も多く、地域、職場などでの障がいの理解が必要となっています。理解のためには障がい者との交流機会（特に子供の頃からの）が必要です。

・ 差別を受けたこと

- 身体障がい者では約3割、知的障がい者と精神障がい者では6割あまりが差別を経験しています。
- 身体障がい者に比べて知的障がい者、精神障がい者で差別を感じている割合が非常に高く、知的障害や精神障害についての理解等が必要です。

・ 差別を受けた場所

- 差別を受けたのは身体障がい者と知的障がい者では「外出先」、精神障がい者では「住んでいる地域」が高くなっています。
- そのほか、知的障がい者では「学校・職場」、精神障がい者では「仕事を探す時」という回答も高いです。

・ 市民の障がい者問題や福祉への関心

- 障がい者問題や福祉について、「関心がある」は7割半ばであり、ほとんどの市民が関心を示しています。
- 「関心がない」は21.1%(162人)で約2割となっています。

・ 障害に関心を持つきっかけ

- 関心を持ったきっかけは、「身近に障がい者がいるから」が約5割を占めています。また、「自分も障がい者になる可能性があるから」や「テレビ等障がい者のことを報道しているから」が3割半ばとなっています。
- 障害が自分の身近であったり、報道等から、関心が高まる傾向が見受けられます。
- 障害の理解のために必要なこととして、市民は「障がい者とのふれあう機会」をあげる声が多い。特に、小中学校でのふれあいがあげられています。

・ 障がい者への手助け

- 障がい者への手助けが「できない」という市民では、「手助けの仕方がわからない」が多くなっています。

基本目標2 保健・医療の充実

- (1) 障がいの早期発見と早期支援
- (2) 在宅障がい者の健康維持・増進
- (3) 精神保健対策の充実
- (4) 地域保健と医療の連携強化

発達障害、気になる子への対応も必要です。医療ケアでは、服薬の管理が必要な障がい者も見られます。また、精神障害に対する市民の理解も必要です。

・発達障害と診断されたこと

○知的障がい者では、回答者の4割が「ある」と回答しています。

・現在受けている医療ケア

○医療ケアでは「服薬管理」が比較的高く、身体障がい者で2割半ば、知的障がい者では1割半ば、精神障がい者では3割半ばとなっています。また、施設入所者では7割が服薬管理を受けています。

基本目標3 地域生活の支援

- (1) 障害福祉サービスの推進
- (2) 地域生活支援事業の推進
- (3) 給付及び医療費助成
- (4) 補装具の交付
- (5) 権利擁護の推進
- (6) その他の生活支援

身体障がい者では居宅介護系や自立支援、知的障がい者、精神障がい者では就労支援系や自立支援のニーズが高いです。障がい児では、放課後等デイサービスを中心に、その他のサービスも望まれています。また、サービスの情報を求める声や、手続きが大変という声もあり、サービス情報提供や手続方法も課題となっています。

・ 障害福祉サービスの利用状況と利用意向

- 身体障がい者では、
 - ・利用しているサービス・・・「居宅介護」、「生活介護」、「自立訓練(機能訓練)」が比較的高いです。
 - ・利用意向・・・「居宅介護」、「生活介護」、「重度訪問介護」、「自立訓練(機能訓練)」が比較的高いです。
- 知的障がい者では、
 - ・利用しているサービス・・・「就労継続支援(B型)」が高いほか、「自立訓練(生活訓練)」、「短期入所」も比較的高いです。
 - ・利用意向・・・「自立訓練(生活訓練)」、「就労継続支援(B型)」、「就労移行支援」のニーズが高いです。「就労継続支援(A型)」、「行動援護」、「短期入所」も比較的高いです。
- 精神障がい者では、
 - ・利用しているサービス・・・「就労継続支援(B型)」が高いほか、「自立訓練(生活訓練)」も比較的高いです。
 - ・利用意向・・・「就労継続支援(B型)」、「就労継続支援(A型)」、「就労移行支援」、「自立訓練(生活訓練)」のニーズが高いです。

・ 障害児通所支援の利用状況と利用意向

- 身体障がい児では、
 - ・利用しているサービス・・・「放課後等デイサービス」が利用されています。
 - ・利用意向・・・「放課後等デイサービス」のほか、「児童発達支援」や「医療型児童発達支援」の希望も見られます。
- 知的障がい児では、
 - ・利用しているサービス・・・「放課後等デイサービス」の利用が多くなっています。そのほか、「児童発達支援」も利用率が5割を超えています(対象者18人中)。
 - ・利用意向・・・「放課後等デイサービス」のほか、「児童発達支援」(対象者18人)や「医療型児童発達支援」(対象者18人)の希望も割合が高いです。「保育所等訪問支援」(対象者128人)は2割弱の意向となっています。

(基本目標3の続き)

そのほか、身体障がい者は補装具や日常生活用具等の身体機能の補完や自立支援を促すもの、経済的負担軽減や在宅サービス、在宅医療に係るものが望まれています。

知的障がい者ではスポーツ・レクリエーション教室や日中一時支援など、生活や活動に関するもののほか、障害の市民の理解、経済的負担軽減、相談、住まいの確保、地域の支え合いなど、多様なニーズがあります。

精神障がい者では経済的負担軽減や障害の理解及びスポーツ・レクリエーション教室や文化活動など、生活や活動に関するものにニーズが高いです。

成年後見制度は周知度が低く、周知徹底が必要です。

・ 地域生活支援事業の利用意向

- 身体障がい者では、「補装具」、「日常生活用具」、「リフト付き福祉バス」の利用意向が比較的高いです。(2割程度)。
- 知的障がい者では、「スポーツ・レクリエーション教室」、「日中一時支援事業」、「生活訓練事業」の利用意向が高くなっています。(3割半ば程度)。
- 精神障がい者では、「生活訓練事業」、「スポーツ・レクリエーション教室」(それぞれ3割半ば程度)、「文化芸術活動」、「日中一時支援事業」「ピアカウンセリング」(それぞれ2割程度)の利用意向が高くなっています。

・ 成年後見制度の周知度

- 成年後見制度を知っている人は、身体障がい者、知的障がい者とも4割半ば、精神障がい者は3割程度です。
- 制度について「名前も内容も知っている」という回答は、身体障がい者、知的障がい者は2割あまり、精神障がい者では6%と低くなっています。

・ 地域で生活するために必要な支援

- 身体障がい者では、「経済的な負担の軽減」が5割半ばでもっとも高く、次いで「在宅サービスの利用」、「在宅での医療ケア」が3割台で比較的高いです。
- 知的障がい者では、「住民の障がいに対する理解」が6割近くを占め、もっとも高く、また「経済的な負担の軽減」が5割あまりとなっています。
「生活能力向上の訓練」、「相談対応等の充実」が4割あまり、「住まいの確保」、「地域の支え合いによる支援」、「在宅サービスの利用」が3割半ばであり、比較的高いです。
- 精神障がい者では、「経済的な負担の軽減」が5割でもっとも高く、「住民の障がいの理解」、「住まいの確保」、「相談」が3割台で比較的高いです。

基本目標4 相談支援、情報提供の充実

- (1) 相談体制、相談窓口の充実
- (2) 情報提供手段の充実

家族や友人に相談したり情報を入手する障がい者が大半を占めていますが、身体障がい者では医療機関、知的障がい者や精神障がい者ではサービス事業所や施設指導員という声も多くなっています。

相談機関等との情報共有や対応する職員の資質向上も必要となります。

・相談先

- 相談先としては、「家族や親せき」が7割(精神障がい者では6割)を占め、非常に高くなっています。また「友人・知人」が身体障がい者、知的障がい者で2割後半、精神障がい者では3割で比較的高く、身近な人に相談する傾向が見られます。
- そのほか、身体障がい者では「かかりつけの医師や看護師」が3割あまり、知的障がい者では「施設の指導員」が2割半ば、精神障がい者では「施設の指導員」が4割半ば、「かかりつけの医師や看護師」、「相談支援事業所」が、比較的高くなっています。

・情報の入手方法

- 「家族や親戚、友人・知人」という回答が身体障がい者と知的障がい者では4割あまり、精神障がい者では「サービス事業所等」が5割でもっとも高いです。
- そのほか、身体障がい者では「本や新聞、雑誌、テレビ」も約4割となっています。知的障がい者では、「サービス事業所の人や施設職員」が3割半ば、精神障がい者で「家族や親戚、友人知人」が3割となっています。

基本目標5 保育・教育環境の充実

- (1) 障がい児保育の充実
- (2) 特別支援教育の充実
- (3) 障がい児を持つ家庭への支援

障がい児の保育や教育の充実を望む声が知的障がい者で比較的多くなっています。

また、障害児通所支援の受け入れ拡充により、障がい児等の療育や居場所の確保も必要です。

- 障がい児施策で充実が必要なものとして、「障がい児への保育・教育の充実」という回答が知的障がい者で2割となっており、他の施策よりも高くなっています。

基本目標6 就労支援

(1) 雇用、就労支援策の拡充

一般就労している障がい者は非常に少なく、非正規のパート・アルバイトによる就労が多いです。就労支援や職場での障がいの理解を図る必要があります。

また、知的障がい者や精神障がい者では、就労支援による福祉的就労の希望が高いです。

・ 就労の状況

- 一般就労している人は障がい者の1割程度と非常に低いです。
- 就労している人のうち、フルタイムでの就労者は、身体障がい者では約4割、知的障がい者では2割程度であり、身体障がい者に比べて知的障がい者では低くなっています。（精神障がい者はデータが少なく割愛）
- 非正規雇用での「パート・アルバイト」による就労は、知的障がい者で高く約5割を占め、身体障がい者では2割程度となっています。

・ 就労意向

- 一般就労していない人の就労意向率は、身体障がい者と精神障がい者で約2割、知的障がい者で約1割と低くなっています。
- また、就労継続支援で働きたい(利用したい)という回答が、身体障がい者では1割弱であるのに対し、知的障がい者では4割あまり、精神障がい者で6割半ばあり、福祉的就労への意向が高くなっています。

・ 職業訓練の受講の意向

- 職業訓練の受講の意向は、身体障がい者が6%、知的障がい者が27%、精神障がい者が16%で、知的障がい者の方で高くなっています。

・ 障がい者の就労支援で必要なこと

- 障がい者が就労する上では、「障がいについての職場の理解」が必要という回答が最も高いです。特に知的障がい者では5割半ば、精神障がい者では4割を占めています。
- 知的障がい者では、そのほかに「通勤手段の確保」や「就労後のフォロー」も高くなっています。
- 精神障がい者では、「通勤手段の確保」、「職場外での相談」、「勤務形態の配慮」も高くなっています。

基本目標7 各種活動の推進

- (1) 障がい者団体等への活動支援
- (2) スポーツ活動、レクリエーション活動の推進
- (3) 文化活動の推進

知的障がい者や精神障がい者では、スポーツやレクリエーション活動に関する支援等を望む声が高くなっていました。

外出の状況では、「趣味・スポーツ」は男性の方で多くなっていました。

基本目標8 生活環境の整備充実

- (1) 総合的な福祉のまちづくりの推進
- (2) 障がい者に配慮した建築物の整備
- (3) 障がい者に配慮した公園の整備
- (4) 安全な道路、交通の整備
- (5) 生活の場の確保
- (6) 防災・防犯対策の推進

外出時の困り事では、バリアフリーに関することや公共交通機関が少ないことなどが多いです。知的障がい者では、困ったときの対応方法や周囲の目が気になるといった、心理面での心配事が多くなっています。

・ 外出頻度

○身体障がい者の約7割、知的障がい者の約8割、精神障がい者の9割が外出すると回答しています。毎日外出する人は、身体障がい者が3割、知的障がい者が5割近く、精神障がい者が6割となっています。

・ 外出時の同伴者

- 身体障がい者と精神障がい者では「一人で外出する」という回答がもっとも高くそれぞれ5割、6割を占めています。
- 知的障がい者では、「父母・祖父母・兄弟」といった親類が5割近くを占めており、一人で外出する人は2割半ばとなっています。

・ 外出の目的

- 外出の目的は、身体障がい者では「病院の受診」が7割でもっとも高いほか、「買い物」が6割であり、これら2つが特に高くなっています。
- 知的障がい者では、「通勤・通学・通所」と「買い物」が約6割であり、これら2つが特に高くなっています。
- 精神障がい者では、「買い物」と「病院受診」が約7割であり、これら2つが特に高いほか、「福祉サービスの利用」も5割あります。

・ 外出時に困ること

- 身体障がい者では、道路の段差やトイレ、通路など、バリアフリーに関する困り事があげられています。
- 知的障がい者では「困った時にどうすればいいのか心配」がもっとも高いほか、「周囲の目が気になる」が比較的高いです。
- 精神障がい者では「お金がかかる」、「公共交通が少ない」が比較的高いです。

(基本目標 8 の続き)

災害時には一人で避難できない人も多くなっています。
障がい者が安心して暮らせる地域環境の整備が必要です。
住まいについては、知的障がい者や精神障がい者で確保の希望があるほか、施設入所者で地域生活を希望したいという声も見られます。住居確保対策も必要となっています。

・災害時の避難

○災害時に自分で避難「できる」という回答は、身体障がい者では4割あまり、知的障がい者では3割程度、精神障がい者では6割半ばとなっています。

・近所に助けてくれる人はいるか

○災害時の避難の際に、近所に助けてくれる人がいるか尋ねたところ、「いる」という回答は身体障がい者で3割あまり、知的障がい者では2割半ば、精神障がい者では4割半ばとなっています。

・災害時に困ること

○身体障がい者では、「投薬や治療が受けられない」という回答が4割あまりでもっとも高いです。
○そのほか、身体障がい者、知的障がい者ともに、「安全なところまで、迅速に避難することができない」、「避難場所の設備(トイレ等)や生活環境が不安」が高くなっています。

・住まいについて

○知的障がい者と精神障がい者では、「住まいの確保」を望む声が3割程度あり、他の施策を望む声と比べてやや高いです。
○施設入所者では、施設を出て地域生活したいという声が2割となっています。
○また、施設入所者で「今後も施設での生活を続けたい理由」としては、「家族の受け入れ体制が整っていないから」が約7割、「施設にいた方が安心できるから」が5割あまりを占めています。
○施設入所者の望む将来の生活形態の希望では、「家族と暮らしたい」が2割であり、グループホームの利用希望は5%程度と低くなっています。



第3章 第2次計画の実施状況や課題



1. 点検1. 啓発・広報とボランティア活動の推進

(1) 障がい者への理解・啓発の推進

①障がいについての啓発活動の推進

- ・市民向けの障害の理解啓発パンフレットを作成。また、精神保健福祉の市民講座開催も行っている。
- ・障害に対する理解啓発等の講演会や研修会は、適宜実施している。(精神保健福祉市民講座、障がい児フェスタなどは定着している)
- ・今後も広報やホームページなどを活用し、啓発広報を進める必要がある。

②「みんないきいき障がいフェスタ」の開催と周知広報

- ・うるま市福祉まつりにおいて、「みんないきいき障がいフェスタ」を同時開催。(パネル展、パンフレット配布、就労支援事業所による販売、アイマスク体験など)
- ・障がいフェスタ以外での周知の機会も検討する必要がある。

(2) 福祉意識の向上・福祉教育の推進

①人権教育の充実

- ・小中学校において人権教育を実施。「(人権の日)の設定、人権に関する授業など」人権尊重の考え方や共生の心の育成のため、発達段階に応じた取り組みを行っている。
- ・成人に対しては、人権週間(12月)における啓発活動や人権啓発コンサート、人権啓発パネル展(生涯学習フェスティバル)などを実施。

②幼児・児童生徒への福祉教育の推進

- ・市社会福祉協議会では、小中学校を対象とした福祉学習や体験活動の支援を行っている。(車いす体験、アイマスク体験、点字体験、ボランティア講話など)

③地域における福祉教育の推進

- ・「小地域ネットワークづくり(近隣見守り 援助体制)」の出前講座を実施。地域福祉の周知や学習機会の提供を行っている。
- ・地域見守り、支え合いの推進を図るためには、市民の福祉意識の向上は必要である。今後も出前講座等による取り組みを継続したい。

(3) ボランティア活動の推進

① 学校等におけるボランティア活動の推進

- ・ボランティア活動は市社会福祉協議会を中心に、学校との連携により取り組まれている。(ボランティア活動推進校指定事業＝市内保育所、幼稚園、学校を21校指定。ボランティア体験推進事業)

② ボランティアの養成、育成の支援

- ・市社会福祉協議会のボランティアセンターを中心にボランティアの養成に取り組んでいる。(ボランティア団体活動支援助成事業、ボランティア講座など)
- ・ボランティアのニーズは高くなっているように感じる。人的確保のボランティアだけではなく、ボランティア希望者が安心して楽しく活動できるためのコーディネートも重要である。ボランティアする側と依頼する側それぞれのニーズを把握しながら対応する必要がある。

③ 障がい者によるボランティア活動の促進

- ・市内の地域活動支援センター等の事業所では、活動の一環として障がい者によるボランティアも取り組まれている。(地域清掃、高齢者施設利用者との交流など)
- ・ボランティアを通して障がい者が地域貢献し、また地域住民が障がい者を理解することにつながっている。

2. 点検2. 保健・医療の充実

(1) 障がいの早期発見と早期支援

①生活習慣病の予防及び重症化予防

(健診等の実施)

- ・生活習慣病予防のため、特定健診(40～74歳)やがん検診、生活習慣病予防健診(40歳未満)を実施している。
- ・受診率向上のために、生活習慣病予防健診とがん検診は、個別健診の導入が望まれる。

(特定保健指導等の実施)

- ・集団健診受診者を対象に健診結果を個別説明。保健指導が未利用とならないように、保健指導の日程調整を行い、指導している。
- ・受診率の向上に伴い、特定保健指導者数が増加すると予想される。マンパワーの確保、スキルアップが必要。

(重症化予防)

- ・国保データベースシステム(KDB)を活用し、健診結果から重症化予防を効率良く行うための計画(データヘルス計画)を作成している。

(慢性腎臓病対策)

- ・高額な医療費につながる新規透析患者の減少を目指している。

②妊娠期の健康管理の充実

- ・安全な分娩と健康な子どもの出産のために、定期的な健康診査を促している。
- ・14回の妊婦健診が公費負担となっており、これについて周知を図り、妊婦健診を受けるように促している。

③乳幼児期における障がいの早期発見及び早期支援の充実

- ・主に、乳幼児健診を通して、身体的、精神的、社会的な発育・発達の状況を確認している。
- ・その他、心理相談、健診事後教室によるフォローを行いながら、関係課や関係機関等へのつなぎを行っている。

④発達障がい者・児支援体制会議の定期開催

- ・障がい者自立支援協議会の療育教育支援部会において、つなぎ支援に関する協議を行ってきた。
- ・保健、福祉、保育、教育が連携するためのつなぎ支援のツール開発や関係機関の連携を図ってきたが、発達障がい者・児支援体制会議には至っていない。
- ・今後は定期的な情報共有等の場を設けていく。

(2) 在宅障がい者の健康維持・増進

①在宅障がい者の健康維持、増進と介護予防の充実

- ・障がい者を含めた市民全体への健診や保健指導を行い、健康保持・増進を行っている。
- ・介護予防については、高齢者を対象とした介護予防事業を実施。市内5か所の高齢者相談センターで地域の高齢者の状況を把握し、介護予防に繋いでいる。(介護保険における高齢者相談センターは、平成29年度より委託型地域包括支援センターとなり、機能強化されている。

(3) 精神保健対策の充実

① うるま市精神デイケア事業、精神保健相談、訪問指導の充実

- ・市の精神デイケア事業は、障害福祉サービスや地域活動支援センターが充実してきたため、平成 24 年度で事業終了。
- ・精神保健相談と訪問指導では、精神科病院や保健所と連携。退院前会議等により、適切な福祉サービスへのつなぎなどを行っている。
- ・医療保健福祉連絡会を立ち上げ、定期的に会議を実施している。
- ・精神保健相談の件数の増加に伴い、相談員を増員した。

② 精神保健福祉に関する啓発事業

- ・精神保健福祉啓発促進事業として、年 1 回市民講座を実施している。
- ・障がいフェスタや障がい児フェスタ等において、啓発、パンフレット配布、パネル展を開催し、理解への促しを図っている。
- ・多くの市民に参加してもらえよう、周知の方法に工夫が必要。

③ ピアサポートの充実

- ・市社会福祉協議会では精神障がい者の地域移行を推進し、退院意欲の向上のために、病院での当事者交流会へピアサポーターを派遣している。(県受託事業)
- ・障がい児等親の会や発達障がい者当事者の会(ニヌファスター)の運営支援や資質向上の取り組みを実施。メンバー同士の交流(ピアサポート)が行われている。

④ 精神障がい者の地域移行・地域定着支援の確立

- ・退院可能な精神障がい者の地域移行については、医療保健福祉連絡会を立ち上げ定期的に会議を実施している。
- ・住居問題は障がい者だけではなく、高齢者、生活困窮世帯等包括的な取り組みが必要、市全体としての課題である。
- ・地域移行と定着支援は、精神障がい者に限らず、障がい者全体の課題として取り組んでいく。

(4) 地域保健と医療の連携強化

① 保健・医療サービス等に関する適切な情報提供

- ・障がい福祉課では、障害者手帳を交付の際に、随時保健や医療に関する情報提供を行っている。

② 障がい者に対応できる医療機関の増加促進

- ・第 2 次計画を策定する際には、障がい児を診てくれる医療機関が市内や近郊に少ないという課題があった。現在の状況について把握し、今後の対応について検討する必要がある。

3. 点検3. 地域生活の支援

(1) 障害福祉サービスの推進

①訪問系サービスの推進

居宅介護 ・身体介護……入浴、排泄及び食事等の介護
・家事援助……調理、洗濯、掃除等の支援
・通院等介助……外出時(通院、官公庁等)の介護

重度訪問介護 重度者への入浴や排泄、家事の介護など

同行援護 移動に著しい困難を有する視覚障がい者に対して外出時の同行援護をする

行動援護 行動上著しい困難を有する知的、精神障がい者に、外出時の行動を援護する

- ・利用者は増加している。その中で、本来必要としている人にサービスが行き届いているか、反対に、過剰なサービス提供となっていないかなど、利用の適性化が今後の課題である。

②日中活動系サービスの推進

生活介護 障がい者施設等で、常時介護を必要とする人への昼間の排泄、食事等の介護

自立訓練 理学療法、作業療法、リハビリの提供などを行う

就労支援 就労を希望する方に、生産活動、職場体験等の提供や支援を行う

- ・就労支援、特に就労継続支援を中心に、利用が増加傾向となっている。
- ・同じサービスを漫然と受けさせてしまうことがないように、必要なサービスが提供されるようにサービスの適性化を図る。

③居住系サービスの推進

施設入所支援 施設に入所する障がい者の主として夜間の排泄、入浴、食事等の介護

共同生活援助 共同生活を行う住居に入居し生活するほか、生活上の必要な援助を行う。

- ・共同生活援助(グループホーム)は、福祉施設等から地域移行する際の住まいとなる。今後、地域移行を推進する上で、共同生活援助の提供体制を整備する必要がある。
- ・施設入所については、空きがない状況にある。

④障がい児通所サービス

児童発達支援 日常生活における基本的な動作・知識・集団生活への適応訓練を行う
医療型児童発達支援 医療型児童発達支援センターや医療機関等に通い発達支援や治療を行う
放課後等デイサービス 放課後等の居場所となり、生活能力向上の訓練を継続的に提供する
保育所等訪問支援 保育所等における集団生活の適応の専門的な支援を行う。

- ・障がい児通所支援の中では、特に放課後等デイサービスのニーズが高い。ニーズを満たす供給体制の確保を図る必要がある。
- ・保育所等訪問支援は事業所が少ない。事業所の参入を促すなど、サービスを利用できる環境づくりに努める必要がある。
- ・障がい児へのサービスの充実を図るように、また、一人ひとりに対応したきめ細かなサービス提供がされるように、事業所等と連携、資質向上を図る。

(2) 地域生活支援事業の推進

① 地域生活支援事業の推進

- ・ 地域生活支援事業として、市では以下のサービスを提供している。

< 必須事業 >

- ア) 理解促進研修・啓発事業 (障がい者等の理解を深める研修や啓発)
- イ) 自発的活動支援事業 (障がい者の自立のための自発的な取り組み支援)
- ウ) 相談支援事業 (障がい者や家族等の相談に応じ、情報提供等の支援を行う)
 - ・ 基幹相談支援センター (相談支援の中核的役割を担う)
 - ・ 住宅入居等支援事業 (入居が困難な障がい者に入居に必要な調整等の支援を行う)
- エ) 成年後見制度利用支援事業 (成年後見制度の利用のための費用助成等の支援)
- オ) 意思疎通支援事業 (コミュニケーションの支援を行う)
 - ・ 手話通訳者、要約筆記者派遣事業 ・ 手話通訳者設置事業
- カ) 日常生活用具給付等事業 (介護支援用具、自立支援用具などの日常生活用具を給付する)
- キ) 手話奉仕養成研修事業 (手話を必要とする聴覚障がい者のコミュニケーションを支援する奉仕員の養成)
- ク) 移動支援事業 (障がい者の移動の支援を行う)
 - ・ リフト付き福祉バス運行事業 ・ リフト付き福祉タクシー利用料助成事業
 - ・ 重度身体障害者移動支援事業 ・ 移動支援 (個別支援型)
- ケ) 地域活動支援センター (障がい者が通い、創作的活動や生産活動など、社会との交流を図る)

< 任意事業 >

- ア) 生活訓練等事業 (パソコン教室などによる訓練を行う)
- イ) 福祉機器リサイクル事業 (不要になった福祉機器を再利用し、貸し借りする)
- ウ) 日中一時支援事業 (障がい者(児)に日中活動の場を提供するとともに、介助者の一時的な休息を図る)
- エ) 生活サポート事業 (居宅介護サービス開始までの緊急的な支援を行う)
- オ) 地域移行のための安心生活支援 (お試し住居) (地域への移行準備として体験宿泊等を実施)
- カ) スポーツ・レクリエーション教室等開催事業 (障がい者のスポーツやレクリエーションの機会提供)
- キ) 文化芸術活動振興事業 (障がい者の文化活動の機会を提供)
- ク) 点字・声の広報等発行事業 (視覚障がい者のために、点字や音声による情報提供を行う)
- ケ) 要約筆記者養成事業→未実施。要約筆記奉仕員派遣事業を実施
- コ) 自動車運転免許取得・改造費助成事業 (運転免許取得や障がい者が利用できるよう自動車を改造する)
- サ) 社会参加促進事業 (障がいフェスタ) (イベントを活用した障害の理解促進を図る)
- シ) 社会参加促進事業 (津堅キャロットピュアサロン) (津堅島における交流サロン)
- ス) 障害者虐待防止対策支援事業 (障がい者虐待防止のため、体制整備や研修等を実施)
- セ) 奉仕員養成研修事業 (手話奉仕員、朗読奉仕員、点訳・音訳奉仕員) (奉仕員の研修を行う)

(3) 給付及び医療費助成

① 自立支援医療の給付及び制度の広報

- ・ 自立支援医療：更生医療、育成医療の自己負担分の助成や、精神障がい者の通院医療費の負担軽減を行っている。

② 各種手当等の支給

- ・ 障害児福祉手当、特別児童扶養手当、重度心身障害児医療費助成などの手当を支給。

(4) 補装具の給付

① 補装具の給付

- ・ 障がい者の身体機能の補完、代替する補装具を給付。(盲人安全杖、補聴器、装具など)
- ・ 対象者に対して、制度の周知、広報に努める必要がある。

(5) 権利擁護の推進

① 障がい者の権利擁護にかかる相談の充実

- ・ 平成 25 年度に、うるま市権利擁護センターを設置した。(市社会福祉協議会に委託)
- ・ 市役所窓口でも情報提供や周知を行っている。
- ・ 権利擁護センターと連携し、広報周知に努める必要がある。相談機能の充実も必要。

② 日常生活自立支援事業(旧地域福祉権利擁護事業)・成年後見制度利用支援事業

- ・ 日常生活自立支援事業：判断能力が不十分な障がい者等の金銭管理やサービス利用支援などを行っている。(権利擁護センターと連携)
- ・ 障がい者の利用相談が増加。このため、待機期間がありすぐ利用できない状況。
- ・ 成年後見制度利用支援事業：周知されてきており、利用実績も伸びている。

③ 障がい者虐待に関する相談支援体制の整備

- ・ 障がい者虐待防止センターが障がい福祉課内に設置されている。また、虐待防止ネットワーク会議を設置している。
- ・ 虐待防止施行年には啓発パンフレットを配布。障がい者虐待防止の啓発のため、市民向け虐待防止講演会、施設従業者向け虐待防止研修会等を実施。
- ・ 養護者や施設従事者による虐待件数が増えている。講演会や研修会充実のほか、施設事業所等訪問し、課題を共有しながら虐待防止にむけて連携する必要がある。

(6) その他の生活支援

① 福祉電話、緊急通報システム事業の実施

- ・ 外出困難な重度障がい者等に福祉電話を設置し、コミュニケーションや緊急時の連絡手段確保を図っている。
- ・ 一人暮らしの障がい者等に対し、24 時間対応可能な緊急通報システムを設置。

4. 点検4. 相談支援、情報提供の充実

(1) 相談体制、相談窓口の充実

① 相談機能の充実

- ・ 相談支援体制の強化のため、基幹相談支援センターを設置（中核的な役割、保健師、社会福祉士、精神保健福祉士等の専門職員を配置）。
- ・ つなぎ支援コーディネーターを配置（関係機関とのつなぎ役）
- ・ 自立支援協議会には相談支援専門部会を設置。研修や相談支援機能の強化を図っている。
- ・ 基幹相談支援センターの外部委託も念頭に入れ、相談機能のほか、権利擁護や虐待防止、地域移行など、機能強化を図っていきたい。

② ピアサポートの充実（再掲）

- ・（再掲につき割愛）

(2) 情報提供手段の充実

① 情報提供の充実

- ・ 相談窓口において、各種パンフレットや関係機関情報等のチラシを提供している。
- ・ 就労支援事業所紹介パンフレット「shop=wPJ」の作成（平成27年度）
- ・ 児童発達支援及び放課後等デイサービス事業所一覧パンフレット作成（平成27年度～）
- ・ 今後は、対象者の特性に応じた障害種別ごとのパンフレットが必要と考えている。
- ・ また、点訳や音声訳による広報や事業紹介などを提供（点字広報等、声の広報等）

5. 点検5. 保育・教育環境の充実

(1) 障がい児保育の充実

①障がい児保育の充実

- ・障がい児保育事業を円滑に実施するため、保育士の配置と資質向上に努めている。
- ・市では、障がい児保育の対象を、特別児童扶養手当や療育手帳受給者のほか、障害児通所支援サービス受給認定者まで広げて受け入れている。

②無認可保育施設への巡回相談の充実

- ・無認可保育施設(認可外保育施設)を含めた市内保育施設及び公立・私立幼稚園に通う障がい児等への巡回等相談を実施。(保育士や幼稚園教諭等への指導や研修)
- ・今後も継続して取り組んでいく。

(2) 障がい児教育の充実

①特別支援教育の充実

- ・障がい児の発達段階(障害の状態や特性)に応じたきめ細かい指導が行えるように「個別の指導計画」を作成し活用している。
- ・障がい児や特別支援教育について教職員の正しい理解と認識を深めるため、研修の充実が重要である。指導力の向上を図りたい。
- ・特別支援学級では、障害の状態や特性を理解し、学級の実態に即した教育課程編成を行う。
- ・通常学級では、特別支援ヘルパーと連携を取った個別指導の充実を進める。
- ・通級指導教室では、通常学級担任と通級指導担当との情報交換による指導の充実を図る。

②校内支援体制の整備

- ・通常学級に在籍する障がい児に対しては、特別支援ヘルパーが配置されている。
- ・ヘルパーを必要とする障がい児は年々増加傾向にあり、十分な配置ができていない状況。
- ・特別支援ヘルパーの配置を進める必要がある。またヘルパーの資質向上を図る。

③交流教育及び共同学習の充実

- ・特別支援学級では、指導内容やねらいを明確にした交流や共同学習を行っている。
- ・通常学級では、交流や共同学習を通じた障がい児に対する適切な理解促進を図っている。

④就学指導体制の充実

- ・特別支援教育コーディネーターを中心に、校内就学指導委員会等を機能化。関係機関(福祉、医療)と連携し、相談を重視した就学指導や進路指導の充実を努めている。
- ・児童生徒とその保護者を対象に、特別支援教育の理解のための体験学習や授業参観などを行い、保護者等への啓発充実を図る。

⑤学校施設のバリアフリー化の推進

- ・各学校。必要に応じてバリアフリーに改修をしている。

(3)障がい児を持つ家庭への支援

①障がい児を持つ家庭に対応した地域子育て支援センターの充実

- ・就学前児童の子育て支援を行う「地域子育て支援センター」は市内に8か所。
- ・市内の公民館を活用した「出張ひろば」を展開するなど交流・相談機会拡充に努めている。
- ・障がい児保育相談員が保育施設を巡回し、障がい児に関する指導や助言を行っている。
- ・今後も障がい児への対応の充実に努める。

②放課後児童対策の充実

- ・小学生の放課後預かりを行う「放課後児童クラブ」で、障がい児の受け入れも行っている。
- ・障がい児を受け入れる放課後児童クラブでは、県の支援員研修に参加している。
- ・受け入れクラブ数、利用している障がい者数ともに増加傾向。
- ・市においても資質向上研修等の機会確保を図り、受け入れ体制づくりに努めたい。

③相談体制の整備

- ・自立支援協議会の療育教育専門部会において、一貫した相談支援体制が得られるよう連携を図っている。
- ・養育支援訪問事業では、養育支援が特に必要な家庭に保健師等が訪問。養育に関する指導、助言等を行っている。対象世帯が増加。平成26年度より事業を一部委託している。

6. 点検6. 就労支援

(1)雇用、就労支援策の拡充

①就労移行支援、就労継続支援サービスの推進（障害福祉サービス）

- ・就労継続支援への意向が高い。特に就労移行支援B型は事業所増、利用者増が大きい。
- ・就労支援から一般就労につながっても長続きせず辞めてしまう方も少なくない。
- ・就労定着支援のサービスも国から新しく出て来る。市でも定着支援に力を入れたい。

②就労支援事業所との連絡会の実施

- ・就労支援事業所連絡会を実施し、事業所間の連携強化が図られた。
- ・販促部会ができ、事業所の商品等のPR、販売促進が可能となった。WEBサイトも立上げ。
- ・自主的に就労支援事業所サービス管理責任者連絡会も立ち上がった（サビ管連絡会）。
- ・就労支援コーディネート事業を実施（外部委託）：関係機関の連携や工賃向上等を目的に。（平成29年度で事業終了）
- ・今後は自主的な活動への展開が期待されるが、障がい者の雇用に関する課題は残るので連絡会と連携して取り組みたい。

③就労支援センターの設置検討

- ・自立支援協議会における就労支援部会で、就労促進、職場定着の仕組みづくりを検討。
- ・就労支援センターについては、現在の事業所の連携や関係機関へのつながりをコーディネートすることで解決できると考える。就労コーディネートする人の配置が必要。

④市における障がい者雇用の推進

- ・市町村機関の障がい者法定雇用率2.3%以上を継続するため障がい者雇用の推進している。

⑤障がい者雇用の呼びかけと障害者雇用率制度の啓発

- ・県やハローワークからのポスター掲示等による障がい者雇用率制度の啓発を行っている。

⑥雇用の場における障がい者の人権擁護

- ・障がい者へのアンケートでは一般就労する上で必要なこととして「職場での障がいの理解」をあげる声が高い。（特に知的障がい者、精神障がい者）
- ・障がいの理解について、企業等へ幅広く啓発していく必要がある。障がい者が働きやすい環境（多様な働き方ができる環境、合理的配慮など）について発信していく。

⑦ハローワークとの連携強化

- ・自立支援協議会の就労支援部会では、専門部会員、就労移行支援事業所、相談支援事業所等を対象に、「ハローワークの役割」について勉強会を実施し、連携の強化を図った。

⑧障がい児へのキャリア教育の推進

- ・学校におけるキャリア教育において、職業見学活動、職業体験を実施。（学校及び本市グッジョブ連絡協議会）グッジョブ連絡協議会が学校と企業とのつながりを行っている。

7. 点検7. 各種活動の推進

(1) 障がい者関係団体の活動支援

①市障がい者関係団体の活動支援

- ・市身体障がい者協会や市手をつなぐ育成会などの団体の自主的活動を支援している。
- ・活動の相談や事業実施時のサポート等を行った。

②市障がい児(者)の家族等交流促進

- ・市障がい児の親の会や市発達障がい者当事者の会「ニヌファスター」の運営や資質向上のための取り組みをしている。ペアレントトレーニング研修などを実施。(事業は外部委託)
- ・市社会福祉協議会では海洋体験を実施。(自主事業)

③ふれあい、交流活動の推進

- ・地域における障がい者への理解と関係づくりのため、障がい者の発表の場を設けている。(与那城民児協の主催)。

(2) スポーツ・レクリエーション活動の推進

①障がい者のスポーツ・レクリエーション活動の振興

- ・沖縄県身体障がい者スポーツ大会やうるま市囲碁・将棋大会などへ、市内の障がい者が参加している。
- ・障がい者を含めた市民を対象に、公民館講座を開催している。
- ・各種団体の発表の場として、うるま市生涯学習フェスティバルがある。(年1回)
- ・障がい者も含めた市民へのスポーツ講座開催
- ・スポーツ推進委員等の指導者を十分に確保できない。

②スポーツ・レクリエーション教室等開催事業

- ・地域生活支援事業において、「スポーツ・レクリエーション教室等開催事業」を実施し、障がい者のスポーツ活動やレクリエーション活動を推進している。(現在は、レクリエーション活動等支援と言う)

③うるみんにおける運動施設の利用促進

- ・うるみんの施設概要や利用方法は市のホームページ等を活用し、情報提供している。(障がい者を含めた市民全般に対して実施)

④自然とのふれあいの推進

- ・「親子ふれあいホテルウォッチング」や、うるま市公民館講座の「親子星空観察会」などが実施されている。

(3) 文化活動の推進

①障がい者の芸術・文化活動の充実

- ・地域生活支援事業の「文化芸術活動振興事業」を実施。(市障がい者福祉協会に委託)
- ・内容は、障がい者の日頃の文化・芸術活動の披露など。

②障がい者も参加できる講座内容の検討

- ・うるま市立公民館講座では、障害の有無にかかわらず受講を受け付けている。

8. 点検8. 生活環境の整備充実

(1) 総合的な福祉のまちづくりの推進

① 県福祉のまちづくり条例の推進

- ・ 公共施設のほか、民間事業所でも、施設整備の際には「沖縄県福祉のまちづくり条例」や国のバリアフリー新法等に基づいて進められている。

② ユニバーサルデザインの普及・啓発の推進

- ・ さらに、多くの方々に対して利用しやすい手法とされるユニバーサルデザイン化についても普及が望まれている。
- ・ 市では、ユニバーサルデザインの考えに基づき、市庁舎をはじめとする公共施設の整備に努めてきた。

(2) 障がい者に配慮した建築物の整備

① 公共建築物のバリアフリー化の推進

- ・ 市庁舎のバリアフリーについては、市民からいくつか要望があり、対応してきた。(段差解消、出入り口ドアの開閉、歩道の整備等)
- ・ 新庁舎(東棟)は、県の福祉のまちづくり条例に基づいた内容を網羅している。
- ・ 新庁舎は障がい者に配慮して建設したが、見落とし等あれば対応を検討する。
- ・ 生涯学習センターも身障者駐車場やオストメイトの整備等を行った。

② 多くの方が利用する民間建築物のバリアフリー化促進

- ・ 県の福祉のまちづくり条例に基づき、生活関連施設の整備適合、審査を行っている。

③ 障がい者用駐車スペースの適正利用促進

- ・ 障がい者用駐車スペースの設置は進んでいるが、一般者による不正利用の実態等もある。

(3) 障がい者に配慮した公園の整備

① 障がい者等が利用しやすい公園の整備

- ・ ユニバーサルデザインに配慮した園路、東屋、トイレ、身障者用駐車場を整備している。(伊波公園、うまんちゅ健康文化交流広場、旧桃原小学校跡地緑地広場 など)
- ・ 点字を用いた案内板の設置や、ベンチ・テーブル、水飲み場、遊具等の個別のものについてもバリアフリー化された製品を検討する。

(4)安全な道路、交通の整備

①快適な歩行空間の整備

- ・歩道の整備については、沖縄県福祉のまちづくり条例や道路の移動等円滑化整備ガイドラインを参考に整備している。(段差解消、視覚障がい者誘導用ブロック設置、快適で利便性の高い歩行空間の確保など)
- ・今後も、計画的に歩道の整備を進める。

②交通安全対策の推進

- ・春・秋の全国交通安全運動、夏・年末年始の交通安全県民運動により、交通安全指導を行っている。
- ・スクールゾーン標識や道路標識の整備も実施。
- ・市の交通安全計画により、子どもから高齢者までのすべての市民に対して、交通安全思想の普及を図っている。
- ・現在の取り組みを今後も継続し、安全な地域づくりを進める。

(5)生活の場の確保

①グループホーム、ケアホームの利用促進

- ・「グループホーム」(共同生活介護)：障害福祉サービスの居住系サービス。地域での生活に支障のない方の生活の場。日常生活の援助を行っている。
- ・地域での住まいを確保するため、整備を促進していきたい。また、周知・広報や相談支援事業所の声かけ等により生活の場としての認知度を上げていきたい。
- ・法制度の改正により、平成26年度より「グループホーム」(共同生活援助)と「ケアホーム」(共同生活介護)が一元化された。

②居住サポート体制の構築

- ・退院可能な精神障がい者の地域移行については、医療保健福祉連絡会を立ち上げ定期的に会議を実施している。
- ・「お試し住居事業」において、地域への移行準備として体験宿泊を実施している。退院に結びついた事例は1件。地域移行対象者への事業の周知・啓発が必要である。
- ・住居の確保については、自立支援協議会の住まい暮らし部会の設置を検討していく。

③障がい者の公営住宅への入居の優遇

- ・市の住宅条例に該当する障がい者については、市営住宅の抽選の際に抽選券を2枚(通常1枚)発行する優遇措置を実施してきた。
- ・今後は、市営住宅に入居している高額所得者への指導等により障がい者をはじめとする住宅困窮者に住宅提供できるよう措置を講ずる予定。

④障がい者にも優しい公営住宅の整備促進

- ・市営団地建て替えの際に、障がい者等に配慮した提供に努めている。(住宅のバリアフリー化、エレベーターの設置等予定)

(6)防災・防犯対策の推進

①防災体制の充実

- ・ 自主防災組織：63 自治会中 39 自治会で結成されている。
- ・ 身近な地域での防災体制の充実のため、結成に向けた説明会開催。
- ・ 未結成自治会への説明会(定期的・継続的に)を実施し、自主防災組織の結成を促す。

②災害時要援護者支援体制の充実

- ・ 災害時要援護者登録制度の周知・申請の受付を行っている（新規障害者手帳所持者への周知など）
- ・ 地域との情報共有により、行政で把握できなかった対象者を集約し、台帳整備を進めている。登録者は年々増える傾向にある。
- ・ 登録後は個別避難計画の作成が必要であり、市民の共助の意識を高めることが必要である。
- ・ 法制度の改正により、「災害時要援護者」は、現在「避難行動要支援者」と呼ぶ。

③防犯対策の充実

(消費者保護対策)

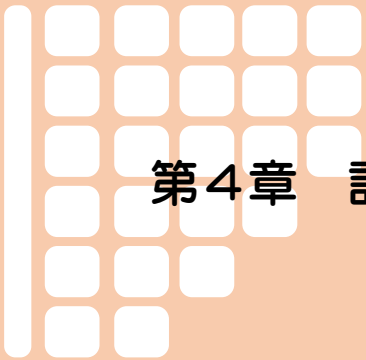
- ・ 還付金詐欺の注意喚起用チラシを窓口へ置き、呼び掛けをした。
- ・ 障がい者や高齢者に身近な自治会等を活かした対策が必要。

(消費者相談等)


- ・ 毎週水曜日 10 時から 16 時まで専門の相談員による消費者相談を行っている。
- ・ 消費者相談はホームページや広報誌で周知をしているが、さらに様々な角度から情報提供が必要。また、問題解決に長期間かかる場合もあり、相談窓口の常設化の必要性が高い。
- ・ 平成 29 年度から消費者相談員を 2 名配置。これまでの週 1 日の相談を 5 日拡充する。また、出前講座等を行い情報発信していく。

(防犯灯、夜間パトロール)

- ・ 防犯灯の LED 化整備を進めている（自治会への補助）
- ・ 市の防犯協会をはじめ自治会や各団体が連携し、定期的な防犯パトロールを行っている。
- ・ 地域ぐるみでの防犯意識の高揚や犯罪抑止につなげ、犯罪のない安全安心のまちの構築を目指す。



第4章 計画の基本的な考え方



1. 基本理念

第1次計画及び第2次計画では、基本理念を「『自立と支え合い』 ～ともに歩むまち・うるま～」とし、障がい者の自立支援とともに、障がい者も社会の一員として、地域の中で支え、支えられる両面を持つという意味を盛り込み、さらに障がい者に差別なく手をさしのべられるような「ともに歩むまち」づくりを目指していました。

障がい者を取り巻く近年の動向としては、これまでの「障がい者の自立支援」という観点に加え、「障がい者の差別解消」「合理的配慮」「社会的な障壁の除去」「共生社会の実現」といった、障がい者の権利の視点が重視されています。

また、本市が平成28年度に実施したアンケート調査では、「差別を受けたことがある」という回答が身体障がい者で3割、知的障害者及び精神障がい者では6割を占めていました。さらに、一般市民へのアンケートでは、「社会に差別がある」との回答が7割を占め、障がい者の社会参加の障壁となる課題が浮き彫りとなっています。

このような背景や課題を踏まえ、第3次計画における基本理念を、「ノーマライゼーション」や「障がい者の権利」を視点を置きながら、以下のように掲げます。

**『一人ひとりの自分らしくをともに支える』
～思いやりでつながる共生のまち・うるま～**

障がい者が社会参加を実現し、地域で自分らしく生活していくためには、障がい者が十分な支援を受けられ安心して暮らせるようにするとともに、障がい者も社会の一員として、地域の中で支え、支えられる両面を持つという意識の高揚が大切です。また、障がい者の自立と社会参加を容易にするために、地域の一人ひとりが障がい者個人の尊厳を重んじ、差別なく手をさしのべられる思いやりが何気なく広げっていくような共生のまちづくりを、着実に歩んでいきます。

2. 基本目標

計画の理念「『一人ひとりの自分らしくをともに支える』～思いやりでつながる共生のまち・うるま～」を実現するため、次の3つを基本目標として掲げ、障がいのある人もない人も、共に支え合いながら一人ひとりの「自分らしく」が達成できるように、共生社会の環境づくりを図ります。

障がい者の社会参加を支援する環境づくり

障がい者（児）がいきいきと活動し、自立した生活を営むことができる地域社会の構築が必要です。そのため、障がい児一人ひとりを尊重した教育環境の整備と、障がい者の適性と能力に応じた就労の支援を推進します。また、生涯学習やスポーツ・レクリエーション活動をはじめとした各種活動の機会を拡充するとともに、障がい者を取り巻く物理的・心理的な障壁を除去し、障がい者が安心して社会活動に参加できる地域づくりを目指します。

誰もが暮らしやすい環境づくり

障がいの種類や程度に関らず、全ての障がい者が個人として尊重され、必要な支援を受けながら、住み慣れた地域で自分らしく生活できる地域づくりが必要です。そのため、障がいの早期発見及び障害の要因となる疾病の予防を図るための保健・医療サービスの充実、地域での暮らしを支える生活支援サービスの充実と必要な情報の提供、一人ひとりが必要とするサービスを自ら適切に選択できるよう、総合的な相談支援体制の充実を推進します。

地域でともに生きるための環境づくり

障がいのある方もない方も、住み慣れた地域でともに暮らし活動できる地域づくりが必要です。そのため、障がいについての正しい知識や理解を深めるための啓発活動やボランティア活動の促進等により地域の福祉力を高め、互いに支え合い共生できる社会の実現を目指します。

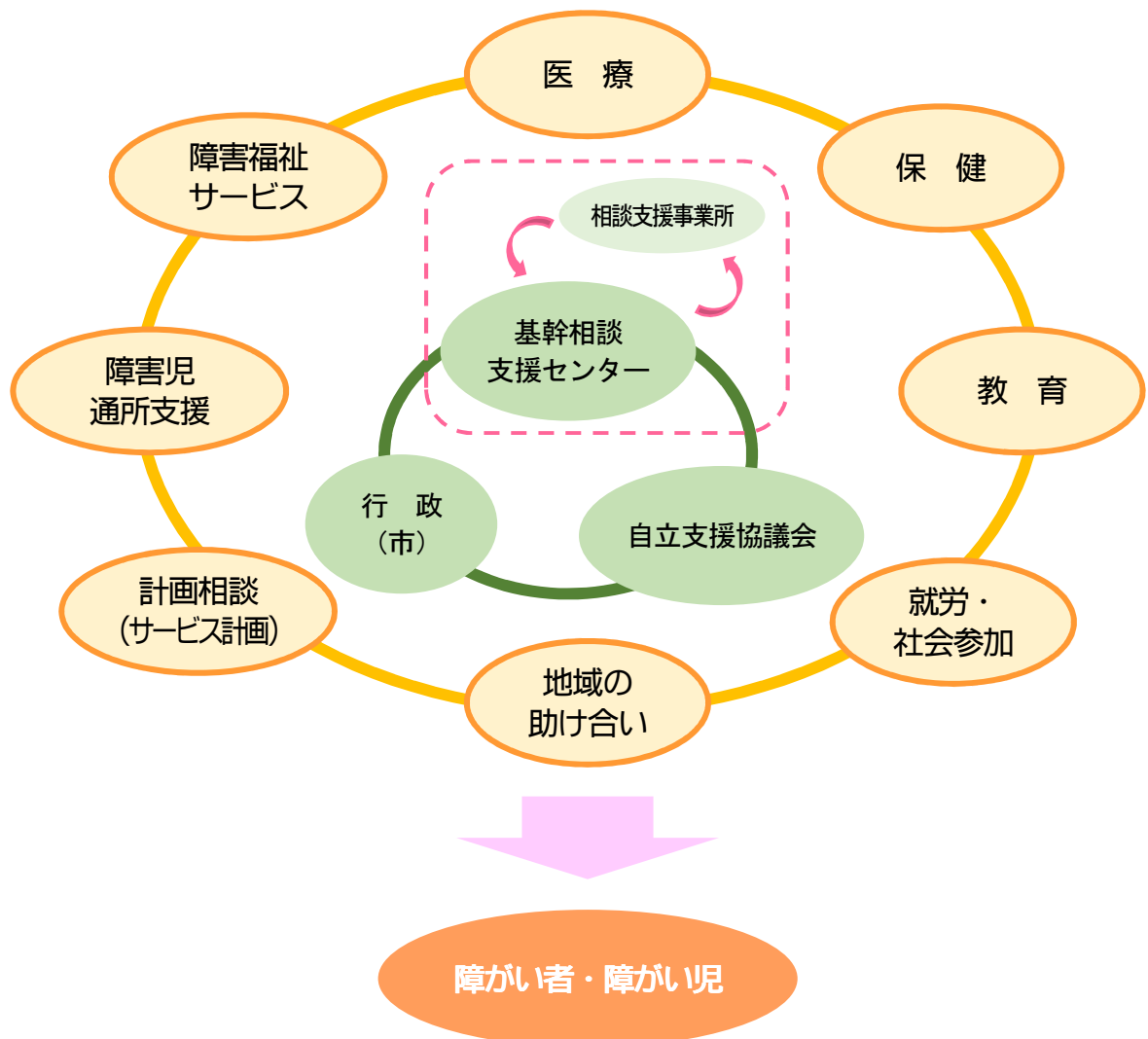
3. 重点的な取り組み

(1) 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築

障がい者が地域の中で安心して自分らしい暮らしをするためには、障がい者本人の意志及び一人ひとりの身体状況に応じた「支援」や「社会参加」が重要となります。「支援」や「社会参加」においては、保健、医療、障害福祉サービス、住まい、教育、就労、社会参加、地域助け合いなどの関係者、関係機関が別々に関わるのではなく、日頃から情報共有しながら包括的に関わることで、障がい者へのきめ細やかな対応が可能となります。

このため、基幹型相談支援センターを中心に自立支援協議会及び行政が一体となりながらつなぎ役となり、関係者・関係機関が連携し、障がい者一人ひとりを支援する対応力の強化(組織の強化)を進めます。

本市の精神障害にも対応した地域包括ケアシステムのイメージ



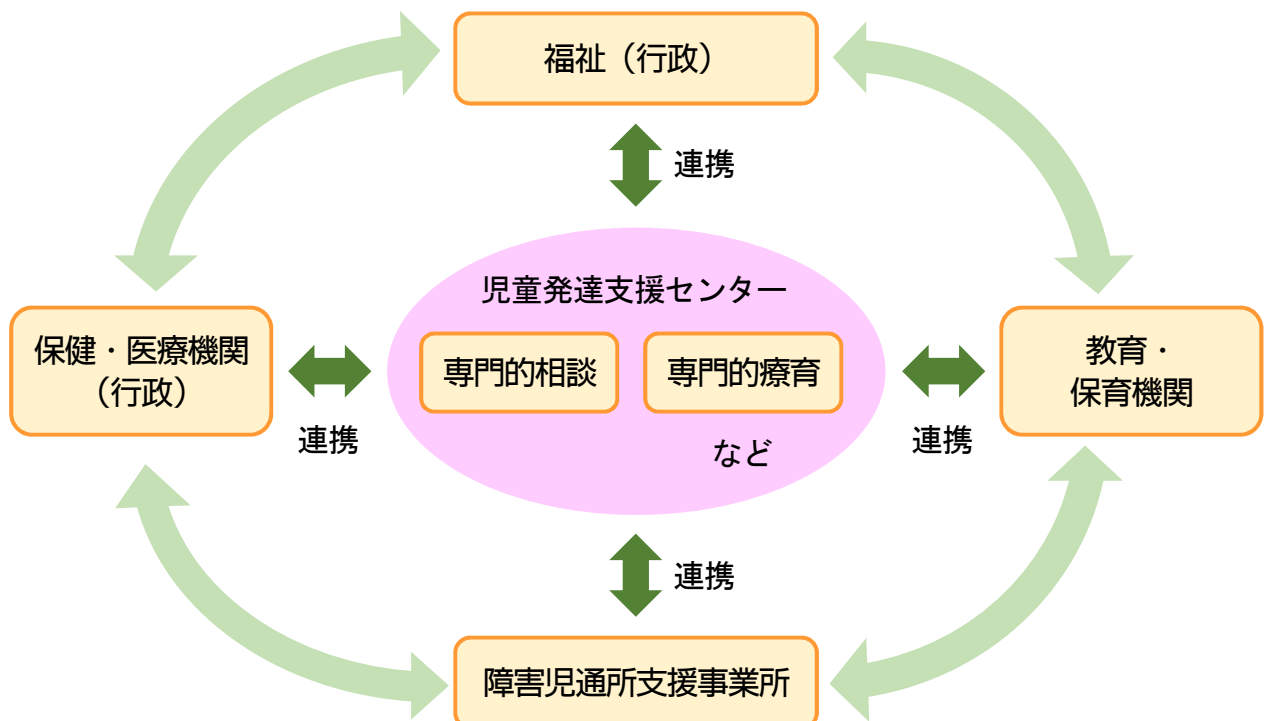
(2) 障がい児支援体制の構築

今回の計画策定では、第5期障害福祉計画策定とともに第1期障がい児福祉計画の策定が義務付けられ、障がい児支援の体制強化が重点の一つとなっています。本市では、障害児通所支援サービスについて、放課後等デイサービスの重要及び供給料が急増する中で、その他のサービスは供給量が停滞するなどの課題があり、また放課後等デイサービスにおいては、量的確保は図られてきたものの、質の確保の面では単に預かるだけで療育が十分になされていない事業所も見られるなど、質の面では充実が必要となっています。

各サービスの市内事業所数の確保に努めるとともに、重度障がい児の受け入れできる事業所の増加や、医療的ケア児への対応強化について検討を進めるなどサービス提供における向上を図っていきます、

また、障がい児への専門的な相談やケア体制の構築のため、児童発達支援センターの設置に向けて推進するとともに、センターを中心とした市内での支援体制の充実につながるように、センターと市内障害児通所支援事業所や教育・保育機関等との連携を図るように体制づくりに努めます。

本市の障がい児支援体制の構築のイメージ

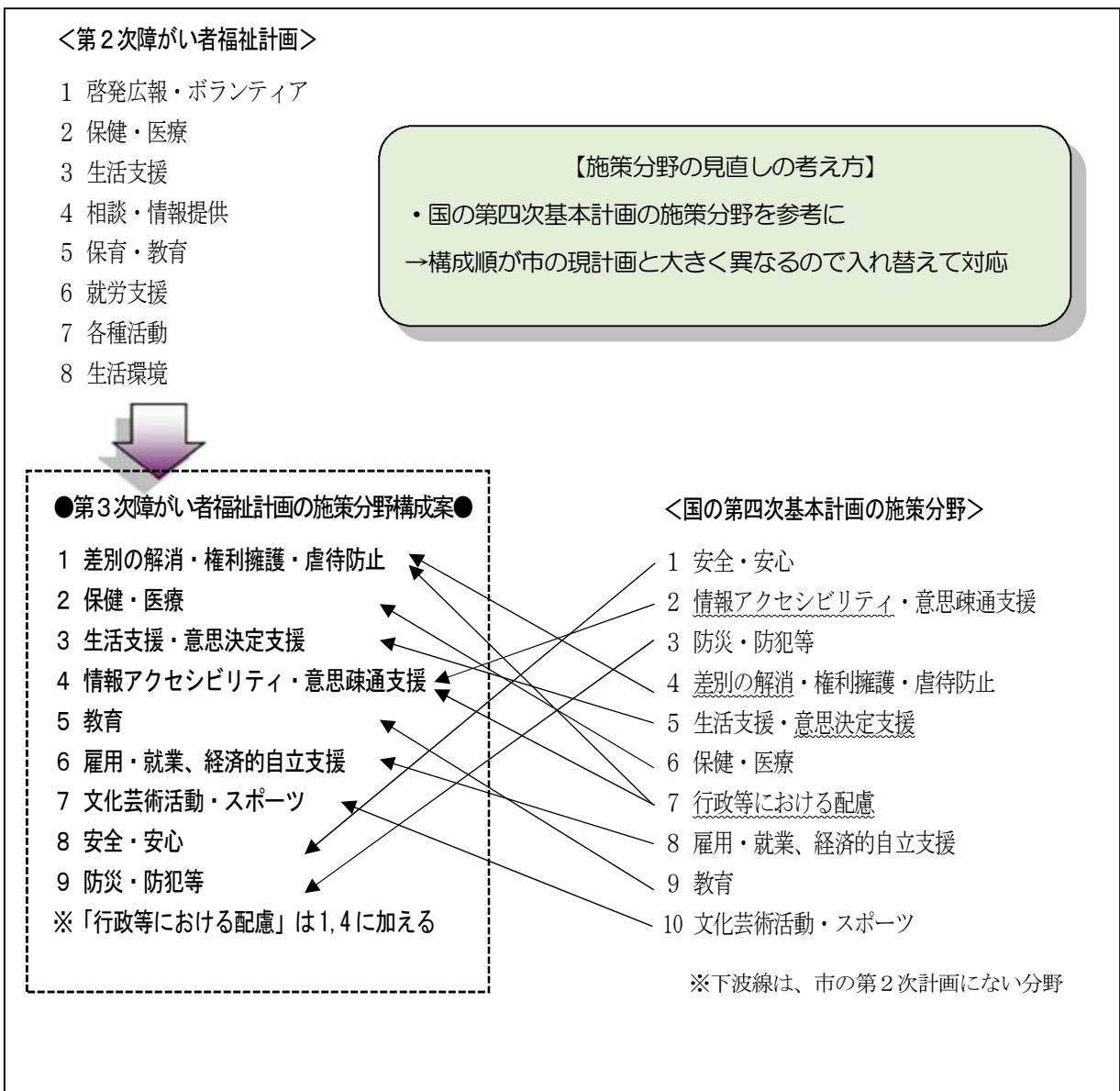


4. 施策の体系（障がい者福祉計画の施策体系）

（1）施策体系の考え方

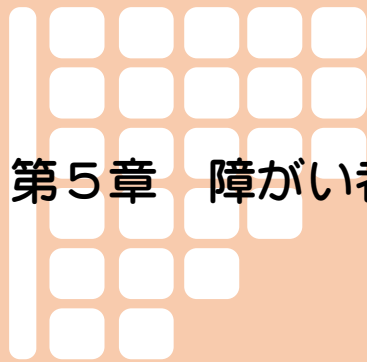
本市計画の施策分野は、国の障害者基本計画の項目に基づきながら設定してきました。平成29年度は、国の第四次障害者基本計画が策定されており、新しい施策分野が示されています。障害者権利条約等に基づいた新しい国の柱立てを参考にしながら、本市第3次計画の施策分野も見直しを行いました。

新しい施策分野の構成について

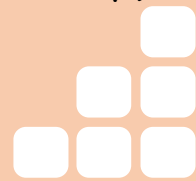


(2) 第3次障がい者福祉計画の施策体系





第5章 障がい者福祉計画（平成30年～35年）



1. 差別の解消、権利擁護の推進及び虐待の防止

- 1. 差別の解消、権利擁護の推進及び虐待の防止
 - (1) 権利擁護の推進、虐待の防止
 - (2) 障害を理由とする差別の解消
 - (3) 障害の理解・啓発の推進
 - (4) 福祉教育の推進

(1) 権利擁護の推進、虐待の防止

【今後の施策】

○障がい者の権利擁護にかかる相談の充実

障がい者の権利擁護のために、うるま市社会福祉協議会に委託している「うるま市権利擁護センター」と連携し、相談の充実に努めながら、関係機関と機能強化に向けて一層の検討を図ります。

○日常生活自立支援事業の周知や利用促進

知的障がい者、精神障がい者などで判断能力が不十分な方の金銭管理やサービス利用支援などを行う福祉サービス利用援助事業については、県が委託している事業所と市社会福祉協議会の権利擁護センターと連携を図りながら推進します。

○成年後見制度利用支援事業の周知や利用促進

知的障害、精神障害等より判断能力が不十分な障がい者の成年後見制度の適正な利用を促進するため、成年後見等開始審判申立に要する費用及び後見人等の報酬の助成を行うとともに、関係課と協働し、成年後見制度利用支援事業の周知や利用促進を図ります。

○権利擁護及び虐待の防止に関する普及・啓発

障がい者の権利擁護や虐待の防止及び「障害者虐待防止法」に関して、市民への周知・理解を図るため、啓発パンフレットや市民向け講演会、施設従事者向け研修会等を開催するなど、積極的な普及啓発を行います。

○障がい者虐待に関する相談支援体制の整備

地域における相談支援窓口と連携し、障害者虐待防止法における障がい者虐待の防止及び養護者に対する相談等の支援に取り組みます。

○虐待の防止や早期対応の充実

障がい者の虐待防止や虐待への早期対応を図るため、市の障がい者虐待防止センターや障がい者虐待防止ネットワーク会議の強化、関係機関との連携を進めます。

民生委員・児童委員及び地域(自治会や地域住民)と連携した虐待の発見を図るため、関係機関や地域との情報共有に努めます。

(2)障害を理由とする差別の解消

【今後の施策】

○差別の禁止や合理的配慮の提供に関する普及啓発

障害者差別解消法やその基本指針等に基づき、障がいを理由とする不当な差別的扱いの禁止や、障がい者に対する必要かつ合理的な配慮の提供を徹底することなど、障がいを理由とする差別の解消に向けて着実な取り組みが進むよう、普及啓発を図ります。

また、障がいのある女性、子ども、高齢者については、障がいに加えてさらに複合的な困難な状況に置かれる場合があります。こうした観点も念頭に置き、きめ細かな配慮や支援を行うよう啓発します。

沖縄県が平成26年4月から施行した「沖縄県障害のある人もない人も共に暮らしやすい社会づくり条例」の周知・啓発活動の取り組みについて、県と連携しながら進めます。

○市の行政機関等における配慮、社会的障壁の除去に係る施策の推進

市の事務・事業の実施に当たっては、障がい者が必要とする社会的障壁を除去するため、建物等のバリアフリー化、情報の取得・利用・発信におけるアクセシビリティ向上のための施策、市職員への研修等による周知等を行い、障がい者と共生する環境の整備を図ります。

○職場における差別禁止や合理的配慮の徹底促進

障害に関する職場の理解及び共に働く環境づくりを図るため、職場での障がい者への差別禁止、就労に係る合理的配慮を徹底するよう促します。

(3) 障害の理解・啓発の推進

【今後の施策】

○障がいの理解についての啓発活動の推進

市の広報誌、ホームページを活用した啓発活動及び精神障害に関する講話を継続して実施するとともに、身体障害、知的障害、発達障害の理解に関する啓発の強化を図ります。

○イベントや講演会等における周知広報の充実

「障がい児フェスタ(にこにこキッズフェスタ)」やうるま福祉まつりにおける「みんないきいき障害フェスタ」また、shop=wプロジェクトのイベントにおける障がいの理解・周知広報を継続して実施するとともに、市民対象の各種イベントにおいても周知広報や障がい者と触れ合う機会等を設けるなど、啓発活動を広げます。

(4) 福祉教育の推進

【今後の施策】

○人権教育の充実

学校において、「人権の日」の設定や人権に関する授業等を通じ、人権尊重の考え方や共生の心の育成のため、発達段階に応じた取り組みを今後も継続して実施します。

成人に対しては、人権週間における啓発等を行い、人権について考え、意識を高める機会を確保します。

○幼児・児童生徒への福祉教育の推進

福祉意識の醸成においては、幼児期から豊かな福祉の心を育てることが大切です。就学前の教育・保育等施設、小中学校で福祉の心を育て、福祉を実践する力を養うよう、学校現場と市社会福祉協議会との連携のもと、障がいに関する講演会の開催や障がい者とのふれあい、体験活動を行い、障がい者への理解及び福祉意識の醸成を図ります。

○地域における福祉教育の推進

共に生きる地域社会を形成していくために、市社会福祉協議会による出前講座や研修、福祉マップづくりなどをはじめとした小地域福祉活動を推進し、地域活動を通じた福祉意識の啓発、向上を図ります。

2. 保健・医療の推進

2. 保健・医療の推進

(1) 障害の原因となる疾病等の予防

(2) 精神保健対策の充実

(3) 難病患者等への支援

(1) 障害の原因となる疾病等の予防

【今後の施策】

○生活習慣病の予防及び重症化予防

糖尿病等の生活習慣病に起因する障がいを予防するため、栄養・食生活・身体活動・運動・休養・飲酒・喫煙及び歯や口腔の健康に関する生活習慣の改善による健康の増進について、市民への啓発を図ります。

健(検)診の受診率向上を図り、1次予防につなげるとともに、健診結果を踏まえ、メタボリック症候群該当者及び予備群等に対し、保健指導を行います。

検診結果やレセプト等のデータを分析し、重症化予防を効果的に行うため、計画を策定し実施します。

○妊娠期の健康管理の充実

妊娠出産はリスクを伴う恐れがあるため、安心・安全な出産に向け、母体の自己管理の大切さや妊婦健康診査の重要性について周知を図るとともに、妊婦健康診査14回が公費負担となっていることを周知し、定期的な健診の受診を促します。

○乳幼児期における障がいの早期発見及び早期支援の充実

乳幼児健診等を通して、発育・発達の状況を保護者とともに確認し、必要な場合は心理相談、健診事後教室等によるフォロー及び関係機関等へのつなぎ支援を行い、乳幼児期の障害の早期発見及び早期支援を図ります。

また、保護者が子どもの障害を受け入れ、早期に適切な対応が図られるように、保護者への丁寧な寄り添い支援を行います。

○発達障がい等に関する情報共有機会の確保

保健・福祉・保育・教育が連携し、発達障がい等についての情報・課題の共有と対応策の検討を行うために、市障がい者自立支援協議会の「療育・教育専門部会部会」を活用しながら関係課や関係機関との連携を図ります。

○保健・医療サービス等に関する適切な情報提供

保健・医療サービス等の提供事業者や医療機関等に関する情報を障がい者が入手しやすいよう、窓口や各種事業における情報提供を広く行っていきます。

(2)精神保健対策の充実

【今後の施策】

○精神保健相談、訪問指導の充実

精神保健相談や訪問指導について、医療保健福祉連絡会の定期的開催等による精神科病院や保健所との連携強化、相談員の資質向上等により、きめ細かく対応できるように充実を図ります。

○精神保健に関する啓発活動の推進

専門機関と連携しながら、市民講座の開催等による精神疾患の理解や対応の周知等に取り組みます。

○ピアサポート・ピアサポーターの充実

精神障がい者に対する当事者による相談活動等を推進するため、地域活動支援センター等におけるピアサポート・ピアサポーターへの取り組みの充実を図ります。

また、精神障がい者当事者によるピア活動については、地域移行支援への取り組みと連携していきます。

○心の健康を保持するための取り組みの充実

心の健康相談や、うつ等の精神疾患の予防に関する講演会を実施するなど、市民の心の健康づくりに関する取り組みを行うように進めます。

○精神障がい者の地域移行、定着支援の推進

退院可能な精神障がい者の地域への円滑な移行・定着を進められるよう、「精神障害にも対応した地域包括ケアシステム」の考え方に基つきながら、精神障がい者の退院後の支援に係る取り組みを推進します。

○精神障害に対応した地域包括ケアシステムの体制整備

精神障がい者が地域の一員として安心して自分らしい暮らしをすることができるよう、相談、障害福祉(居宅介護や地域移行・定着支援など)、医療、生活支援、住まい、社会参加(就労)、地域の助け合いなどを包括的に提供できる体制の整備を図ります。

このため、基幹型相談支援センターがつなぎ役となり、市の自立支援協議会及び関係機関が連携し合い、相互に情報共有し、障がい者一人ひとりを支援する対応力の強化(組織の強化)を進めます。

(3) 難病患者等への支援

【今後の施策】

○ 難病患者への支援の充実

難病患者の療養上、日常生活上での悩みや不安等の解消を図るため、相談支援や情報提供の充実、関係機関との連携による対応を行います。

また、難病等の特性(病状の変化や進行、福祉ニーズ等)に配慮した円滑な対応やサービス提供を実施するように努めます。

3. 自立した生活の支援・意思決定支援の推進

- 3. 自立した生活の支援・意思決定支援の推進
 - (1) 意思決定支援の推進
 - (2) 相談支援体制の構築
 - (3) 地域移行支援の充実
 - (4) 障がいのある子ども・子育て家庭に対する支援の充実
 - (5) 障害福祉サービスの質の向上等
 - (6) 地域生活支援事業等の充実
 - (7) 福祉用具等の利用支援
 - (8) 障害福祉を支える人材の確保

(1) 意思決定支援の推進

【今後の施策】

○意思決定支援の推進

自ら意思を決定することが困難な障がい者が障害福祉サービスを適切に利用することができるよう、本人の自己決定を尊重する観点から、意思決定支援ガイドラインの普及を図ること等により、意思決定の支援に配慮しつつ、必要な支援等が行われることを推進します。

(2) 相談支援体制の構築

【今後の施策】

○相談支援の充実

障がいのある方等や、障がいのある児童の保護者、又は、障がい者等の介護を行う方などからの相談に応じ、必要な情報の提供等の便宜を供与することや、権利擁護のために必要な援助を行うことにより、障がいのある方が自立した日常生活や社会生活を営むことが出来るよう以下のような相談支援事業を実施します。

(基幹相談支援センター)

障害者やその家族からの総合的な相談のほか、困難ケースへの対応、地域の相談支援事業所間の調整や支援、障害者に対する虐待の防止・対応、権利擁護などの役割を果たすために、専門職員を配置するとともに、身近な相談から専門的な

相談まで、障がい者個々に応じた適切な支援が提供できるように専門的な援助技術の向上を図ります。

また市の自立支援協議会と地域の各相談支援機関と連携し、どの窓口で相談しても適切な支援につながる総合的な相談支援体制を整えます。

基幹型相談支援センターについては、外部委託による機能強化の検討・実施に努めます。

(障害者相談支援事業（委託相談支援事業）)

基幹相談支援センターと連携し、障害のある人の福祉に関する様々な問題について、障害のある人等からの相談に応じ、必要な情報の提供、障害福祉サービスの利用支援等を行うほか、権利擁護のために必要な援助を行います。

障がい者等の複雑多様化する相談に対応ができるよう相談員の資質向上に努めるとともに、委託事業所の拡充に努めます。

(地域活動支援センターにおける相談の充実)

来所者や利用者の日常生活上の相談や就労等の相談に応じ、関係機関等へ支援つなげることができるよう連携を図ります。

また、相談支援の充実を図るため、地域活動支援センターの強化を図ります。

○適切なサービス等利用計画作成の促進

障がい者個々の心身状況、サービス利用の意向、家族の状況等を踏まえたサービス等利用計画案の作成を行い、当事者の支援の必要性に応じた適切な支給決定に向けた取り組みを行います。

○児童発達支援センターの設置と相談の実施

児童発達支援センターの設置に努めるとともに、センターにおいて発達障がい児・者やその家族に対する専門的な相談支援を行います。

○ピア活動の充実

発達に障がいを持つ当事者の会や障がい児等親の会等のピア活動を支援するとともに、障がい等で悩んでいる家族や障がい者当事者の相談がスムーズにできるよう連携を図ります。また、ピアサポーターとして活躍している当事者の会のニフファスターや障がい児等親の会のメンバーと連携し相談支援の充実を図ります。

精神障がい者等のピアサポート活動については、地域活動支援センター I 型を中心に充実を図ります。

(3) 地域移行支援の充実

【今後の施策】

○グループホームの整備、利用促進

福祉施設入所者や退院可能精神障がい者の地域移行を推進するため、グループホーム(共同生活援助)の整備促進を図るとともに、グループホームについての周知広報を行います。

○地域移行支援、地域定着支援の充実、利用促進

障がい者の地域移行を推進するため、事業所と連携し、地域移行支援や地域定着支援の充実、利用促進を図ります。

○居住サポート体制の構築

保証人がいない等により入居が困難な障がい者への入居に必要な調整、家主への相談助言を行う「住宅入居等支援事業(居住サポート事業)」を新たに実施するほか、一定期間居室を提供し、地域移行の準備として体験宿泊を行う「おためし住居事業」を今後も継続するなど、地域で生活を始めた障がい者のサポートを行う居住サポート体制の構築を目指します。

○精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの体制整備(再掲)

精神障がい者が地域の一員として安心して自分らしい暮らしをすることができるよう、相談、障害福祉(居宅介護や地域移行・定着支援など)、医療、生活支援、住まい、社会参加(就労)、地域の助け合いなどを包括的に提供できる体制の整備を図ります。

このため、基幹型相談支援センターがつなぎ役となりながら、市の自立支援協議会において、地域移行支援専門部会を立ち上げ、医療・保健・福祉連絡会と連携しながら、精神障がい者の地域への移行促進を図ります。

また、関係機関が連携し合い、相互に情報共有し、障がい者一人ひとりを支援する対応力の強化(組織の強化)を進めます。

(4)障がいのある子ども・子育て家庭に対する支援の充実

【今後の施策】

○障害児通所支援をはじめとしたサービス提供の充実

児童発達支援、放課後等デイサービス、保育所等訪問支援や新たに創設された居宅訪問型児童発達支援などの障害児通所支援サービスについて、事業所との連携により量的、質的充実を図ります。

また、居宅介護、短期入所、障がい児を一時的に預かり見守る日中一時支援等を提供し、障がい児が身近な地域で必要な支援を受けられる体制の充実を図ります。

○医療的ケアを必要とする障がい児への支援

医療的ケアを必要とする障がい児が適切な支援を受けられるよう、保健・医療・福祉等の連携強化による対応を進めます。

○重度の障がい児への支援

在宅で生活する重症心身障害児について、短期入所や居宅介護、新たに創設された居宅訪問型児童発達支援等、在宅支援の充実を図ります。

○児童発達支援センターの設置推進

障がい児の発達支援について専門的な指導をしたり、集団生活の適応訓練、発達相談等を行う児童発達支援センターの設置に向けた取り組みを行います。

○幼児期の教育・保育施設等や地域子ども・子育て支援事業等の整備や利用促進

子ども・子育て支援事業に基づき、障がい児とその保護者が幼児期の教育・保育事業(幼稚園や保育所等の利用)や地域子ども子育て支援事業(放課後児童クラブや一時預かり、地域子育て支援センター等)を円滑に利用できるよう、受け皿の確保や事業の周知等による利用促進を行います。

○特別支援保育の充実

特別支援保育を円滑に実施することができるよう、保育士の配置と資質向上、施設の整備等を充実していきます。

また、障がい児を受け入れる施設のバリアフリー化促進、特別支援保育を担当する職員の確保や専門性向上のための研修の実施等により、障がい児の受け入れ体制の充実を図ります。

○放課後児童対策の充実

子ども・子育て支援法に基づき、放課後児童クラブにおける障がい児の受け入れ等を促進していくとともに、障がい児への適切な対応を図るため、研修等による指導者の養成・資質の向上に努めます。

○障がい児の発達支援体制の強化

障がい児の発達を支援する観点から、障がい児及びその保護者等に対し、乳幼児期から学校卒業までの一貫した効果的な支援体制を強化します。

このため、市障がい者自立支援協議会を中心とした医療・保健・保育・福祉・教育の連携の充実を図ります。

○認可外保育施設も含めた教育・保育施設等への巡回相談の充実

市内の認可外保育施設を含めた教育・保育施設等に通う乳幼児への巡回相談について今後も継続するとともに、充実していきます。

(5)障害福祉サービスの質の向上等

【今後の施策】

○訪問系サービス、日中活動系サービスの充実

在宅の障がい者が日常生活や社会生活を営む上でのサービスによる支援である居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護等の支援を行うとともに、短期入所及び日中活動の場の確保等により、在宅サービスの量的、質的充実を図ります。

○居住系サービスの充実

施設入所支援、グループホームといった住まいの場を提供するサービスについて、整備促進等による量的・質的確保を図ります。

○医療的ケアを含む支援の充実

常時介護を必要とする障がい者が、自ら選択する地域で生活できるよう、日中及び夜間における医療的ケアを含む支援が受けられる環境の整備促進を行うとともに、体調の変化等に応じて一時的に利用することができる社会資源の確保に努めます。

○自立生活援助の推進

障がい者の一人暮らしを支える新たなサービスである自立生活援助を導入し、障がい者の地域生活への移行を推進します。

○意思決定支援の推進（再掲）

自ら意思を決定することが困難な障がい者が障害福祉サービスを適切に利用することができるよう、本人の自己決定を尊重する観点から、意思決定支援ガイドラインの普及を図ること等により、意思決定の支援に配慮しつつ、必要な支援等が行われることを推進します。

(6) 地域生活支援事業等の充実

【今後の施策】

○地域生活支援事業の推進

移動支援事業やコミュニケーション支援事業、地域活動支援センター、相談支援事業等といった地域生活支援事業について、地域のニーズを踏まえたサービス提供を図ります。（具体的には障害福祉計画を参照）

<地域生活支援事業の事業一覧>

①地域生活支援事業		
必須事業	理解促進研修・啓発事業	
	自発的活動支援事業	
	相談支援事業	基幹相談支援センター等機能強化事業
		住宅入居等支援事業
		障害者相談支援事業
	成年後見制度利用支援事業	
	成年後見制度法人後見支援事業	
	意思疎通支援事業	
	日常生活用具給付等事業	
	手話奉仕員養成研修事業	
	移動支援事業	
	地域活動支援センター機能強化事業	
	任意事業	日常生活支援
		生活訓練等
		日中一時支援
		地域移行のための安心生活支援
		レクリエーション活動等支援
		芸術文化活動振興
		点字・声の広報等発行
		奉仕員養成研修
②地域生活支援促進事業		
①	障害者虐待防止対策支援事業	
②	特別促進事業(キャロットびゅあサロン事業):津堅島の事業	

○その他の事業の実施

これまでの地域生活支援事業から市の単独事業へと移行した「生活サポート事業」、「自動車運転免許取得・改造費援助事業」、「障害支援区分認定等事務事業」について、継続して実施します。

また、安否確認と孤独感の解消を図るため、福祉電話の貸与・設置を行うほか、緊急時の連絡手段である緊急通報システム事業を実施します。

(7)福祉用具等の利用支援

【今後の施策】

○補装具の給付

身体障がい者の失われた部位、欠陥のある部分を補って必要な身体機能を獲得し、あるいは補うために用いられる補装具の交付及び修理を行います。

○日常生活用具の給付

重度の身体障がい者(児)に対し、入浴補助用具、特殊便器、特殊寝台等の日常生活用具の給付を行い、日常生活を容易にすることを目的としています。

○補装具、日常生活用具に関する情報提供の充実

補装具や日常生活用具に関する情報提供、相談窓口の周知などにより、その普及を促進します。

また、研修等により福祉用具の相談等に従事する職員の資質向上等を図ります。

(8)障害福祉を支える人材の確保

【今後の施策】

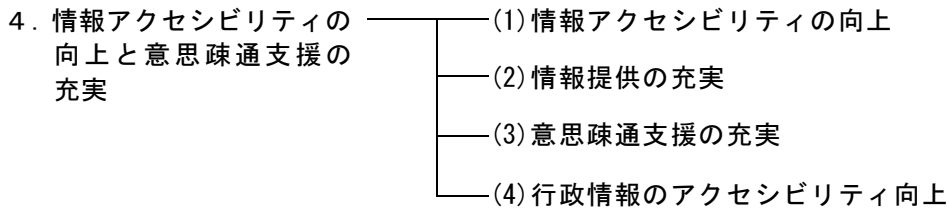
○専門職の確保

保健師、社会福祉士、精神保健福祉士等や手話通訳士等の専門職の確保や継続的配置や、研修への参加等による資質向上を図ります。

○障害福祉サービス等に従事する人材の確保、育成の支援

障害福祉サービス等に従事する人材の確保や育成を推進するため、研修機会の確保や育成に関連する情報提供を行うほか、人材確保方策について県や国への提言を他市町村と連携しながら進めます。

4. 情報アクセシビリティの向上と意思疎通支援の充実



(1) 情報アクセシビリティの向上

【今後の施策】

○障がい者に配慮した情報提供の充実

障がい者が必要な情報を円滑に入手することができるよう、点字、情報通信機器の活用(電子メール等)声の広報、FMうるま等を活用した情報発信を行うなど、障がい者に配慮した情報提供の充実を図ります。

障がい者や障害施策に関する情報提供や緊急時における情報提供等を行う際には、障がい者に配慮した、わかりやすい情報の提供に努めます。

(2) 情報提供の充実

【今後の施策】

○情報提供の充実

障がい者やその家族が各種情報を入手しやすいように、広報紙やホームページの充実に努めるほか、関係機関や地域、他課の事業における情報提供など、情報発信の機会を広げ、充実を図ります。

(3)意思疎通支援の充実

【今後の施策】

○コミュニケーション支援の充実

障害のため、意思疎通を図ることに支障がある障がい者に配慮した情報提供を図るため、手話通訳や要約筆記、音訳、点訳等による情報提供を行うとともに、これらの支援を行う人材の育成・養成を図ります。

○情報やコミュニケーションを支援する機器の給付等

情報やコミュニケーションに関する支援機器を必要とする障がい者に対して、日常生活用具の給付を行います。

(4)行政情報のアクセシビリティ向上

【今後の施策】

○ホームページ等の利用しやすさへの配慮

市のホームページ等による行政情報の電子的提供において、障がい者を含む全ての人の利用しやすさに配慮したウェブアクセシビリティ等の向上を図ります。

○災害発生時の障がい者への情報伝達の強化

災害発生時や災害が発生するおそれがある場合に、障がい者に対して適切に情報を伝達できるよう、障害特性に配慮した情報伝達の体制整備を図ります。

5. 教育の振興

5. 教育の振興

(1) 特別支援教育の充実

(2) 学校施設のバリアフリー

(3) 生涯を通じた多様な学習活動の充実

(1) 特別支援教育の充実

【今後の施策】

○共生社会の形成に向けたインクルーシブ教育システムの構築

障害のある子どもを含むすべての子どもが共に学ぶ仕組みであるインクルーシブ教育システムの構築を進め、共生社会の形成を図ります。

○特別支援教育の充実

幼児児童生徒の障害による学習上または生活上の困難さを克服し、自立に向けた取り組みを支援するという視点に立ち、一人ひとりの教育的ニーズを把握し、その持てる力を高め、生活や学習上の困難を改善、克服するための適切な指導や必要な支援を行います。

「個別の指導計画」の作成及び活用や必要に応じて「個別の教育支援計画」を策定し、活用を行います。

特別支援ヘルパーと連携した個別指導の充実等を図ります。

交流及び共同学習を通じた障がいのある児童生徒に対する適切な理解促進を図ります。

特別支援教育についての教員の正しい理解や資質向上を図ります。

特別支援ヘルパーの配置及び特別支援ヘルパー研修会を実施します。

○校内支援体制の整備

特別支援教育コーディネーターや組織を活用した校内支援体制の充実を図ります。

○障がい児が十分に教育を受けられるための合理的配慮

教育の場において、障害のある子どもに対し、その状況に応じた「合理的配慮」を提供します。

○就学指導體制の充実

就学指導や教育相談等の継続的な実施、市就学指導委員会との連携強化による適切な対応を図ります。

該当児童生徒とその保護者を対象に、特別支援教育理解のための体験学習の受け入れ及び授業参観を恒常的に実施できるような体制づくりと保護者等への啓発を充実します。

(2) 学校施設のバリアフリー

【今後の施策】

○学校施設のバリアフリー化の推進

障がい児が健常児と共に学ぶことができる教育環境を整えるため、学校施設のバリアフリー化を進めます。

(3) 生涯を通じた多様な学習活動の充実

【今後の施策】

○生涯学習の振興

障がい者を含めた市民への生涯学習情報の発信等広報活動の充実と強化を図るとともに、「生涯学習フェスティバル」や各種学習活動を開催し、「いつでも、どこでも、だれでも」学べる学習機会の拡充を図ります。

○公民館講座の開催と利用促進

市の生涯学習の拠点である「生涯学習・文化振興センターゆらてく」や、各地区公民館において、障がい者を含めた市民を対象とした様々な公民館講座を開催するとともに、講座修了後、自主活動につなげられるよう支援します。

6. 雇用、就業、経済的自立の支援

- 6. 雇用、就業、経済的自立の支援
 - (1) 総合的な就労支援
 - (2) 障がい者雇用の促進
 - (3) 福祉的就労の底上げ
 - (4) 経済的自立の支援

(1) 総合的な就労支援

【今後の施策】

○就労支援のための連携の強化

障がい者の雇用への一層の推進のため、市障がい者自立支援協議会を中心としながら、ハローワークや障害者就業・生活支援センターをはじめとする地域の関係機関が密接に連携し、職場実習の推進や雇用前の雇い入れ支援、雇用後の職場定着支援までの一貫した支援の実施を図ります。

○就労移行支援と定着支援の推進

障害福祉サービスである「就労移行支援」からの一般就労を進めるため、サービス提供事業所と商工会や企業との連携・情報共有を図るとともに、新しく創設された「就労定着支援」の活用により、一般就労後の定着支援を図ります。

○市内就労支援事業所による shop=w プロジェクトへの支援の充実

市の shop=w プロジェクト(就労支援事業所連携体)の自主的な活動の展開に対する支援を行い、障がい者の就労支援の向上を図ります。

○障がい者就労施設等の物品等の優先購入推進

障害者優先調達推進法(国、地方公共団体、独立行政法人が障がい者のかかわる製品やサービスを優先的に購入するよう義務づけた法律)に基づき、障害者就労施設等の提供する物品・サービスの優先購入(調達)を進めます。

○障がい児へのキャリア教育の推進

障がい児の将来の就業意識向上等を図るため、小学校におけるジョブシャドウイング(職場見学活動)、中学校における職場体験活動を充実させます。また、高等支援学校等との連携によるキャリア教育(ジョブシャドウイングや就労支援セミナー等)を推進します。

(2)障がい者雇用の促進

【今後の施策】

○市における障がい者雇用の推進

障害者雇用推進法を遵守し、雇用率のアップを図るなど、市における障がい者雇用を推進します。

○障がい者雇用の呼びかけと障害者雇用率制度の啓発

障害者雇用促進法に基づく障害者雇用率制度に基づきながら、市内企業に対し、障がい者の雇用について理解と協力を呼びかけるとともに、障害者雇用率制度についての啓発を行い、障がい者の雇用が拡大するよう働きかけます。

また、障がい者を雇用するための環境整備等に関する各種助成金制度等の周知広報を行います。

○雇用の場における障がいの理解や人権擁護の推進

職場等において、雇用差別など障がいを理由とした人権侵害を受けることのないよう、人権侵害等に関する相談体制の充実に努めます。

職場に対し、障害特性等に関する理解促進の啓発・広報を行うとともに、「合理的配慮」の観点から、短時間労働や在宅就業など、多様な働き方を選択できる環境整備を促進します。

また、職場での障がい者雇用への不安を解消するため、トライアル雇用の推進等事業主の障害者雇用への理解促進を図ります。

○職場環境の改善促進

段差の解消など建物や設備をバリアフリー化し、障がい者が働きやすい職場環境とするよう、商工会等の協力を得ながら市内企業等に対して働きかけます。

(3)福祉的就労の底上げ

【今後の施策】

○福祉的就労の底上げ

就労継続支援B型事業所の工賃の向上や、共同受注化、経営力強化など、市内就労支援事業所におけるshop＝wプロジェクトや市の障がい者自立支援協議会と連携しながら、就労継続支援A型も含めた福祉的就労の底上げを図ります。

(4) 経済的自立の支援

【今後の施策】

○自立支援医療の給付及び制度の広報

自立支援医療(更生医療)の給付を行うほか、制度の周知・広報に努めます。

○特別障害者手当等の支給

特別障害者手当や障害児福祉手当といった、障がい者のための手当の支給を行います。また、心身障害者扶養共済制度の周知と利用促進に努めます。

○重度心身障害者(児)医療費の助成

重度の障がい者が安心して受診できるよう、医療費の自己負担を助成し、経済的負担の軽減を図ります。

○特別児童扶養手当の支給

20歳未満の身体や精神に障がいのある児童を養育する父母又は養育者に対し、児童の福祉の増進を図ることを目的として支給を行います。

○児童扶養手当の支給

父又は母に重度の障がいのある家庭、又は、父又は母と生計を同じくしていない家庭で18歳以下(18歳に達した日の属する年度の末日まで)の児童(児童に障がいがある場合は20歳未満)を育てている方に支給を行います。

7. 文化芸術活動、スポーツ等の振興

- 7. 文化芸術活動、スポーツ等の振興
 - (1) 文化芸術活動の促進
 - (2) 余暇・レクリエーション活動の促進や充実に向けた環境整備、支援
 - (3) スポーツに親しめる環境の整備
 - (4) 障がい者関係団体の活動支援

(1) 文化芸術活動の促進

【今後の施策】

○障がい者の芸術・文化活動の充実

障がい者の趣味や生きがいを推進するため、地域生活支援事業の芸術文化活動振興等の充実を図り、日頃の文化芸術活動の発表や展示等の機会を確保します。また、障害者入所施設利用者や精神科病院デイケアの利用者等の発表や展示等の機会づくりについても関係機関と連携して図ります。

(2) 余暇・レクリエーション活動の促進や充実に向けた環境整備、支援

【今後の施策】

○障がい者のレクリエーション活動の振興

障がい者のレクリエーション活動を支援する地域生活支援事業のレクリエーション活動等支援の充実を図り、障がい者の余暇活動や交流、健康保持等に寄与します。

○障がい者も含めた市民のためのレクリエーション機会の充実

障がい者も含めた市民を対象とした公民館講座の充実を図り、活動機会の提供を行います。

各種大会等のイベントを継続・充実するとともに、サークル活動など自主的なレクリエーション活動を促進します。

また、余暇活動やレクリエーションを行う場の確保、活動の場である地域活動支援センターの充実・強化に努めます。

(3)スポーツに親しめる環境の整備

【今後の施策】

○障がい者のスポーツ活動の振興

沖縄県身体障がい者スポーツ大会等、障がい者を対象とした各種スポーツ大会への参加を促進するほか、市が主催する市民対象のスポーツ大会等への参加促進を行います。

○うるみん等における運動施設の利用促進

障がい者がスポーツ活動等を気軽に行えるよう、うるみんの施設利用を促進するほか、市内の社会体育施設の利用促進を図ります。

(4)障がい者関係団体の活動支援

【今後の施策】

○障がい者関係団体の活動支援

市と市社会福祉協議会が連携し、市内の障がい者関係団体を支援し、地域での活動の活性化と関係機関・団体との連携強化を促進します。

また、市内の団体の周知広報、団体の活動内容や実施するイベント等の広報を行い、加入者の増加促進を図ります。

○障がい児(者)等の家族や発達に障がいを持つ当事者等交流促進

障がい児(者)を持つ家族相互の悩みの解消や情報交換を行うなど、障がい者関係団体や関係機関と連携し、障がい児(者)の家族同士の交流や情報交換を促進します。

8. 安全安心な生活環境の整備

-
- 8. 安全安心な生活環境の整備
 - (1) 住宅の確保
 - (2) 移動しやすい環境の整備等
 - (3) 障がい者に配慮したまちづくりの推進
 - (4) ボランティア活動等の推進

(1) 住宅の確保

【今後の施策】

○グループホームの整備、利用促進（再掲）

福祉施設入所者や退院可能精神障がい者の地域移行を推進するため、グループホーム（共同生活援助）の整備促進を図るとともに、グループホームについての周知広報を行います。

○居住サポート体制の構築（再掲）

保証人がいない等により入居が困難な障がい者への入居に必要な調整、家主への相談助言を行う住宅入居等支援事業の居住サポート事業を新たに実施するほか、一定期間居室を提供し、地域移行の準備として体験宿泊を行う「おためし住居事業」を今後も継続するなど、地域で生活を始めた障がい者のサポートを行う居住サポート体制の構築を目指します。

○障がい者の公営住宅への入居の優遇

市営住宅や県営住宅に障がい者が入居する際の優遇措置について、今後も継続して実施します。

○障がい者にも優しい市営住宅の整備

市営住宅の建て替えの際には、障がい者等に配慮した整備を行い、バリアフリー等が行き届いた住まいの整備を図ります。

(2) 移動しやすい環境の整備等

【今後の施策】

○快適な歩行空間の整備

「沖縄県福祉のまちづくり条例」や「道路の移動等円滑化整備ガイドライン」等に基づきながら、段差の解消をはじめとしたバリアフリー化や、ガードレール、点字ブロック、音の出る信号機(交通弱者対応信号機)の設置等、障がい者に配慮した交通安全施設の整備を行い、障がい者が安心して外出できる、快適で利便性の高い歩行空間の確保に努めます。

○交通安全対策の推進

障がい者を含めた市民の交通安全の確保のため、警察等との連携により、交通安全運動、交通安全指導、マナーの向上などの取り組みを今後も進めます。

(3) 障がい者に配慮したまちづくりの推進

【今後の施策】

○公共建築物のバリアフリー化の推進

市庁舎をはじめとする公共建築物について、障がい者が円滑に利用できるよう、段差の解消、スロープ、エレベーター、障がい者用トイレの設置などバリアフリー化について今後も引き続き推進します。

○多くの方が利用する民間建築物のバリアフリー化の促進

公共建築物のみならず、市内の多くの方が利用する民間建築物について、「沖縄県福祉のまちづくり条例」に基づき、障がい者が円滑に利用できるよう、バリアフリー化を促進します。

○障がい者用駐車スペースの適正利用促進

公共及び民間事業所の障がい者用の駐車スペースについて、適正利用を呼びかけ、障がい者への利用が配慮されるように啓発を行います。

○障がい者等が利用しやすい公園の整備

市の公園等の整備に当たっては、「沖縄県福祉のまちづくり条例」や「うるま市移動等円滑化のために必要な特定公園施設の設置に関する基準を定める条例」等に準拠しながら、障がい者、高齢者、健常者の区別無く、すべての方が等しく利用できる「ユニバーサルデザイン」に基づいた公園整備を推進します。また、既存公園の改善に当たっては、現状として整備が行き届いていない公園の状況把握を行い、その後、改修に向けて取り組み、障がい者をはじめ地域住民が憩い、触れあうことができるように努めます。

(4) ボランティア活動等の推進

【今後の施策】

○学校等におけるボランティア活動の推進

次代を担う子ども達が、ボランティアを身近に感じ気軽に参加することができるよう、市社協と学校等との連携により、児童生徒のボランティア活動への参加や体験学習などの取り組みの充実を図ります。

○ボランティアの養成、育成の支援

手話奉仕員の養成など、ボランティア育成を支援するとともに、ボランティアに関する情報提供を行い、ボランティアに参加しやすい環境づくりを行います。

○障がい者によるボランティア活動の促進

障がい者の地域でのボランティア活動を地域活動支援センター等及びサービス事業所等に促し、障がい者が地域の一員として参加することで、地域貢献を果たすとともに、地域住民の障がい者の理解につながることを期待します。

9. 防災、防犯等の推進

9. 防災、防犯等の推進

(1) 防災対策の推進

(2) 防犯対策の推進

(3) 消費者トラブルの防止

(1) 防災対策の推進

【今後の施策】

○防災対策の充実

「うるま市地域防災計画」に基づき、障がい者を含めた市民への災害に関する情報提供や防災訓練、防災マップ等による災害への備えと適切な避難行動が取れるよう防災知識の普及啓発を進めます。また、地域ごとに自主防災組織の結成を促進し、災害に強い地域づくりを図ります。

自力避難の困難な障がい者等が利用する避難所について、津波や土砂災害等のおそれがある箇所の把握及び改善策の検討を行います。

○災害発生時の障がい者への情報伝達の強化（再掲）

災害発生時や災害が発生するおそれがある場合に、障がい者に対して適切に情報を伝達できるよう、障害特性に配慮した情報伝達の体制整備を図ります。

○避難行動要支援者の支援体制の充実

自力避難の困難な障がい者の避難支援を行うため、避難行動要支援者登録を進めるとともに、登録制度の周知を図ります。

関係者等と連携し、避難行動要支援者一人ひとりの避難支援者、避難方法や避難経路、避難場所等について示す「個別計画」の作成に努めます。また、避難行動要支援者の避難を支援する者の確保を図り、避難支援体制の充実に努めます。

(2)防犯対策の推進

【今後の施策】

○防犯対策の充実

犯罪被害から障がい者を含めた住民を守るため、警察や防犯協会、自治会等が協力し、住民が犯罪に巻き込まれないよう回避する方法や犯罪の危険性を感じたときの対処方法などの周知を図ります。

また、防犯パトロールの継続や防犯灯の整備推進などにより、犯罪の起こりにくい地域づくりを進めます。

障害者施設等においては、利用する障がい者が安心して生活できるように、犯罪に係る安全確保のための施設整備や職員の防犯訓練を促すなど、安全確保体制づくりを促進します。

(3)消費者トラブルの防止

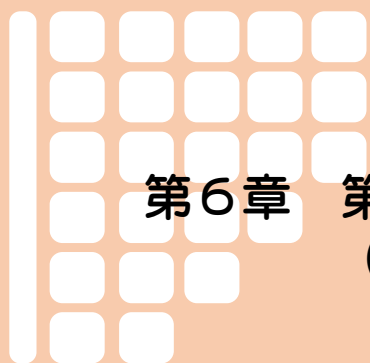
【今後の施策】

○消費者トラブルに関する情報提供

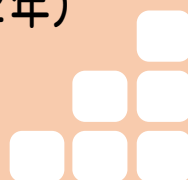
消費者トラブルの防止及び障がい者の消費者としての利益の擁護に資するよう、必要な情報の提供を行います。また、障がい者の支援を行う関係者等に対しても同様の情報提供を行い、障がい者への注意喚起を図ります。

○消費者相談の充実

障がい者が悪質商法等の被害を未然防止するため、相談機会を確保するほか、FAXや電子メール等での消費者相談の受付等、障害の特性に配慮した相談体制の整備を図ります。



**第6章 第5期障害福祉計画
(平成30年~32年)**



1. 障害福祉計画の成果目標

本計画では、国が定める基本指針を踏まえて、第5期障害福祉計画最終年の平成32年度における成果目標を設定しています。

(1) 福祉施設の入所者の地域生活への移行

〈現状と課題〉

福祉施設入所者の地域移行の目標値(現入所者に対する割合)は、第4期計画では12%を掲げていました。しかし、「地域に住まいがない」、「施設入所している方が安心」という声もあり、目標の到達が厳しい状況となっています。このような点を踏まえながら、居住サポートや地域での支援、サービス提供などに取り組みながら、地域移行を進める必要があります。

〈目標〉

施設入所者の地域生活への移行を進めるため、平成32年度末までに、平成29年3月31日時点の全施設入所者数211人の9%にあたる18人の地域生活移行を目指します。

	数値	備考
現入所者数(A)	211人	平成28年度末(H29.3.31現在)の入所者数
目標年度入所者数(B)	204人	平成32年度末の見込み
削減見込目標値(C)	7人 3%	(C) = (A) - (B) = (E) - (D)の値 (国指針：目標2%以上削減)
新規入所者数(D)	48人	平成30年～平成32年度末までの新規入所者の見込
退所者数(E)	55人	平成30年～平成32年度末までの退所者の見込
地域移行目標数(F)	18人 9%	(E)のうち、地域移行目標者 (国指針：目標9%以上移行)

〈削減見込み数及び地域移行者数設定の根拠(考え方)〉

平成32年度までの新規入所者(D)

平成25年度から平成28年度までの入所者67人の1年あたりの平均は $67人 \div 4年 = 16人$

平成30年～平成32年度末までの入所見込は $16人 \times 3年 = 48人$

平成32年度までの退所者数(E)

平成25年度から平成28年度までの退所者68人の1年あたりの平均は $68人 \div 4年 = 17人$

平成30年～平成32年度末までの退所見込は $17人 \times 3年 = 51人 + 地域移行者4人 = 55人$

削減見込目標値(C)

退所者(E) - 入所者(D) = 7人

地域移行目標数(F)

現入所者の状況から 区分2…1人 区分3…17人 計18人をグループホームへの移行と見込む

目標年度入所者数 (B)

(A) 211 人－ (E) 55 人＋ (D) 48 人＝204 人

〈施設入所者の地域生活への移行に係る方策〉

- ・ 自立訓練事業等の利用、グループホーム、一般住宅等への移行の支援を図ります。
- ・ 福祉施設から地域移行する方の中には、家族と一緒に暮らす方がいる一方、単身で暮らす方もいます。このような方に対応するため、地域における受け皿づくりや居住サポート支援体制の整備を促進します。
- ・ 地域で生活するには、地域住民の障がい者に対する理解・協力が不可欠であるため、障がいに関する啓発活動も併せて進めていきます。
- ・ グループホームの増設に取り組みます。
- ・ 計画相談員に対し、地域移行支援や地域定着支援の利用について促進し、地域移行の推進を図ります。

(2) 福祉施設から一般就労への移行

〈現状と課題〉

福祉施設(サービス事業所)利用者の一般就労移行者数は、第4期計画では24人(策定時実績の2.0倍)を掲げていました。実績では、就労移行支援事業所からの一般就労移行者が非常に少なく、就労継続支援A型事業所からの移行数を下回っています。就労移行支援については利用者が減少していますが、今後は第5期計画から導入される「就労定着支援」を活用していくことで、移行数も増加すると見込まれます。

また、雇用する側である企業では、障がい者への理解や、障がい者雇用をする企業への助成制度の認知度が低いため、障がい者の雇用に消極的な状況となっています。

〈目標〉

福祉施設利用者のうち、一般就労へ移行する者の人数について、平成32年度には、平成28年度の年間実績(24人)の1.25倍にあたる30人が移行できるように目指します。

就労移行支援事業の利用者について、平成32年度には、平成28年度末の年間実績(44人)の1.27倍にあたる56人の利用を目指します。

就労移行支援事業所の就労移行率については、平成32年度には就労移行率3割以上の事業所数1か所(市内事業所の12.5%)を目指します。

① 福祉施設から一般就労への移行者数

	数値	備 考
平成28年度の年間一般就労移行者数	24人	平成28年度において福祉施設を退所し、一般就労した者の数
目標年度(平成32年度)における年間一般就労移行者数	30人 1.25倍	平成32年度中に福祉施設を退所し、一般就労する者の数 (国指針：平成28年度実績の1.5倍以上)

② 平成32年度末における就労移行支援事業の利用者数

	数値	備 考
平成28年度末の就労移行支援事業所の利用者数	44人	平成28年度末の就労移行支援事業所の利用者数
目標年度(平成32年度末)における障害者就労移行支援事業所の利用者数	56人 1.27倍	平成32年度末の障害者就労移行支援事業所の利用者数 (国指針：平成28年度末の2割以上(20%以上)の増加)

③ 平成32年度末におけるうるま市内の就労移行支援事業所の就労移行率

	数値	備 考
平成27年度末の就労移行支援事業所の市内事業所数	9か所	平成27年度末の就労移行支援事業所の市内事業所数 (県提供資料から転記)
平成27年度末の市内就労移行支援事業所の就労移行率が3割以上の事業所数	1か所 11.11%	平成27年度末の就労移行支援事業所の市内事業所数 (県提供資料から転記)
平成32年度末の市内就労移行支援事業所数(見込み)	8か所	平成32年度末の就労移行支援事業所の市内事業所数 ・増加の見込みがある場合、平成27年度末の事業所数に加えて記載すること。 ・増加するか見込めない場合は、平成27年度末の事業所数を暫定的に記載すること。
平成32年度末の市内就労移行支援事業所の就労移行率が3割以上の事業所数	1か所 12.50%	国指針：平成32年度末の市内障害者就労移行支援事業所の就労移行率が3割以上の事業者が全体の5割以上

〈就労移行支援事業所の就労移行率増に係る方策〉

- ・就労移行支援事業所とハローワーク、障害者就業・生活センター、商工会等の関係機関とのネットワークにより、障がい者の就労に関する情報が共有できる体制を構築するとともに、関係機関と連携し、一般事業所への障がい者雇用に関する情報の提供と、理解促進に取り組みます。
- ・市内就労支援事業所の「ショップワークプロジェクト」やサービス管理者連絡会等で、一般就労へ向けての取り組み、情報交換を図ります。

④ 就労定着支援による支援開始から1年後の職場定着率 【新】

	数値	備 考
平成32年度支援開始時点における就労定着支援利用見込み者数	28人	平成32年度の就労定着支援事業による支援開始時点における利用者の見込み人数
平成32年度末の職場定着人数	22人 78.57%	平成32年度末の就労定着支援事業の開始から1年後(年度末)における職場定着人数 国指針：就労定着支援事業による支援を開始した時点から一年後の職場定着率を8割以上

〈職場定着率の目標達成のための方策〉

- ・就労定着支援サービス開始前に事業所への説明会、勉強会を開催します。
- ・事業所と計画相談員の連携による、一般就労への移行時のサービス切り替え(就労支援から就労定着支援へ)をスムーズに行うように促していきます。

(3) 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築

〈現状と課題〉

国では、精神障がい者が、地域の一員として安心して自分らしい暮らしをすることができるよう、「医療」「障害福祉・介護」「住まい」「社会参加(就労)」「地域の助け合い」「教育」が包括的に確保された、地域包括ケアシステムの構築を目指すように示しています。

システムの構築にあたっては、精神障害の程度によらず地域生活に関する相談に対応できるように、地域に保健・医療・福祉関係者による協議の場を通じて連携し、支援体制を構築していくことが必要とされています。

本市においては、平成 29 年度時点で障がい者自立支援協議会に「医療・保健・福祉連絡会議」があり、連携を図っています。

① 保健、医療、福祉関係者による協議の場の設置【新】

	設置方法	設置時期	備 考
保健、医療、福祉関係者による協議の場の設置	単独設置	平成30年	国指針：市町村ごとに設置。市町村単独での設置が困難な場合には、複数市町村による共同設置であっても差し支えない。

〈保健、医療、福祉関係者による協議の場の設置のための方策〉

- ・「保健、医療、福祉関係者による協議の場」は既に、障がい者自立支援協議会の中で「医療・保健・福祉連絡会議」として実施されています。今後は、同協議の場を会議の機能に付与し、対応します。

2. 障害福祉サービス等の見込量

(1) 訪問系サービス

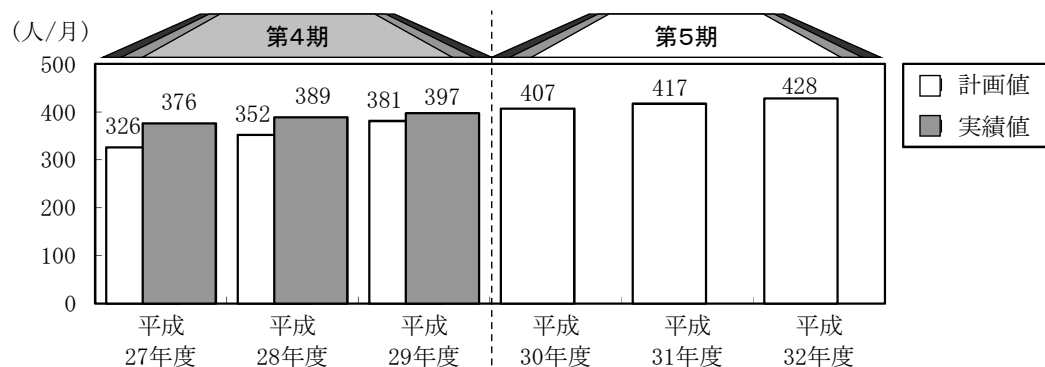
● 訪問系サービス全体

利用者数	単位	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度	32年度
計画値	人/月	326	352	381	407	417	428
実績値	人/月	376	389	397	—	—	—
計画と実績の差		50	37	16			

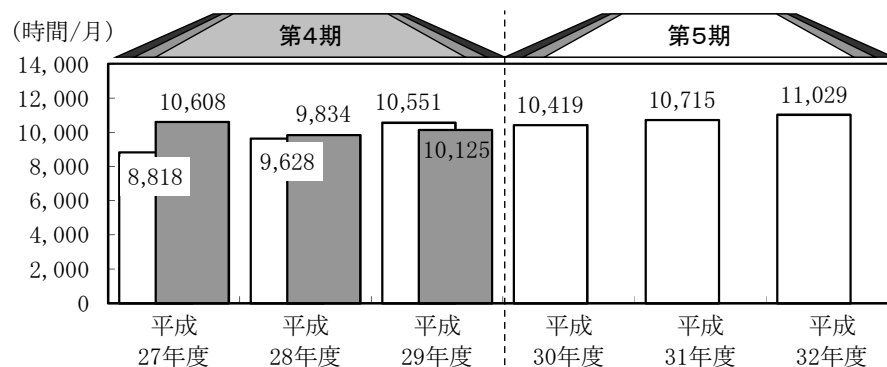
利用量	単位	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度	32年度
計画値	時間/月	8,818	9,628	10,551	10,419	10,715	11,029
実績値	時間/月	10,608	9,834	10,125	—	—	—
計画と実績の差		1,790	206	△426			

資料：障がい福祉課 ・平成29年度は、見込みの数値。(1)～(5)の合算値

【利用者数】



【利用量】



① 居宅介護

障がい者の自宅へヘルパーを派遣し、入浴・排せつ・食事等の身体介護、洗濯・掃除等の家事援助及び通院介助を行います。第4期においては、計画値に比べ、実績が上回っており、ニーズの伸びがうかがえます。

【見込み量の算出根拠】

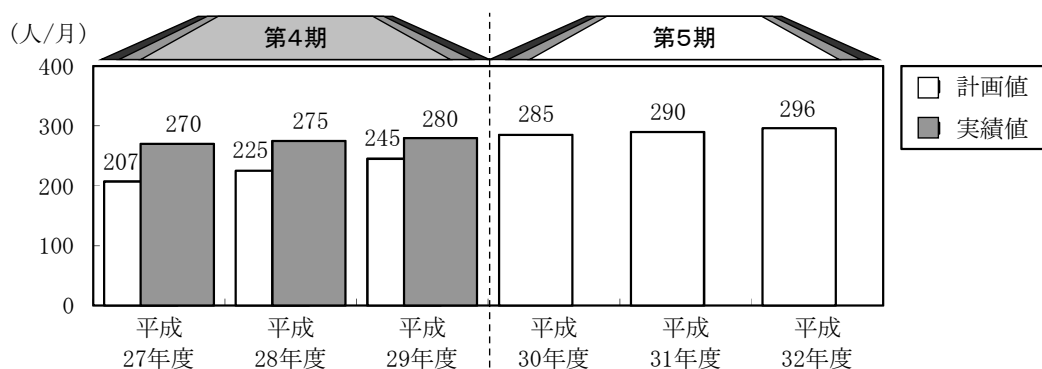
平成29年度の利用者は、平成27年度～平成28年度実績の伸び率($275/270=1.019$)を平成28年度実績275に乗じて280と見込みました。平成30年度以降も同様の伸び率で算出しています。利用見込量は平成28年度の平均利用時間($4,901/275=17.82$)に各年度見込み者数を乗じて算出しています。

利用者数	単位	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度	32年度
計画値	人/月	207	225	245	285	290	296
実績値	人/月	270	275	280	—	—	—
計画と実績の差		63	50	35			

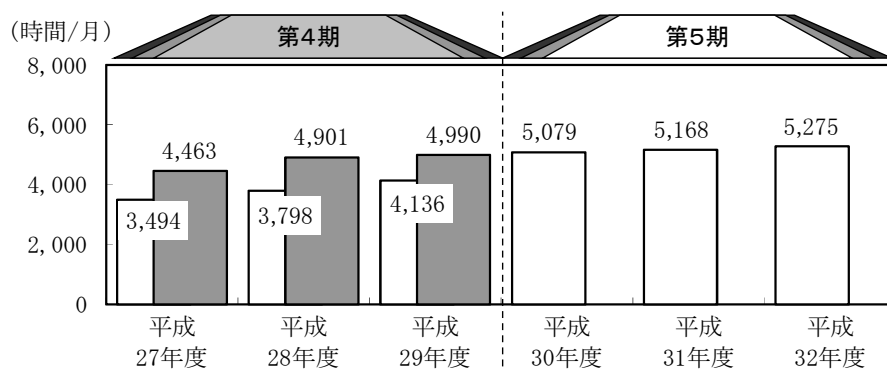
利用量	単位	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度	32年度
計画値	時間/月	3,494	3,798	4,136	5,079	5,168	5,275
実績値	時間/月	4,463	4,901	4,990	—	—	—
計画と実績の差		969	1,103	854			

資料：障がい福祉課 ・平成29年度は、見込みの数値。

【利用者数】



【利用量】



② 重度訪問介護

常時介護を必要とする重度の肢体不自由者に対して、居宅における入浴・排せつ・食事などの介護に加え、外出時における移動支援等を総合的に行います。

第4期においては、利用実績が計画を下回っており、増減はあるものの概ね横ばいで推移しています。

【見込み量の算出根拠】

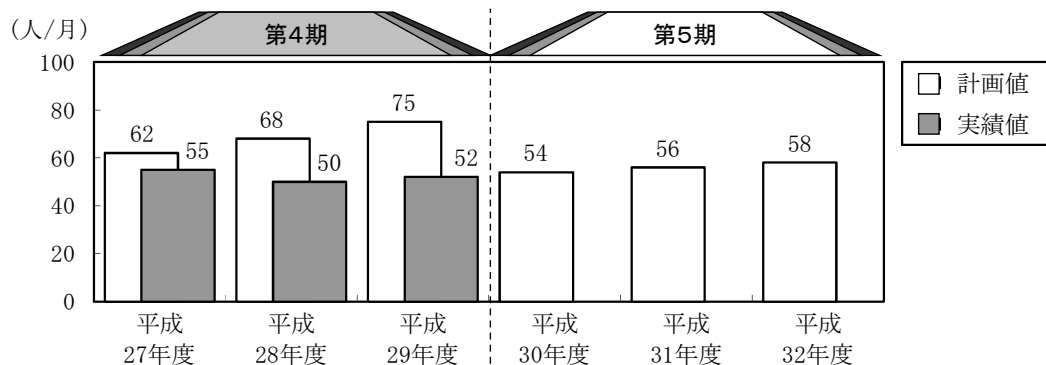
平成29年度の利用者は、平成27年4月～平成29年7月までの利用月平均人数52人を平成29年度の利用者と見込みます。平成30年度以降は平成28年度に対する平成29年度(見込)の利用者の伸び率($52/50=1.04$)を乗じて見込みます。利用見込量は平成28年度の平均利用時間($4,407/50=88.1$)に利用者見込みを乗じて算出しています。

利用者数	単位	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度	32年度
計画値	人/月	62	68	75	54	56	58
実績値	人/月	55	50	52	—	—	—
計画と実績の差		△7	△18	△23			

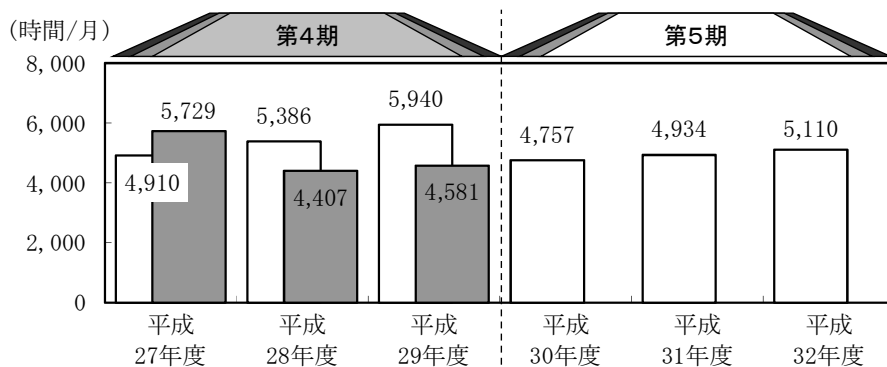
利用量	単位	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度	32年度
計画値	時間/月	4,910	5,386	5,940	4,757	4,934	5,110
実績値	時間/月	5,729	4,407	4,581	—	—	—
計画と実績の差		819	△979	△1,359			

資料：障がい福祉課 ・平成29年度は、見込みの数値。

【利用者数】



【利用量】



③ 行動援護

知的障害や精神障害等により自己判断能力が制限されている方が行動する際に生じる危険を回避するために必要な援護、外出支援を行います。

利用者数については、平成28年度、29年度で伸びており、計画値をやや上回っています。

【見込み量の算出根拠】

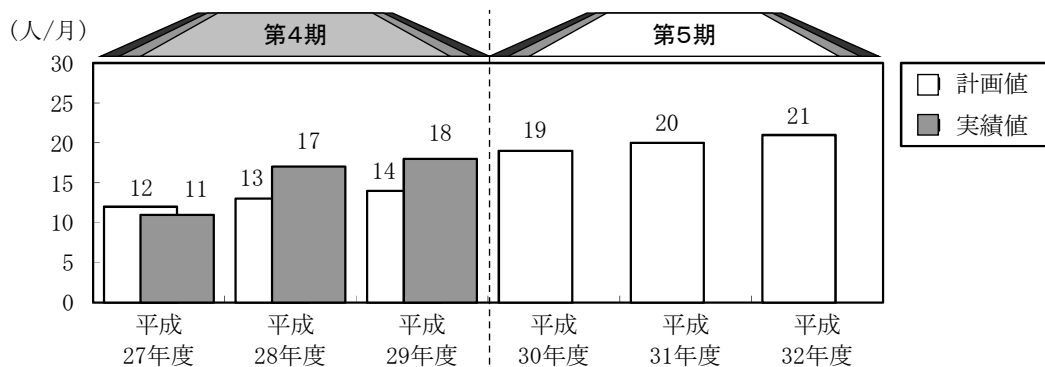
第4期における利用者数は、平成28年度は月平均13人、平成29年4月～7月までは月平均18人となっています。直近の18人を平成29年度の利用者数と見込み、30年度以降は年1人程度の増加で見込んでいます。利用見込量は、平成28年度の平均利用時間(469/17=27.6)に利用者見込みを乗じて算出しています。

利用者数	単位	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度	32年度
計画値	人/月	12	13	14	19	20	21
実績値	人/月	11	17	18	—	—	—
計画と実績の差		△1	4	4			

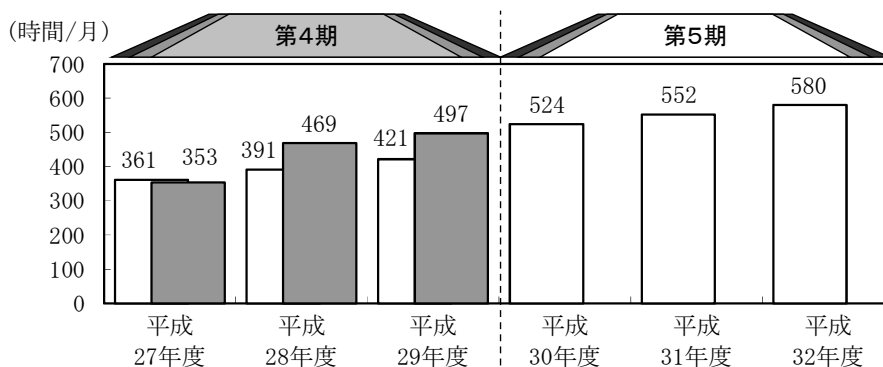
利用量	単位	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度	32年度
計画値	時間/月	361	391	421	524	552	580
実績値	時間/月	353	469	497	—	—	—
計画と実績の差		△8	78	76			

資料：障がい福祉課 ・平成29年度は、見込みの数値。

【利用者数】



【利用量】



④ 同行援護

視覚障害により移動に著しい困難を有する障がい者等の外出時に同行し、移動の援護を行います。

第4期の利用実績は、ほぼ計画通りであり、利用者数は概ね横ばいで推移しています。

【見込み量の算出根拠】

第4期における利用者数は、平成28年4月～平成29年7月までの月毎の利用者数の実績をみると40～48名の範囲で増減を繰り返しています。平成29年4月～7月は月平均47人となっています。平成29年度の利用人数は47人と見込み、平成30年度以降は各年2人程度の増で見込んでいます。

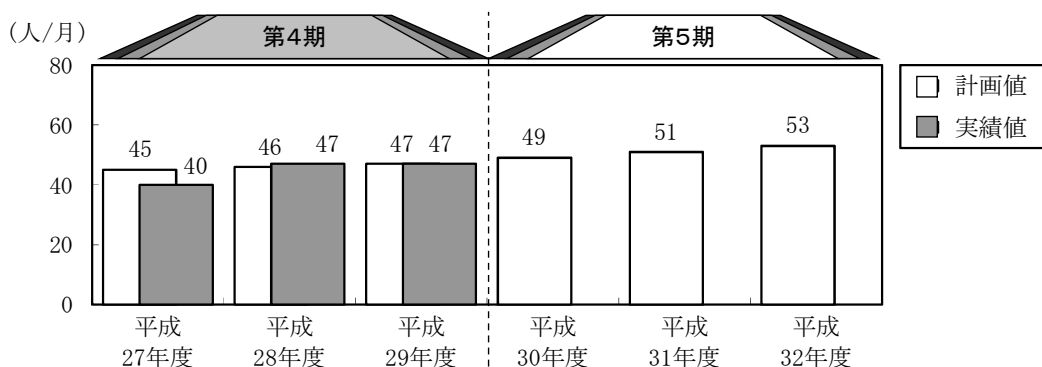
利用見込量は平成28年度の平均利用時間(57/47=1.21)に利用者見込み数を乗じて算出しています。

利用者数	単位	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度	32年度
計画値	人/月	45	46	47	49	51	53
実績値	人/月	40	47	47	—	—	—
計画と実績の差		△5	1	0			

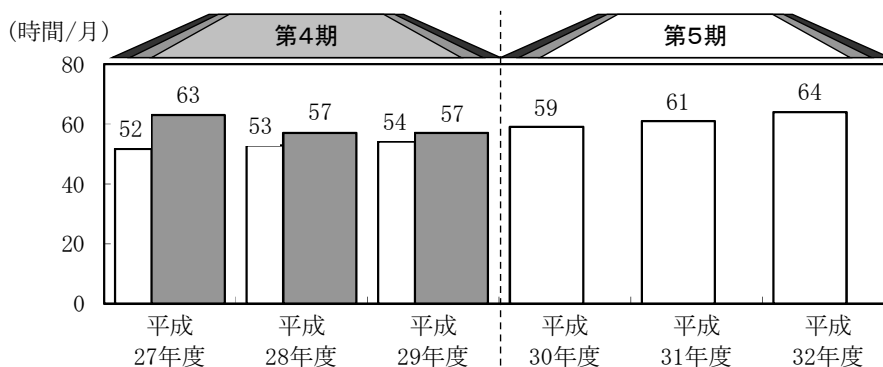
利用量	単位	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度	32年度
計画値	時間/月	52	53	54	59	61	64
実績値	時間/月	63	57	57	—	—	—
計画と実績の差		11	4	3			

資料：障がい福祉課 ・平成29年度は、見込みの数値。

【利用者数】



【利用量】



⑤ 重度障害者等包括支援

常時介護を必要とする重度障害者に対し、居宅介護をはじめとする複数のサービスを包括的に行います。平成 29 年度現在、県内には事業所がないため、利用実績は 0 人となっています。

【見込み量の算出根拠】

県内に事業所がない状態であるため、今後についても利用者は 0 人で見込んでいます。

利用者数	単位	27 年度	28 年度	29 年度	30 年度	31 年度	32 年度
計画値	人/月	0	0	0	0	0	0
実績値	人/月	0	0	0	—	—	—
計画と実績の差		0	0	0			

利用量	単位	27 年度	28 年度	29 年度	30 年度	31 年度	32 年度
計画値	時間/月	0	0	0	0	0	0
実績値	時間/月	0	0	0	—	—	—
計画と実績の差		0	0	0			

資料：障がい福祉課 ・平成 29 年度は、見込みの数値。

(2)日中活動系サービス

① 生活介護

常時介護が必要な障がい者に対して、昼間、施設において、入浴・排せつ・食事等の介護を行うとともに、創作活動や生産活動の機会を提供します。

第4期の利用実績は、計画値より若干低いものの、ほぼ計画通りです。また、毎年、微増傾向で推移しています。

【見込み量の算出根拠】

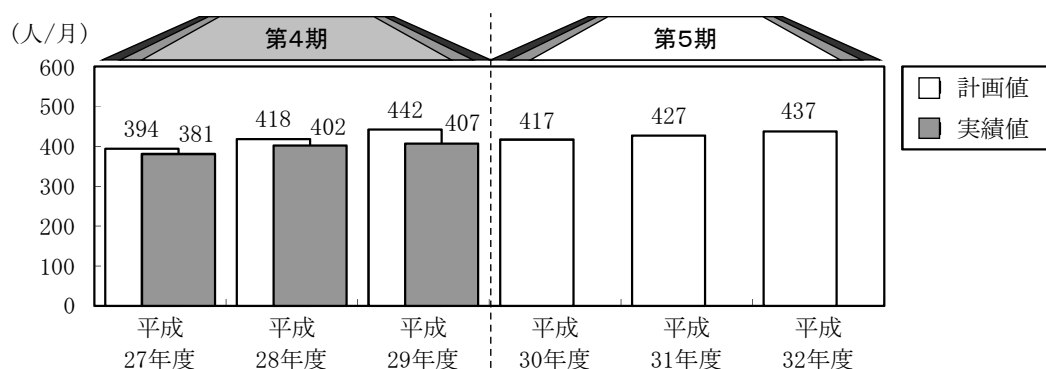
平成29年度の利用者数については、平成29年4月～7月の平均利用者407人で見込みます。平成30年度以降は平成26～平成28年度の増加平均+10人程度で見込みます。利用見込量は、平成28年度の平均利用日数(7,104/402=17.6)に利用者見込み数を乗じて算出しています。

利用者数	単位	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度	32年度
計画値	人/月	394	418	442	417	427	437
実績値	人/月	381	402	407	—	—	—
計画と実績の差		△13	△16	△35			

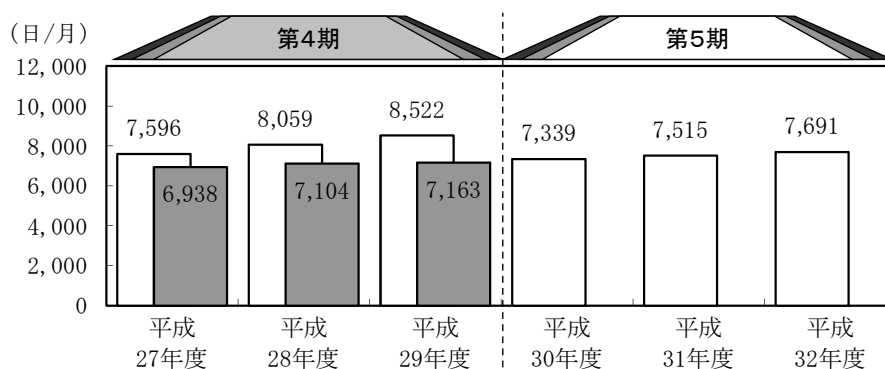
利用量	単位	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度	32年度
計画値	日/月	7,596	8,059	8,522	7,339	7,515	7,691
実績値	日/月	6,938	7,104	7,163	—	—	—
計画と実績の差		△658	△955	△1,359			

資料：障がい福祉課 ・平成29年度は、見込みの数値。

【利用者数】



【利用量】



② 自立訓練（機能訓練）

地域において自立した生活が送れるよう、理学療法や作業療法等の身体機能のリハビリテーション、歩行訓練、コミュニケーションや家事等の訓練を行います。

第4期計画では利用者数を横ばいで見込んでおり、実績でも増減はあるものの概ね横ばいで推移しています。平成29年度現在、市内事業所は1か所となっています。

【見込み量の算出根拠】

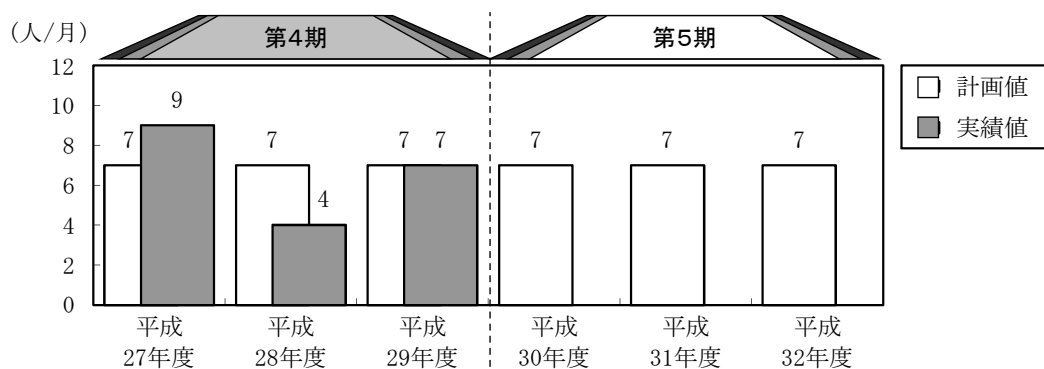
第4期の利用者の実績(平均)は、平成26年度が4人、27年度が7人、28年度が5人となっており、平均最大値の7人を平成29年度利用者として見込みました。第5期については、平成29年4月～7月までの実績が減少傾向にあるため、平成32年度まで横ばいで設定しています。利用見込量は平成28年度の平均見込量(47/4=11.7)に利用者見込数を乗じて算出しています。

利用者数	単位	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度	32年度
計画値	人/月	7	7	7	7	7	7
実績値	人/月	9	4	7	—	—	—
計画と実績の差		2	△3	0			

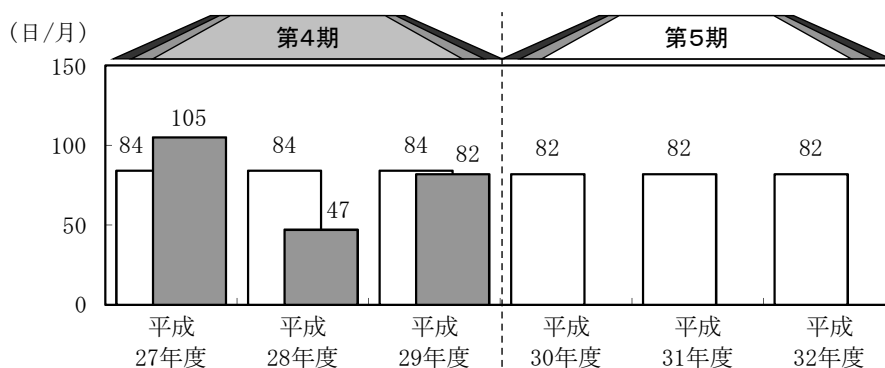
利用量	単位	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度	32年度
計画値	日/月	84	84	84	82	82	82
実績値	日/月	105	47	82	—	—	—
計画と実績の差		21	△37	△2			

資料：障がい福祉課 ・平成29年度は、見込みの数値。

【利用者数】



【利用量】



③ 自立訓練（生活訓練）

自立した地域生活を営むことができるよう、食事や家事等、日常生活能力を向上するための支援を行います。

利用者数・利用量の実績値は、第4期計画を下回っていますが利用者数は増加する傾向にあります。平成29年度現在、市内事業所は8か所となっています。

【見込み量の算出根拠】

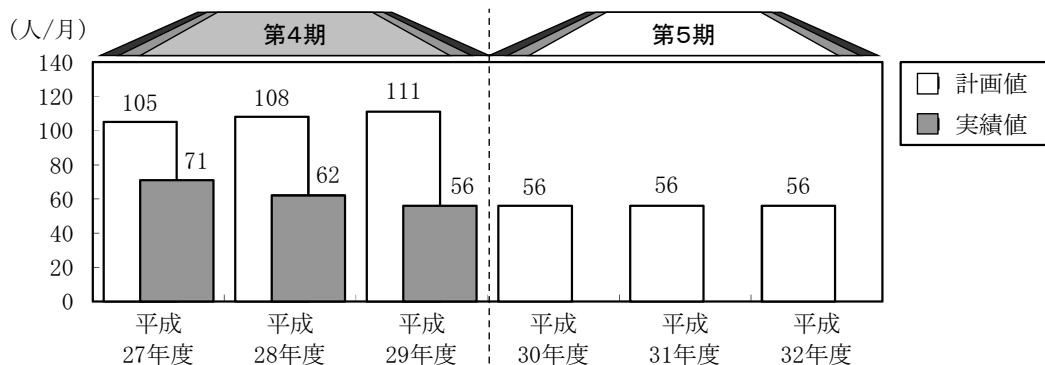
利用者数を月別に見ると、平成26年度の月最大値104人から年々下降しています。平成29年4月～7月の平均利用実績56人を平成29年度利用者見込とし、今後も増加は見込めないため、平成30年度以降も同数の56人で見込みます。利用見込量は、平成28年度の平均利用日数(735/62=11.9)に利用見込数を乗じて算出しています。

利用者数	単位	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度	32年度
計画値	人/月	105	108	111	56	56	56
実績値	人/月	71	62	56	—	—	—
計画と実績の差		△34	△46	△55			

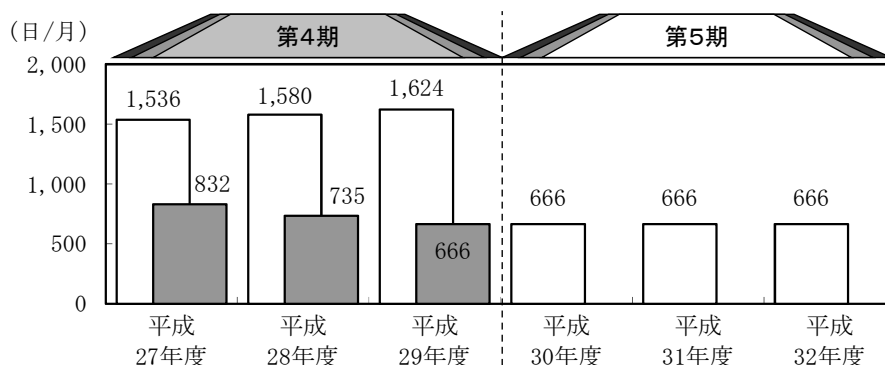
利用量	単位	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度	32年度
計画値	日/月	1,536	1,580	1,624	666	666	666
実績値	日/月	832	735	666	—	—	—
計画と実績の差		△704	△845	△958			

資料：障がい福祉課 ・平成29年度は、見込みの数値。

【利用者数】



【利用量】



④ 就労移行支援

一般企業への就労を希望する障がい者に対して、一定期間、事業所における生産活動及び企業における実習等を通じて、就労のための訓練を行います。

第4期の実績値は、計画を大幅に下回っており、また概ね減少する傾向が見られます。本サービスでは利用から2年間で一般就労に移行が規定されており、就労へのハードルが高くなっています。この点も要因となり、利用者の伸び悩み及び事業所の減少が見られます。しかし、第5期計画期間からは「就労定着支援」が開始するため、このサービスの活用による利用増も期待されます。

【見込み量の算出根拠】

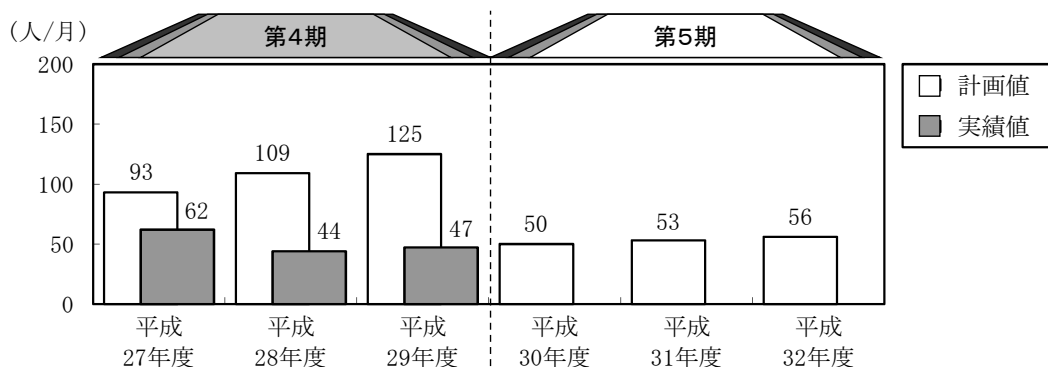
第5期の見込みは、国指針(平成28年度末の20%以上を32年度末の利用者とする)を考慮し、平成28年度実績から各年7%増で算定し、32年度までに28%増を目標としています。利用見込量は平成28年度の平均利用日数(797/44=18.1)に利用者見込み数を乗じて算出しています。

利用者数	単位	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度	32年度
計画値	人/月	93	109	125	50	53	56
実績値	人/月	62	44	47	—	—	—
計画と実績の差		△31	△65	△77			

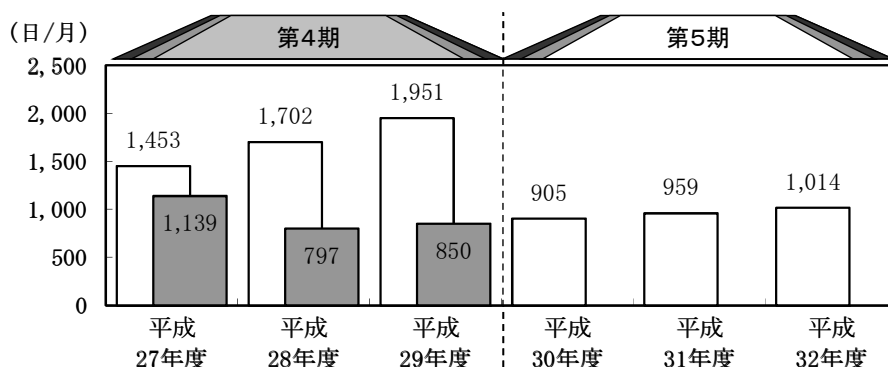
利用量	単位	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度	32年度
計画値	日/月	1,453	1,702	1,951	905	959	1,014
実績値	日/月	1,139	797	850	—	—	—
計画と実績の差		△314	△905	△1,101			

資料：障がい福祉課 ・平成29年度は、見込みの数値。

【利用者数】



【利用量】



⑤ 就労継続支援（A型）

一般企業での就労が困難な方に雇用契約に基づく就労の機会を提供し、一般就労に必要な知識及び能力の向上のための訓練を行います。

第4期の利用実績は計画値を上回っており、さらに増加を続けています。ニーズも高いサービスではありますが、伸び率は平成25年3月は前年同月比189%アップ、26年度は139%、27年度は123%と、徐々に緩やかになってきています。

【見込み量の算出根拠】

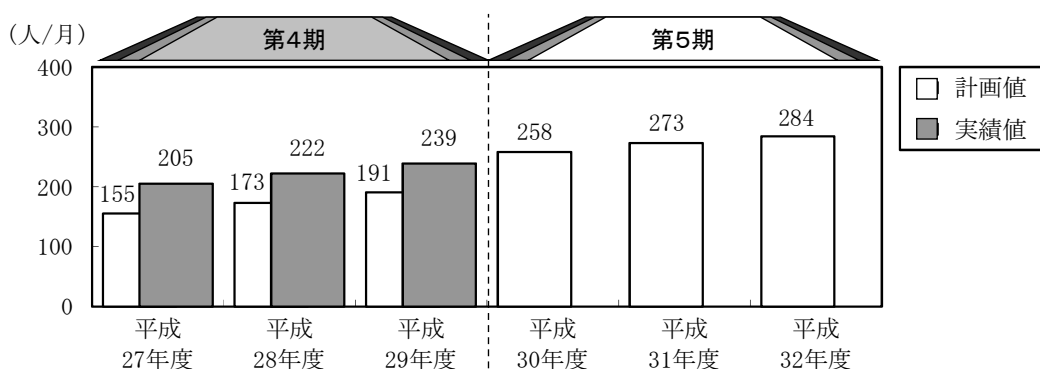
平成29年度の利用者見込みは、27年度から28年度の伸び率(222/205=1.08)を、28年度利用者実績に乗じて算出しています。平成30年度も同様の伸び率で算出し、31年度及び32年度については、伸び率を2%緩やかにして見込んでいます。利用見込量は平成28年度の平均利用日数(3,732/222=16.8)に利用者見込数を乗じて算出しています。

利用者数	単位	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度	32年度
計画値	人/月	155	173	191	258	273	284
実績値	人/月	205	222	239	—	—	—
計画と実績の差		50	49	48			

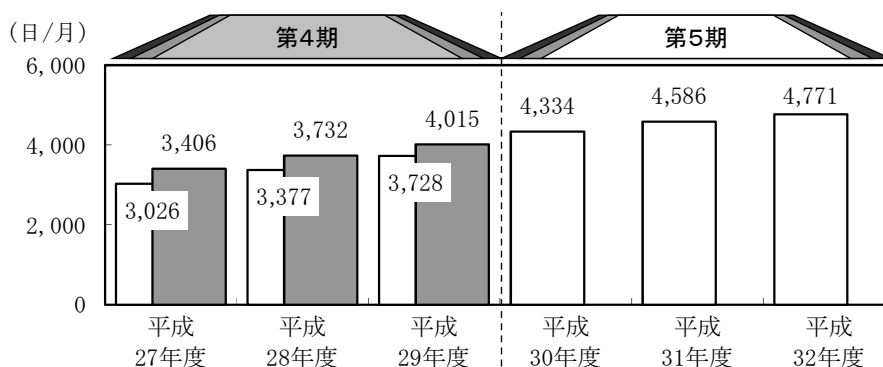
利用量	単位	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度	32年度
計画値	日/月	3,026	3,377	3,728	4,334	4,586	4,771
実績値	日/月	3,406	3,732	4,015	—	—	—
計画と実績の差		380	355	287			

資料：障がい福祉課 ・平成29年度は、見込みの数値。

【利用者数】



【利用量】



⑥ 就労継続支援（B型）

一般企業での就労が困難な方に対し、雇用契約を結ばない形ではあるが、就労の機会を提供し、一般雇用への移行に必要な知識及び能力の向上のための訓練を行います。第4期の利用者数は、やや増加で推移していますが計画値より低くとどまっています。本サービスは利用ニーズが高く、事業所も増加してきましたが、近年は利用者（ニーズ）が飽和状態となってきたため、今後の利用増は緩やかになると見込まれます。

【見込み量の算出根拠】

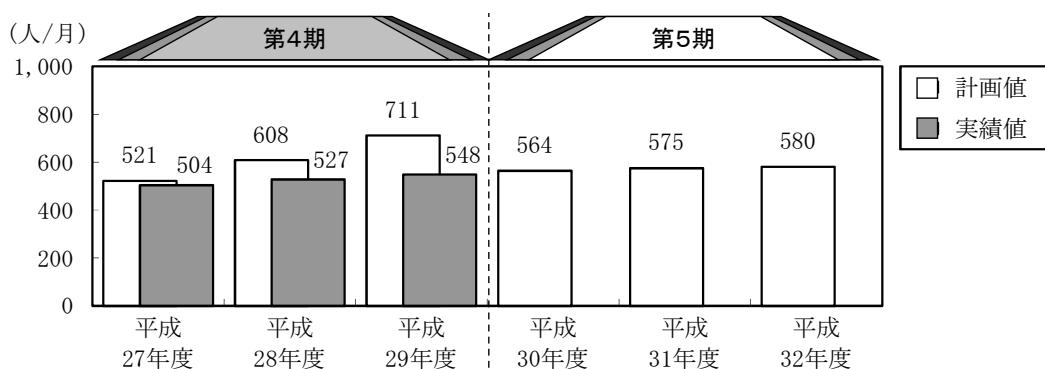
平成29年度の利用者数は、27年度～28年度実績の伸び率（ $527/504=1.04$ ）を28年度実績の527人に乗じて算出しました。平成30年度以降は、伸び率を1%緩やかにして見込んでいます。利用見込量は、平成28年度の平均利用日数（ $8,708/527=16.52$ ）に利用者見込数を乗じて算出しています。

利用者数	単位	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度	32年度
計画値	人/月	521	608	711	564	575	580
実績値	人/月	504	527	548	—	—	—
計画と実績の差		△17	△81	△163			

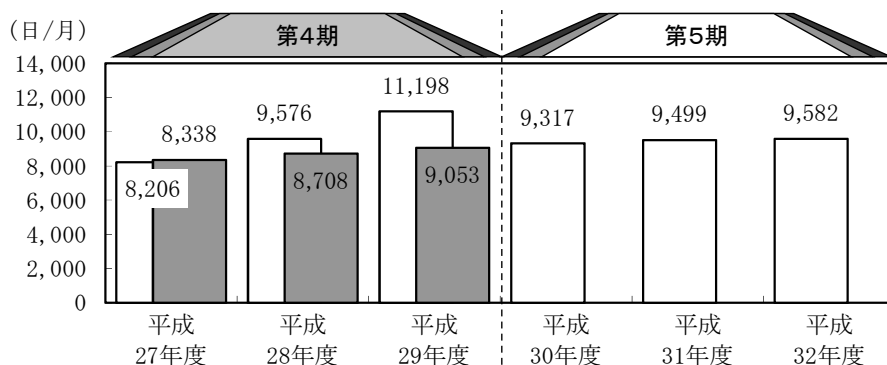
利用量	単位	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度	32年度
計画値	日/月	8,206	9,576	11,198	9,317	9,499	9,582
実績値	日/月	8,338	8,708	9,053	—	—	—
計画と実績の差		132	△868	△2,145			

資料：障がい福祉課 ・平成29年度は、見込みの数値。

【利用者数】



【利用量】



⑦ 就労定着支援 【新】

就労定着支援は第5期計画より新しく導入されたサービスです。一般就労に移行した障がい者について、就労に伴う生活面の課題に対し、就労の継続を図るために企業・自宅等への訪問等により、必要な連絡調整や指導・助言等を行います。

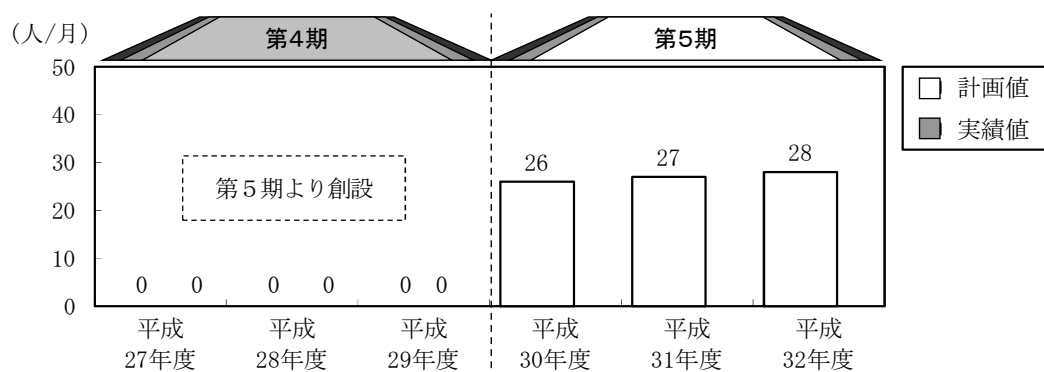
【見込み量の算出根拠】

平成28年度の一般就労移行者数(平成28年度に市が実施した事業所へのアンケートで確認)は24人であり、各年1人増として設定、平成32年には28人と見込んでいます。

利用者数	単位	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度	32年度
計画値	人/月	—	—	—	26	27	28
実績値	人/月	0	0	0	—	—	—
計画と実績の差		0	0	0			

資料：障がい福祉課 ・平成29年度は、見込みの数値。

【利用者数】



⑧ 療養介護

医療と常時介護を必要とする方に、医療機関において、機能訓練やレクリエーション活動、療養上の管理、看護、介護等を行い、身体能力及び日常生活能力の維持、向上を目指します。

第4期の利用実績は、ほぼ計画に沿った実績であり、利用者数は横ばいで推移しています。今後も利用者の大きな増減はないものと見込まれます。

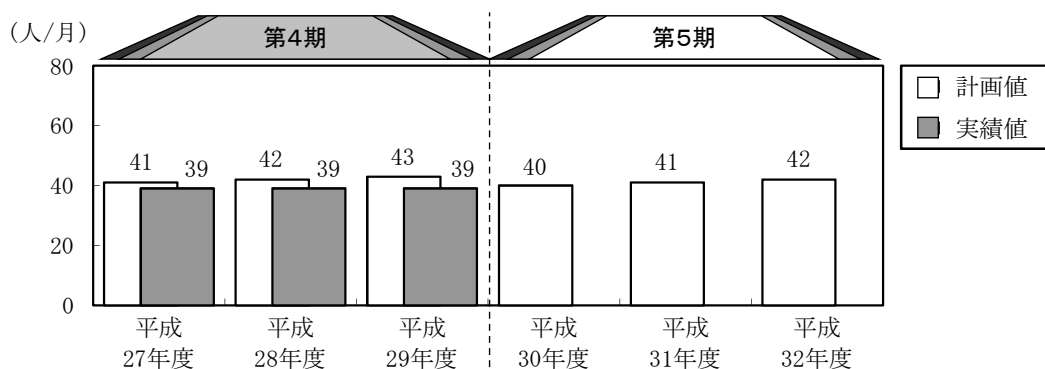
【見込み量の算出根拠】

平成29年度の利用者数は、28年度の利用が38人から40人の範囲で増減しているため、平均値である39人で見込んでいます。平成30年度以降は、各年1人増で算出しています。

利用者数	単位	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度	32年度
計画値	人/月	41	42	43	40	41	42
実績値	人/月	39	39	39	—	—	—
計画と実績の差		△2	△3	△4			

資料：障がい福祉課 ・平成29年度は、見込みの数値。

【利用者数】



⑨ 短期入所

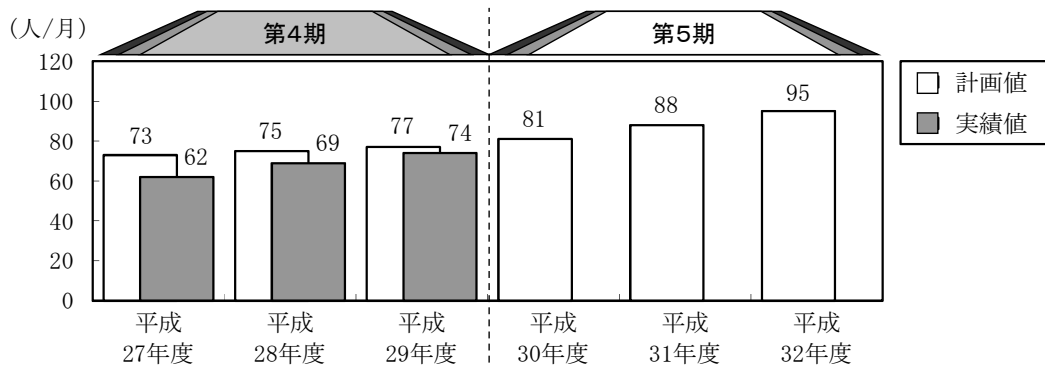
● 短期入所（ショートステイ）

利用者数	単位	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度	32年度
計画値	人/月	73	75	77	81	88	95
実績値	人/月	62	69	74	—	—	—
計画と実績の差		△11	△6	△3			

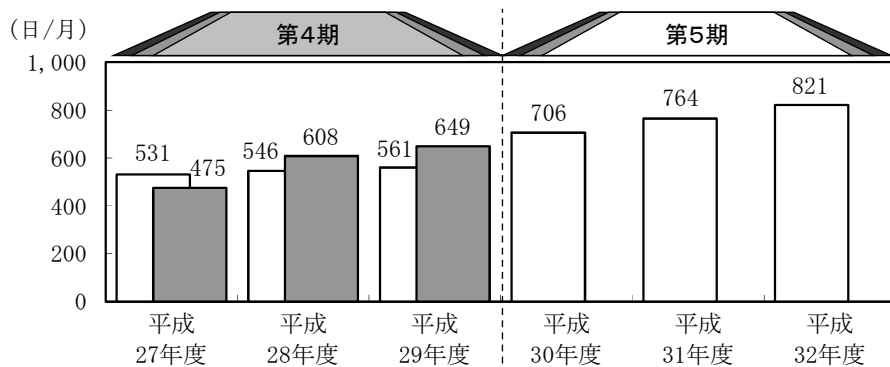
利用量	単位	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度	32年度
計画値	日/月	531	546	561	706	764	821
実績値	日/月	475	608	649	—	—	—
計画と実績の差		△56	62	88			

資料：障がい福祉課 ・平成29年度は、見込みの数値。

【利用者数】



【利用量】



⑨-1 短期入所（福祉型）

自宅で介護する方が病気等により一時的に自宅での介護が困難になった場合に、短期間、夜間も含めて、施設において入浴、排せつ、食事等の介護を行います。

第4期の利用実績は毎年増加しています。ニーズは高く、またサービス事業所へのアンケートでも、市内に必要なサービスに短期入所をあげる声が最も高くなっていました。しかし、本サービスを実施できる施設が少なく、供給量の確保が必要となっています。平成29年度現在、市内事業所は9か所となっています。

【見込み量の算出根拠】

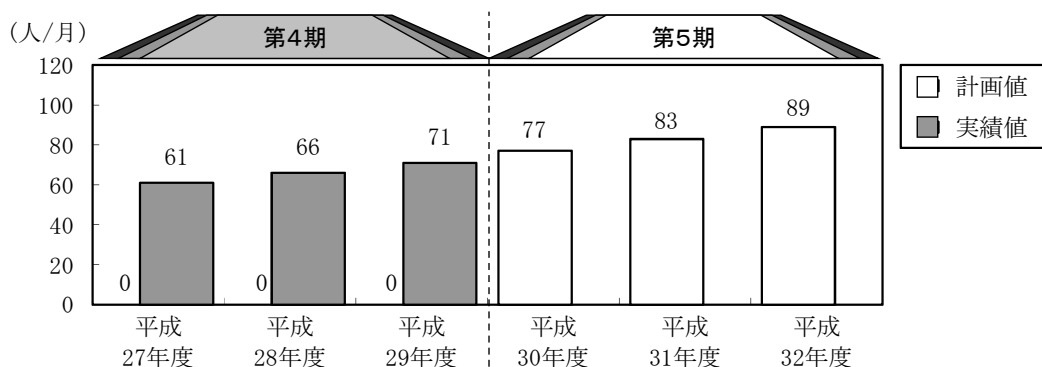
平成29年度の利用者数は、平成29年4月～7月の平均71人を平成29年度の利用見込者数とし、平成30年度以降は平成27年度に対する平成28年度の伸び率($66/61=1.08$)を乗じたものを見込んでいます。利用見込量は、平成28年度の平均利用日数($598/66=9.0$)に利用者見込み数を乗じて算出しています。

利用者数	単位	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度	32年度
計画値	人/月	—	—	—	77	83	89
実績値	人/月	61	66	71	—	—	—
計画と実績の差		61	66	71			

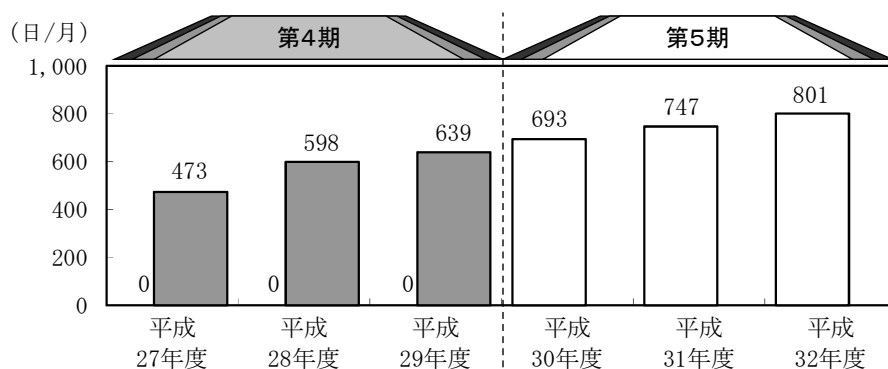
利用量	単位	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度	32年度
計画値	日/月	—	—	—	693	747	801
実績値	日/月	473	598	639	—	—	—
計画と実績の差		473	598	639			

資料：障がい福祉課 ・平成29年度は、見込みの数値。

【利用者数】



【利用量】



⑨-2 短期入所（医療型）

自宅で介護する方が病気等により一時的に自宅での介護が困難になった場合に、短期間受け入れる医療型の施設です。

第4期の利用実績は数人となっています。平成29年度現在、市内事業所は0か所で、県内でも5か所のみとなっています。

【見込み量の算出根拠】

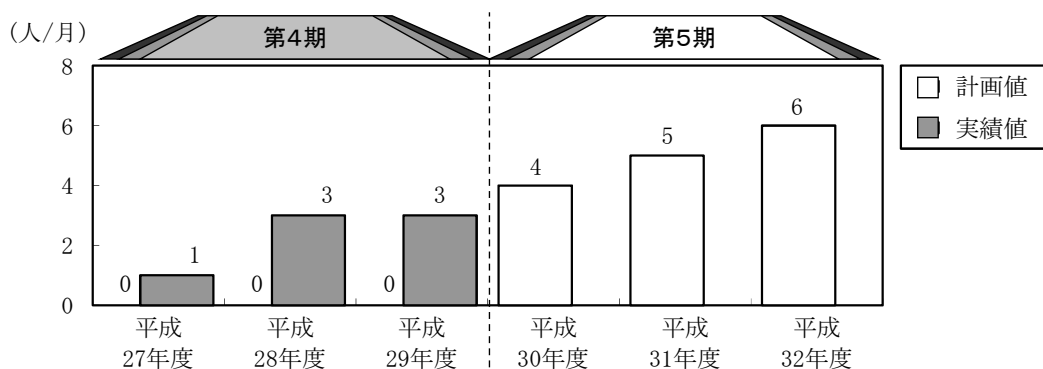
平成29年度の利用者数は、26年度～28年度の平均値3人で見込んでいます。平成30年度以降は各年1人増程度で見込んでいます。利用見込量は平成28年度の平均利用日数(10/3=3.3)に利用者見込数を乗じて算出しています。

利用者数	単位	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度	32年度
計画値	人/月	—	—	—	4	5	6
実績値	人/月	1	3	3	—	—	—
計画と実績の差		1	3	3			

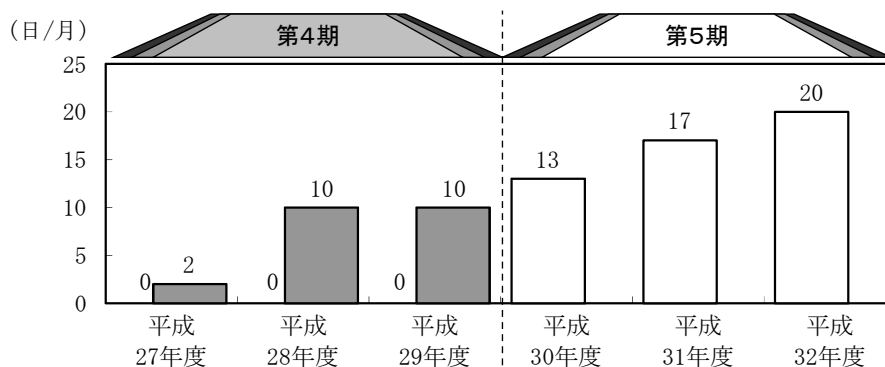
利用量	単位	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度	32年度
計画値	日/月	—	—	—	13	17	20
実績値	日/月	2	10	10	—	—	—
計画と実績の差		2	10	10			

資料：障がい福祉課 ・平成29年度は、見込みの数値。

【利用者数】



【利用量】



(3) 居住系サービス

① 自立生活援助 【新】

自立生活援助は、第5期計画より新しく導入されたサービスです。障がい者支援施設やグループホーム等から一人暮らしへの移行を希望する知的障がい者や精神障がい者等に対し、一定期間、定期的な巡回訪問・随時対応による必要な支援を行います。

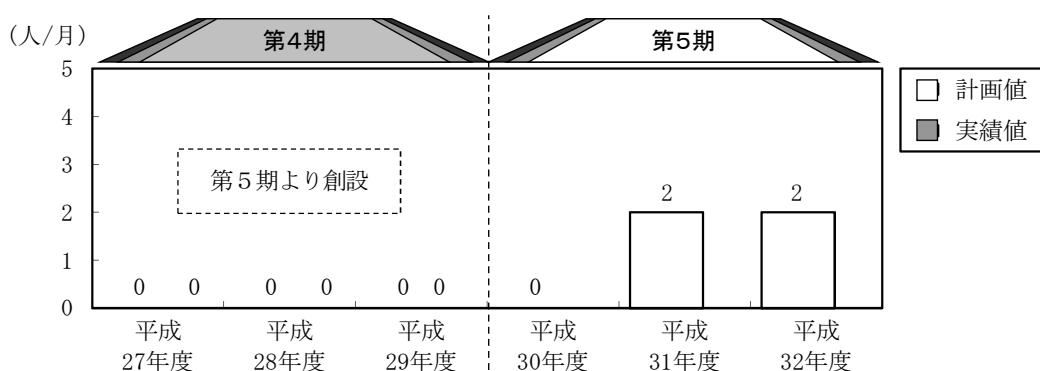
【見込み量の算出根拠】

新規サービスであり実績値がないことから、利用対象者をグループホーム入所者の2%として見込んでいます。

利用者数	単位	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度	32年度
計画値	人/月	—	—	—	0	2	2
実績値	人/月	0	0	0	—	—	—
計画と実績の差		0	0	0			

資料：障がい福祉課 ・平成29年度は、見込みの数値。

【利用者数】



② 共同生活援助

共同生活を行う住居において、相談支援や日常生活上の援助を行います。

第4期の実績は、やや計画値を上回っており、また利用者数は僅かながら増加を続けています。平成29年度現在、市内事業所は11か所(前年度より1か所増)となっています。また、平成30年度には1か所増加する予定です。

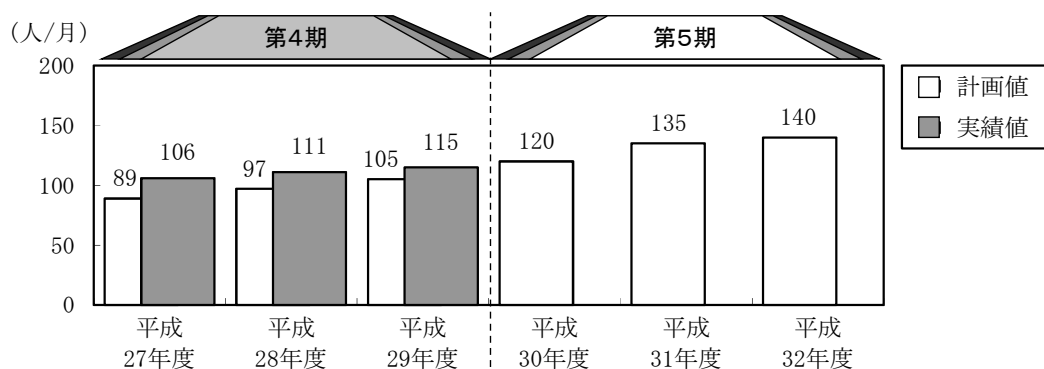
【見込み量の算出根拠】

平成29年度の利用者数は、27年度～28年度の伸び率($111/106=1.04$)に基づいて算出しています。平成30年度以降についても同様の方法で算出しているほか、平成30年に予定されている新規整備分の1か所10人を加算して見込んでいます。

利用者数	単位	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度	32年度
計画値	人/月	89	97	105	120	135	140
実績値	人/月	106	111	115	—	—	—
計画と実績の差		17	14	10			

資料：障がい福祉課 ・平成29年度は、見込みの数値。

【利用者数】



③ 施設入所支援

施設に入所する方に、夜間や休日、入浴、排せつ、食事等の介護とともに、日常生活上の相談支援を行います。

第4期の実績では、やや計画値を下回っており、平成28年度時点で第4期の入所者数目標(220人)に達しています。27年度以降の3月値を比較すると、入所者数は減少で推移していますが、平成27年4月～29年7月までの各月の利用者は208～236人の範囲であり、増減を繰り返しています。

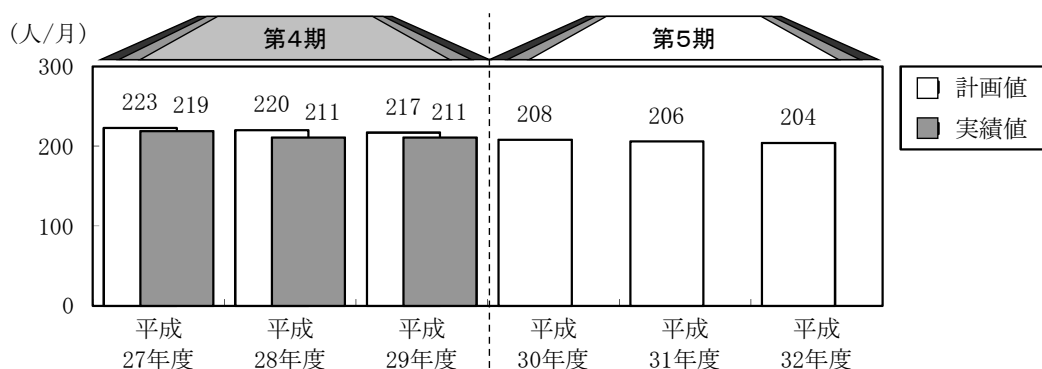
【見込み量の算出根拠】

平成29年4月～7月までの各月の利用者は平均211人となっています。平成32年度までの増減を入所者48人(新規・病院退院による戻り等)、退所者55人(死亡、入院、地域移行等)と推計し、差し引き7人(3%)の減少を見込みます。

利用者数	単位	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度	32年度
計画値	人/月	223	220	217	208	206	204
実績値	人/月	219	211	211	—	—	—
計画と実績の差		△4	△9	△6			

資料：障がい福祉課 ・平成29年度は、見込みの数値。

【利用者数】



(4) 相談支援

① 計画相談支援

障害福祉サービスの利用等について相談に応じ、助言や情報提供、「サービス利用計画」の作成を行います。

第4期の利用者数は、400人前後で概ね横ばいで推移しています。計画値を大きく下回る乖離が見られますが、これは前回の計画値を年間実利用者数で見込んでおり、今回は、月当たり利用者数で算出していることによります。国の資料では月当たりの計画値を掲げるよう示されているため、第5期計画より是正し月当たりの利用者数で見込んでいます。

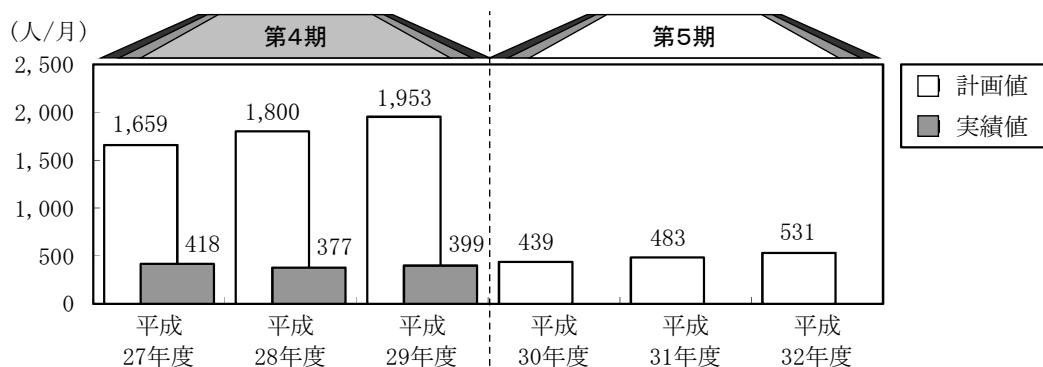
【見込み量の算出根拠】

平成29年度の利用者見込みは、4月～8月の実績で最も高い399人で設定し、平成30年度以降の計画値については、サービス利用者数が毎年度増加していることや、国の方針として平成30年度以降のサービス利用(モニタリング頻度)を増やす方向性が示されていることから、各年10%増として算出しています。

利用者数	単位	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度	32年度
計画値	人/月	1,659	1,800	1,953	439	483	531
実績値	人/月	418	377	399	—	—	—
計画と実績の差		△1,241	△1,423	△1,554			

資料：障がい福祉課 ・平成29年度は、見込みの数値。

【利用者数】



② 地域移行支援

障害者支援施設や精神科病院に入所等をしている障がい者に対し、住居の確保、地域生活の準備や福祉サービスの見学・体験のための外出への同行支援、地域における生活に移行するための活動に関する相談等の支援を行います。

平成 27 年度から 29 年度まで、年間の実績は 1 人程度となっています。

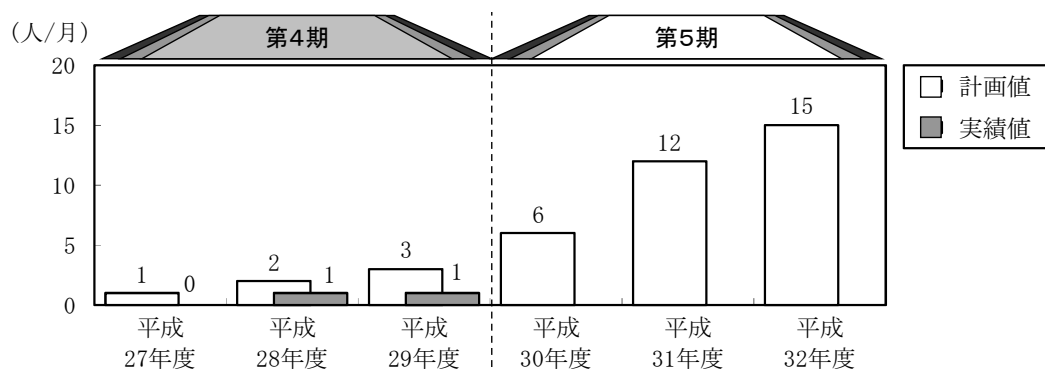
【見込み量の算出根拠】

退所や退院が可能な障がい者について見ると、平成 29 年度で福祉施設からの退所可能者数が 18 人、精神科病院からの退院可能者数が 15 人となっています（障がい福祉課調べ）。これらの計 33 人分の地域移行を 3 か年の見込みとして設定しています。

利用者数	単位	27 年度	28 年度	29 年度	30 年度	31 年度	32 年度
計画値	人/月	1	2	3	6	12	15
実績値	人/月	0	1	1	—	—	—
計画と実績の差		△1	△1	△2			

資料：障がい福祉課 ・平成 29 年度は、見込みの数値。

【利用者数】



③ 地域定着支援

居宅で一人暮らししている障がい者等に対する夜間も含む緊急時における連絡、相談等の支援を行います。平成27年度から29年度までの実績は各年とも0人となっています。

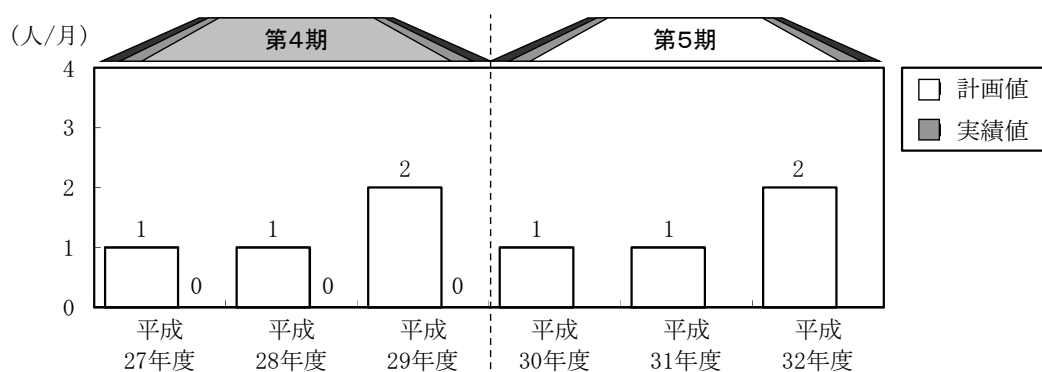
【見込み量の算出根拠】

本サービスの利用希望が低いことから、現状を踏まえると利用の増加は厳しいです。このため、今後の見込みは1~2人として設定しています。

利用者数	単位	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度	32年度
計画値	人/月	1	1	2	1	1	2
実績値	人/月	0	0	0	—	—	—
計画と実績の差		△1	△1	△2			

資料：障がい福祉課 ・平成29年度は、見込みの数値。

【利用者数】



【障害福祉サービス等の見込み一覧】

			単位	実績			見込み			
				平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度	平成 31年度	平成 32年度	
訪問系	居宅介護	利用者	人/月	270	275	280	285	290	296	
		利用量	時間/月	4,463	4,901	4,990	5,079	5,168	5,275	
	重度訪問介護	利用者	人/月	55	50	52	54	56	58	
		利用量	時間/月	5,729	4,407	4,581	4,757	4,934	5,110	
	行動援護	利用者	人/月	11	17	18	19	20	21	
		利用量	時間/月	353	469	497	524	552	580	
	同行援護	利用者	人/月	40	47	47	49	51	53	
		利用量	時間/月	63	57	57	59	61	64	
	重度障害者等包括支援	利用者	人/月	0	0	0	0	0	0	
		利用量	時間/月	0	0	0	0	0	0	
	日中活動系	生活介護	利用者	人/月	381	402	407	417	427	437
			利用量	日/月	6,938	7,104	7,163	7,339	7,515	7,691
自立訓練 (機能訓練)		利用者	人/月	9	4	7	7	7	7	
		利用量	日/月	105	47	82	82	82	82	
自立訓練 (生活訓練)		利用者	人/月	71	62	56	56	56	56	
		利用量	日/月	832	735	666	666	666	666	
就労移行支援		利用者	人/月	62	44	47	50	53	56	
		利用量	日/月	1,139	797	850	905	959	1,014	
就労継続支援 (A型)		利用者	人/月	205	222	239	258	273	284	
		利用量	日/月	3,406	3,732	4,015	4,334	4,586	4,771	
就労継続支援 (B型)		利用者	人/月	504	527	548	564	575	580	
		利用量	日/月	8,338	8,708	9,053	9,317	9,499	9,582	
就労定着支援		利用者	人/月	0	0	0	26	27	28	
療養介護		利用者	人/月	39	39	39	40	41	42	
短期入所 (ショートステイ)		利用者	人/月	62	69	74	81	88	95	
			日/月	475	608	649	706	764	821	
		利用者	人/月	61	66	71	77	83	89	
			日/月	473	598	639	693	747	801	
利用者	人/月	1	3	3	4	5	6			
	日/月	2	10	10	13	17	20			
居住系	自立生活援助	利用者	人/月	0	0	0	0	2	2	
	共同生活援助 (グループホーム)	利用者	人/月	106	111	115	120	135	140	
	施設入所支援	利用者	人/月	219	211	211	208	206	204	
その他	計画相談支援	利用者	人/月	418	377	399	439	483	531	
	地域移行支援	利用者	人/月	0	1	1	6	12	15	
	地域定着支援	利用者	人/月	0	0	0	1	1	2	

※平成29年度は実績見込み

(5) サービス見込量確保のための方策

本市では利用者のニーズを満たす供給量を確保するために、各サービスの利用状況を把握し、サービスの供給が不足しないよう民間等の事業者との連携を図ります。

また、サービス量の確保とともに、質の高いサービスの提供が不可欠であるため、利用者の声を把握することに努め、状況に応じて事業者への指導を行うなど、質の低下を防ぐように努めます。

就労定着支援等の新しいサービスを含め、利用の周知を図るほか、事業所に対しても周知やサービス開始にかかる情報提供を行い、参入の促進を図ります。

3. 地域生活支援事業

障がい者の日常生活、社会生活を支援するため、地域の特性や利用者の状況に応じた取り組みを行うものです。国からの必須事業と、市町村の判断で実施する任意事業とがあります。

(1) 必須事業

① 理解促進研修・啓発事業

障がい者等が自立した日常生活及び社会生活を営む上で生じる「社会的障壁」を除去し、共生社会の実現を図ることを目的として、地域住民を対象に、障がい者等に対する理解を深めるための研修・啓発事業を行います。

具体的な施策として、「障がい児フェスタ」や「障がいフェスタ」のイベントを開催し、市民に対して障がい者等と触れ合う機会を設け、障がい児・障がい者等に対する理解を深めるための啓発を行います。

精神障害等へ理解促進については、精神保健福祉講座において、毎年テーマを設け実施しています。

事業名	単位	実績値			計画値		
		27年度	28年度	29年度	30年度	31年度	32年度
理解促進研修・啓発事業	有無	有	有	有	有	有	有

② 自発的活動支援事業

障がい者等が自立した日常生活及び社会生活を営むことができる共生社会の実現を図ることを目的として、障がい者等、その家族、地域住民等による地域における自発的な取り組みを支援する事業を行います。

具体的な施策として、障がい者等やその家族が互いの悩みを共有することや、情報交換のできる交流会活動(ピアサポート)の場として、発達障がい者当事者の会や障がい児等親の会(4か所)を実施しています。また、発達に気になる子を持つ保護者を対象に、子どもの行動観察を通して具体的な対応のあり方が学べるよう「ペアレントトレーニング」を実施しています。

県内で唯一発足された発達障がい者当事者会では、積極的にピア活動を展開しています。

事業名	単位	実績値			計画値		
		27年度	28年度	29年度	30年度	31年度	32年度
自発的活動支援事業	有無	有	有	有	有	有	有

③ 相談支援事業

③-1 障害者相談支援事業

障がいのある方の自立した日常生活、社会生活上の相談・情報提供を行うほか、専門機関の紹介、権利擁護、ピアカウンセリング、地域自立支援協議会の運営等を行います。

地域の実情を踏まえ、できるだけ与勝地域、石川地域、具志川地域に事業所を配置していきます。

事業名	単位	実績値			計画値		
		27年度	28年度	29年度 (見込み)	30年度	31年度	32年度
障害者相談支援事業 (委託相談)	委託事業所数	2	2	2	3	3	3
	相談員数	専任3 兼任3	専任3 兼任3	専任3 兼任3	専任4	専任4	専任4

③-2 基幹相談支援センター及び基幹相談支援センター等機能強化事業

保健師、社会福祉士、精神保健福祉士等の専門職員を配置するとともに、障がい者等の多岐に及ぶ相談に応じるとともに関係機関等との連携を図ることにより、障がい者等が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう支援しています。また、関係機関とのつなぎ支援としての役割を担う「つなぎ支援コーディネーター」を配置し、関係機関との連携を図っています。相談支援事業を効果的に運営するため、自立支援協議会の事務局も兼任し、相談支援のネットワーク作りを推進しています。

当面、市の担当課に基幹相談支援センターを設置しますが、将来的には基幹相談支援センター業務について外部委託することも念頭に入れ、相談支援体制の基盤整備に取り組んでいきます。

事業名	単位	実績値			計画値		
		27年度	28年度	29年度 (見込み)	30年度	31年度	32年度
基幹相談支援センター	設置有無	有	有	有	有	有	有
基幹相談支援センター等機能強化事業	専門職員数	12	13	13	13	13	13

③-3 住宅入居等支援事業

賃貸契約による一般住宅(公営住宅及び民間の賃貸住宅)への入居を希望しているが、保証人がいない等の理由により入居が困難な障がい者等に対して、入居に必要な調整、家主等への相談・助言などの支援を行う事業である。

市では現在未実施となっている。

今後は、市の自立支援協議会と連携し、具体的な事業実施にむけて取組みます。

事業名	単位	計画値		
		30年度	31年度	32年度
住宅入居等支援事業	事業実施状況	準備	計画	実施

④ 成年後見制度利用支援事業

障害福祉サービスの利用の観点から成年後見制度を利用することが有用であると認められた、知的障がい者や精神障がい者で、成年後見制度の申し立てに要する費用等及び後見人等の報酬等について、補助を受けなければ制度の利用が困難者に対し、費用の全部又は一部を補助することにより障がい者の権利擁護を図ることを目的に実施しています。

事業名	利用件数	実績値			計画値		
		27年度	28年度	29年度	30年度	31年度	32年度
成年後見制度利用事業	審判申立費用助成件数	4	7	3	5	5	5
	報酬助成件数	7	10	11	13	15	17
	総数	11	17	14	18	20	22

※計画値の捉え方：審判申立費用助成利用者のうち約半数が報酬助成の対象となっているため計画値において報酬助成件数は各年度2名の増員を見込む

⑤ 成年後見制度法人後見支援事業

業務を適正に行うことができる法人が確保できる基盤が整っていません。

今後は、事業を実施している市町村へ情報収集を行うとともに、市社会福祉協議会やNPO法人等に対し実施可能な体制なのか実態把握のためのアンケート調査を実施し、課題の分析を行い、実施に向けての体制整備を図ります。

⑥ 意思疎通支援事業

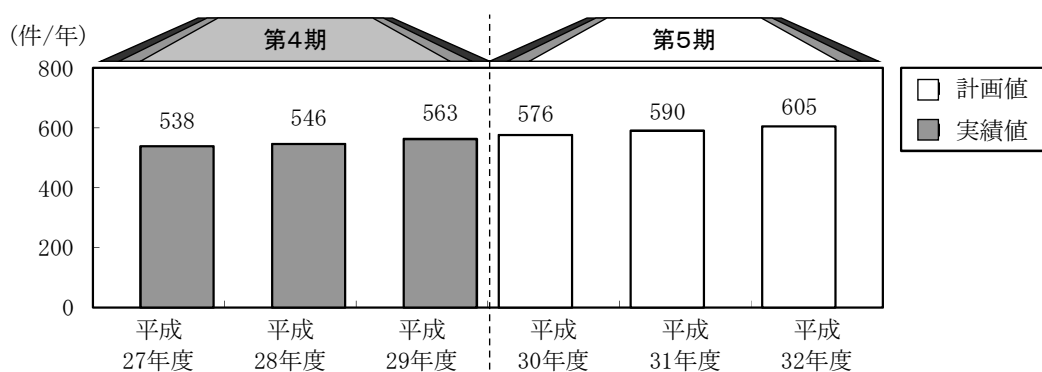
⑥-1 手話通訳者・要約筆記者派遣事業

「手話通訳者の派遣」、「要約筆記奉仕員の派遣」(市社会福祉協議会委託)を実施しています。手話通訳者の派遣、要約筆記者の派遣については、第4期の計画より実績が上回っています。今後は、事業についての更なる周知を図り、利用者の増加に努めます。

実利用件数	単位	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度	32年度
計画値	件/年	—	—	—	576	590	605
実績値	件/年	538	546	563	—	—	—
計画と実績の差		538	546	563			

資料：障がい福祉課 ・平成29年度は、見込みの数値。

【実利用件数】

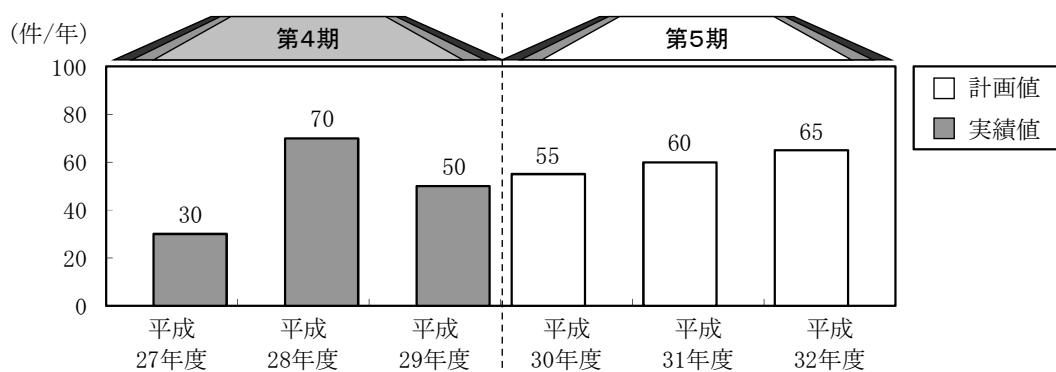


●要約筆記奉仕員派遣（市社会福祉協議会委託） 実利用件数

実利用件数	単位	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度	32年度
計画値	件/年	—	—	—	55	60	65
実績値	件/年	30	70	50	—	—	—
計画と実績の差		30	70	50			

資料：障がい福祉課 ・平成29年度は、見込みの数値。

【実利用件数】



⑥-2 手話通訳者設置事業

手話通訳者は第4期においては3人配置しています。設置人数は、今後も現状維持で対応します。

設置人数	単位	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度	32年度
計画値	人	3	3	3	3	3	3
実績値	人	3	3	3	—	—	—
計画と実績の差		0	0	0			

資料：障がい福祉課 ・平成29年度は、見込みの数値。

⑦ 日常生活用具給付等事業

日常生活を営む上での便宜を図るため、重度障がい者等に対し、自立生活支援用具等の給付や貸与を行います。これまで実施してきた事業を踏まえながら、サービス提供を実施します。また、障がい者の希望に対応した用具が提供できるよう、ニーズ把握に努めます。

日常生活用具給付等事業の用具の種類（以下の6分類）

種 類	内 容
①介護訓練支援用具	特殊寝台、特殊マット、体位変換器等
②自立生活支援用具	入浴補助用具、聴覚障害者用屋内信号装置等
③在宅療養等支援用具	電気式たん吸引器、盲人用体温計等
④情報・意思疎通支援用具	点字器、人工喉頭等
⑤排泄管理支援用具	ストマ用装具、紙おむつ等
⑥居住生活動作補助用具(住宅改修費)	設置に小規模な住宅改修を伴う用具

【実施に関する考え方】

日常生活用具給付事業の第5期の見込み量は、身障手帳所持者の平成27年度～28年度の伸び率(5,620/5,461=103%)から算出しています。

日常生活用具給付事業

給付等件数	単位	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度	32年度
計画値	件/年	—	—	—	2,035	2,098	2,160
実績値	件/年	1,936	1,993	1,976	—	—	—
計画と実績の差		1,936	1,993	1,976			

※日常生活用具給付事業は、「①介護訓練支援用具」、「②自立生活支援用具」、「③在宅療養等支援用具」、「④情報・意思疎通支援用具」、「⑤排泄管理支援用具」、「⑥居住生活動作補助用具(住宅改修費)」の合算。

⑦-1 介護・訓練支援用具

【実施に関する考え方】

介護・訓練支援用具の第5期の見込み量は、身障手帳所持者の平成27年度～28年度の伸び率(5,620/5,461=103%)から算出しています。

給付等件数	単位	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度	32年度
計画値	件/年	—	—	—	9	10	10
実績値	件/年	6	8	9	—	—	—
計画と実績の差		6	8	9			

資料：障がい福祉課 ・平成29年度は、見込みの数値。

⑦-2 自立生活支援用具

【実施に関する考え方】

自立生活支援用具の第5期の見込量は、身障手帳所持者の平成27年度～28年度の伸び率(5,620/5,461=103%)から算出しています。

給付等件数	単位	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度	32年度
計画値	件/年	—	—	—	31	32	33
実績値	件/年	28	35	30	—	—	—
計画と実績の差		28	35	30			

資料：障がい福祉課 ・平成29年度は、見込みの数値。

⑦-3 在宅療養等支援用具

【実施に関する考え方】

在宅療養等支援用具の第5期の見込み量は、身障手帳所持者の平成27年度～28年度の伸び率(5,620/5,461=103%)から算出しています。

給付等件数	単位	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度	32年度
計画値	件/年	—	—	—	20	21	22
実績値	件/年	15	20	19	—	—	—
計画と実績の差		15	20	19			

資料：障がい福祉課 ・平成29年度は、見込みの数値。

⑦-4 情報・意思疎通支援用具

【実施に関する考え方】

情報・意思疎通支援用具の第5期の見込み量は、身障手帳所持者の平成27年度～28年度の伸び率(5,620/5,461=103%)から算出しています。

給付等件数	単位	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度	32年度
計画値	件/年	—	—	—	15	16	16
実績値	件/年	15	17	15	—	—	—
計画と実績の差		15	17	15			

資料：障がい福祉課 ・平成29年度は、見込みの数値。

⑦-5 排泄管理支援用具

【実施に関する考え方】

排泄管理支援用具の第5期の見込み量は、身障手帳所持者の平成27年度～28年度の伸び率(5,620/5,461=103%)から算出しています。

給付等件数	単位	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度	32年度
計画値	件/年	—	—	—	1,957	2,016	2,076
実績値	件/年	1,869	1,909	1,900	—	—	—
計画と実績の差		1,869	1,909	1,900			

資料：障がい福祉課 ・平成29年度は、見込みの数値。

⑦-6 居住生活動作補助用具(住宅改修費)

【実施に関する考え方】

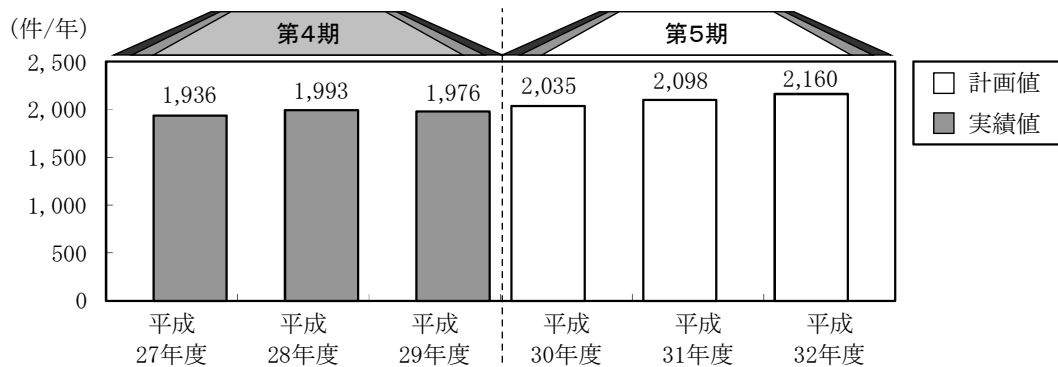
居住生活動作補助用具(住宅改修費)の第5期の見込み量は、身障手帳所持者の平成27年度～28年度の伸び率(5,620/5,461=103%)から算出しています。

給付等件数	単位	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度	32年度
計画値	件/年	—	—	—	3	3	3
実績値	件/年	3	4	3	—	—	—
計画と実績の差		3	4	3			

資料：障がい福祉課 ・平成29年度は、見込みの数値。

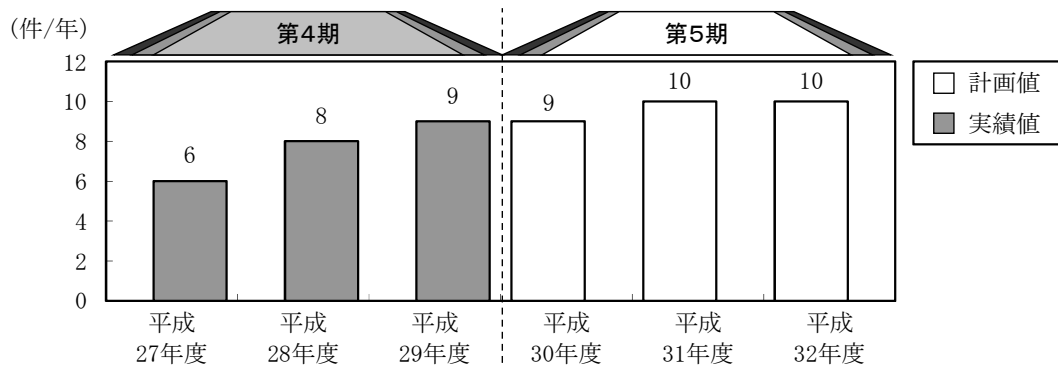
⑦日常生活用具給付等事業

【給付等件数】



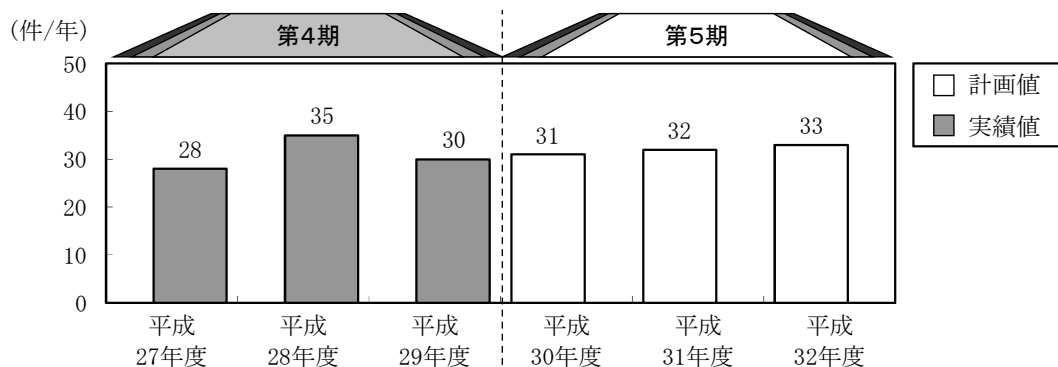
⑦-1 介護・訓練支援用具

【給付等件数】



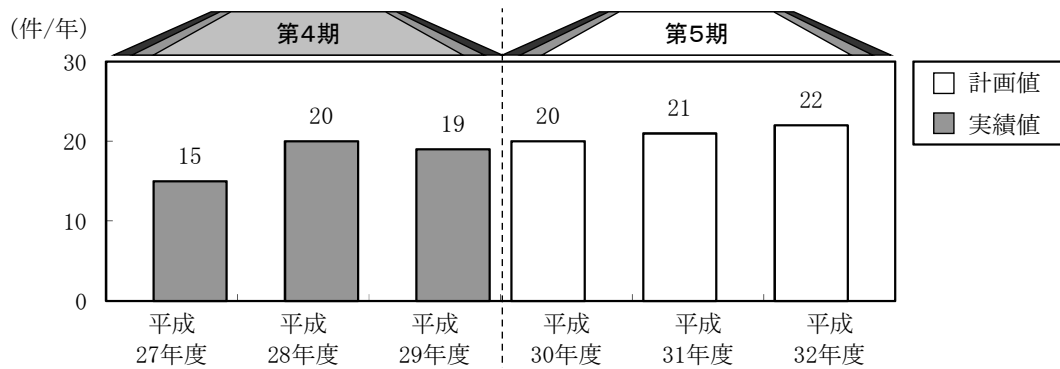
⑦-2 自立生活支援用具

【給付等件数】



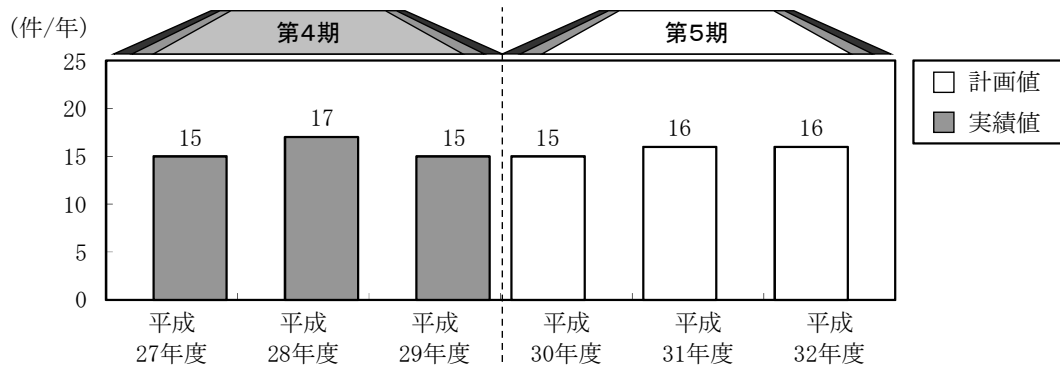
⑦-3 在宅療養等支援用具

【給付等件数】



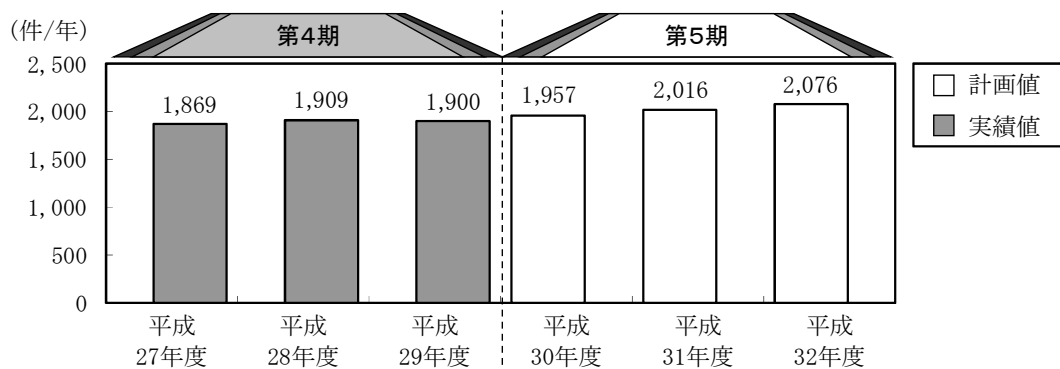
⑦-4 情報・意思疎通支援用具

【給付等件数】



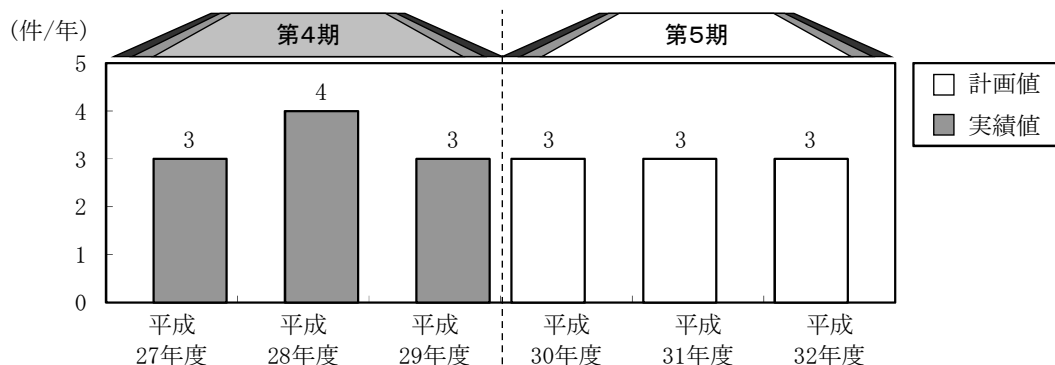
⑦-5 排泄管理支援用具

【給付等件数】



⑦-6 居住生活動作補助用具（住宅改修費）

【給付等件数】



⑧ 手話奉仕員養成研修事業

【実施に関する考え方】

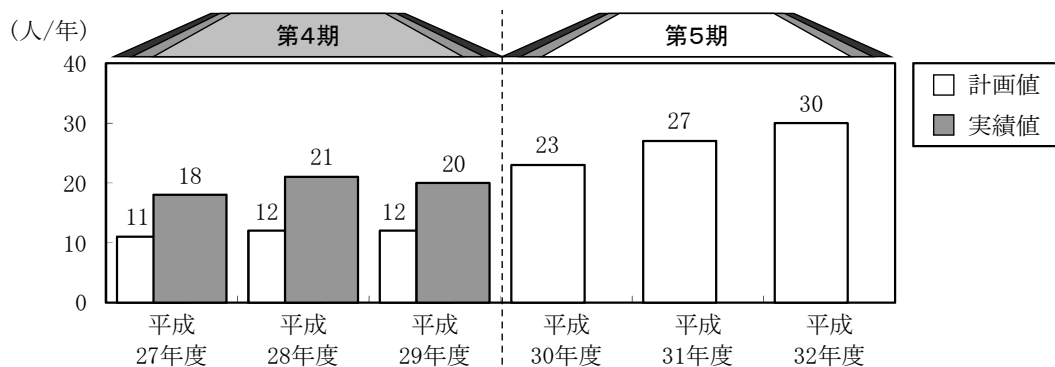
聴覚障がい者等の交流活動の促進のため、手話表現技術を習得した手話奉仕員を養成する事業です。第4期の利用実績は、計画値を上回っており概ね横ばいで推移しています。利用ニーズに対応する供給体制確保が必要です。

手話奉仕員の新規登録者数20人を目標に、養成講習受講者の増加を見込みます。

実利用人数	単位	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度	32年度
計画値	人/年	11	12	12	23	27	30
実績値	人/年	18	21	20	—	—	—
計画と実績の差		7	9	8			

資料：障がい福祉課 ・平成29年度は、見込みの数値。

【実利用人数】



⑨ 移動支援事業

【実施に関する考え方】

屋外での移動が困難な障がい者の地域における社会参加を促進するため、外出の際の移動を支援する事業です。本市では、「個別支援型」と「車両移送型」を実施しています。第4期の利用実績を見ると、利用者数は計画値をやや下回っていますが、延べ利用時間は計画を上回っており、今後も利用量は上がることが見込まれます。

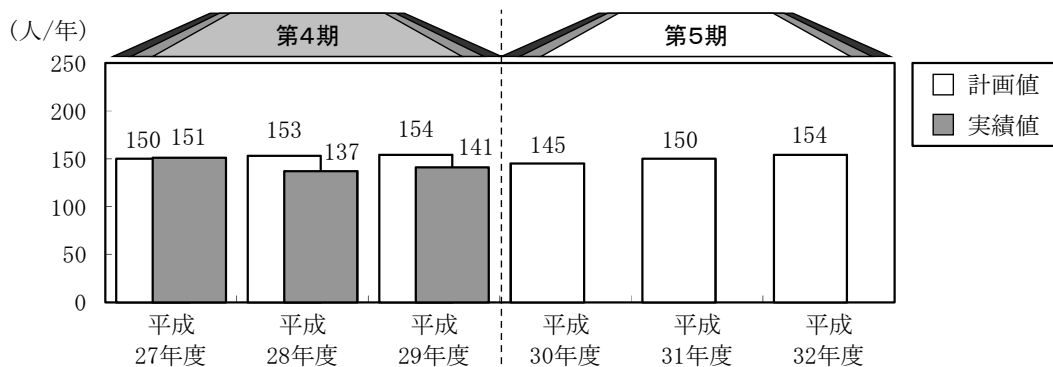
本事業の見込み量は、身障手帳所持者の平成27年度～28年度の伸び率(5,620/5,461=103%)から算出しています。

実利用人数	単位	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度	32年度
計画値	人/年	150	153	154	145	150	154
実績値	人/年	151	137	141	—	—	—
計画と実績の差		1	△16	△13			

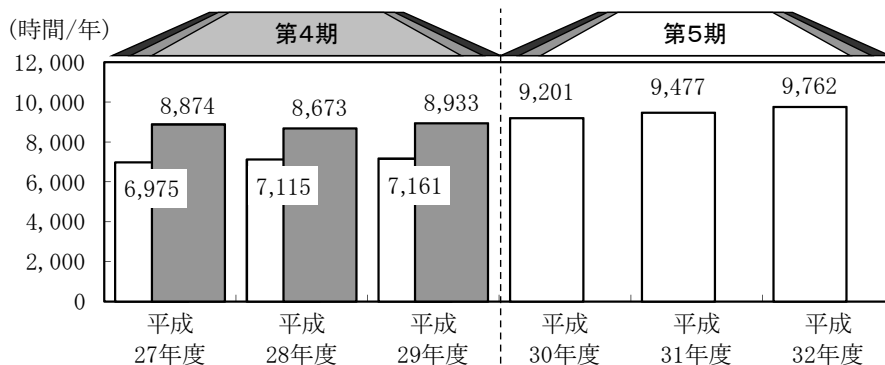
延利用時間	単位	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度	32年度
計画値	時間/年	6,975	7,115	7,161	9,201	9,477	9,762
実績値	時間/年	8,874	8,673	8,933	—	—	—
計画と実績の差		1,899	1,558	1,772			

資料：障がい福祉課 ・平成29年度は、見込みの数値。

【実利用人数】



【延利用者数】



⑩ 地域活動支援センター機能強化事業

地域活動支援センターは、障がい者が地域で日中活動できる場(居場所)を作るために、創作活動又は生産活動の機会を提供し、社会との交流を促進する事業です。

地域活動支援センターを「Ⅰ型」は1か所、「Ⅲ型」は3か所の事業所へ委託しています。

利用者の拡大のため、障がい者等への周知と活動内容の見直しを図ります。又、Ⅰ型においては専門職が配置されているので、強化事業への取り組みの充実を図ります。

事業名		実績値			計画値		
		27年度	28年度	29年度	30年度	31年度	32年度
地域活動支援センターⅠ型	実施か所数	2	1	1	1	1	1
	1日あたり実利用者数(人)	30 (15)	15	17	17	19	20
地域活動支援センターⅢ型	実施か所数	3	4	3	3	3	3
	1日あたり実利用者数(人)	19 (6)	26 (6.5)	28 (9.3)	28	29	30

【参考】地域活動支援センターⅠ型…専門職員(精神保健福祉士等)を配置し、医療・福祉、地域の社会基盤との連携強化のための調整や地域住民ボランティアの育成、障がいに関する啓発活動等を実施するもの。

地域活動支援センターⅡ型…地域において雇用・就労が困難な在宅障がい者に対し、機能訓練、社会適応訓練、入浴等のサービスを実施するもの。

地域活動支援センターⅢ型…地域の障がい者団体等が通所による援護等の事業実績が5年以上で安定的な運営が図られている事業所が対象となる。

(2)任意事業

① 生活訓練等事業（日常生活支援）

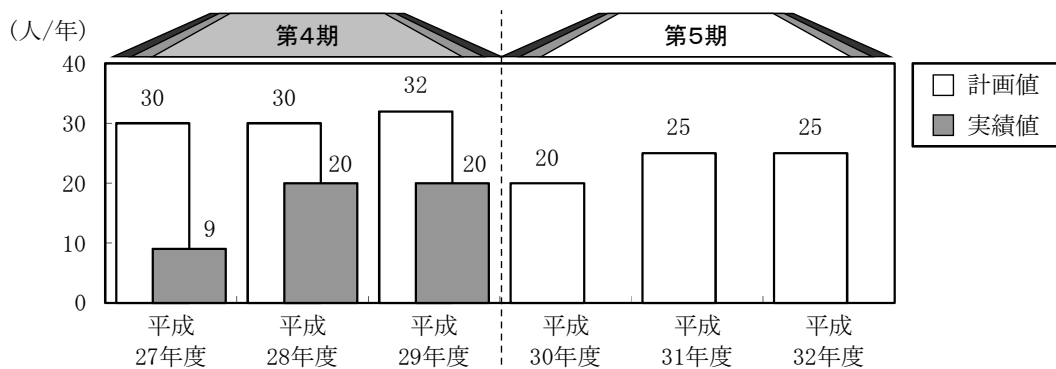
【実施に関する考え方】

障がい者等に対し、日常生活上必要な訓練・指導等を行います。本事業は市身体障がい者協会への委託で実施しています。第4期の利用実績は、計画値を下回っています。また、平成28年度と29年度は、利用者数が横ばいで推移しています。第5期は、第4期の実績に基づきながら、緩やかな増加で見込んでいます。

実利用人数	単位	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度	32年度
計画値	人/年	30	30	32	20	25	25
実績値	人/年	9	20	20	—	—	—
計画と実績の差		△21	△10	△12			

資料：障がい福祉課 ・平成29年度は、見込みの数値。

【実利用人数】



② 日中一時支援事業（日常生活支援）

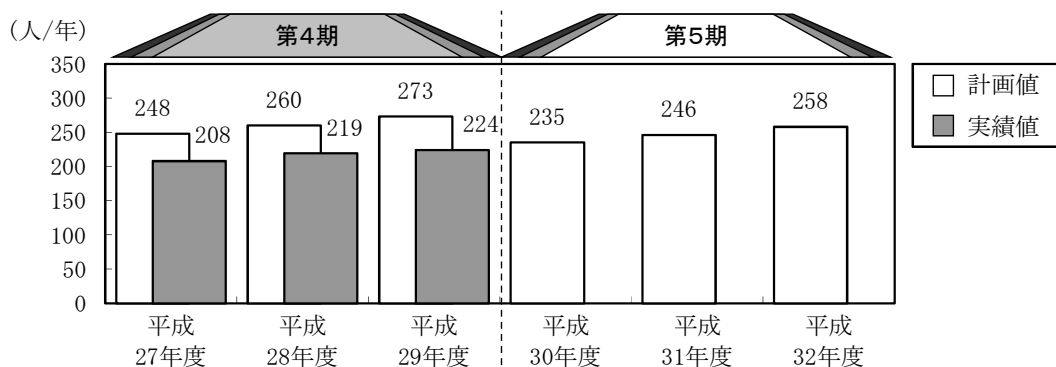
【実施に関する考え方】

障がい者の日中における活動の場を確保し、日常介護している家族の一時的な負担軽減を図ります。本事業は、事業所への委託により実施しています。第4期の利用実績は計画値をやや下回っていますが、増加しているため、第5期においてはこの伸びを勘案し、増加で見込んでいます。

実利用人数	単位	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度	32年度
計画値	人/年	248	260	273	235	246	258
実績値	人/年	208	219	224	—	—	—
計画と実績の差		△40	△41	△49			

資料：障がい福祉課 ・平成29年度は、見込みの数値。

【実利用人数】



③ 訪問入浴サービス事業（日常生活支援）

【実施に関する考え方】

自力又は家族の介助のみでは入浴できない在宅の重度身体障がい者(児)に対し、訪問での入浴サービスを提供します。第4期は1～2人の利用となっており、第5期においては、利用人数を同程度から微増で見込んでいます。

実利用人数	単位	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度	32年度
計画値	人/年	—	—	—	2	2	3
実績値	人/年	1	2	2	—	—	—
計画と実績の差		1	2	2			

資料：障がい福祉課 ・平成29年度は、見込みの数値。

④ 地域移行のための安心生活支援（お試し住居）

【実施に関する考え方】

長期で医療機関に入院している精神障がい者が、地域で生活を営むために、一定期間居室を提供しスキルアップを行い、退院後地域での生活がスムーズに移行できるように支援します。本事業は委託により実施します。

第4期の利用実績は、平成27年度と28年度は0人ですが、平成29年度に2人あり、計画値と同数に至っています。第5期においては29年度の実績を基に、各年1人増で見込んでいます。

実利用人数	単位	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度	32年度
計画値	人/年	1	2	2	3	4	5
実績値	人/年	0	0	2	—	—	—
計画と実績の差		△1	△2	0			

資料：障がい福祉課 ・平成29年度は、見込みの数値。

⑤ レクリエーション活動等支援

【実施に関する考え方】

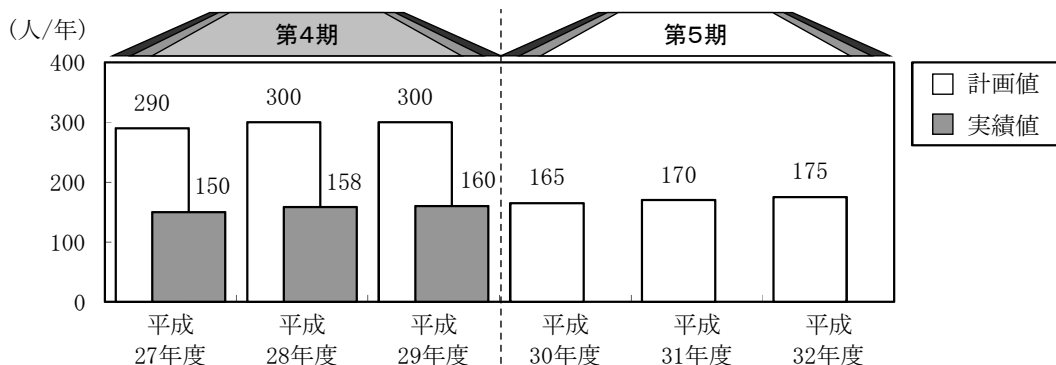
スポーツ・レクリエーション活動を通じて、障がい者の体力増強、交流、余暇等に資するため及び障がい者スポーツを普及するため、各種スポーツ・レクリエーション教室や障がい者スポーツ大会を開催します。本事業は、市身体障がい者協会への委託で実施します。

第4期の利用実績では、計画値を大きく下回っています。第5期は、第4期の実績に基づきながら、微増で推移するように見込んでいます。

延利用者数	単位	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度	32年度
計画値	人/年	290	300	300	165	170	175
実績値	人/年	150	158	160	—	—	—
計画と実績の差		△140	△142	△140			

資料：障がい福祉課 ・平成29年度は、見込みの数値。

【延利用者数】



⑥ 芸術文化活動振興

【実施に関する考え方】

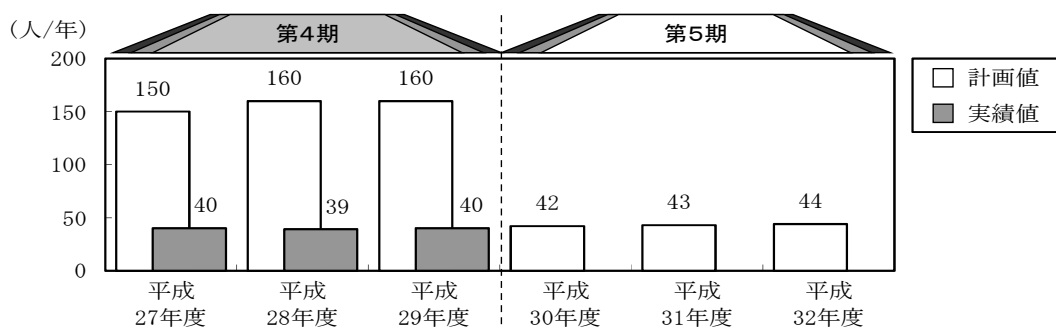
障がい者の芸術・文化活動振興のため、障がい者の芸術・文化活動の発表の場を設けるとともに、障がい者の創作意欲を助長するための環境の整備や必要な支援を行います。本事業は市身体障がい者協会への委託で実施します。

第4期の利用実績では、計画値を大きく下回る実績となっています。第5期では、第4期の利用実績を基にしながら、微増傾向で見込んでいます。

実利用人数	単位	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度	32年度
計画値	人/年	150	160	160	42	43	44
実績値	人/年	40	39	40	—	—	—
計画と実績の差		△110	△121	△120			

資料：障がい福祉課 ・平成29年度は、見込みの数値。

【実利用人数】



⑦ 点字・声の広報等発行

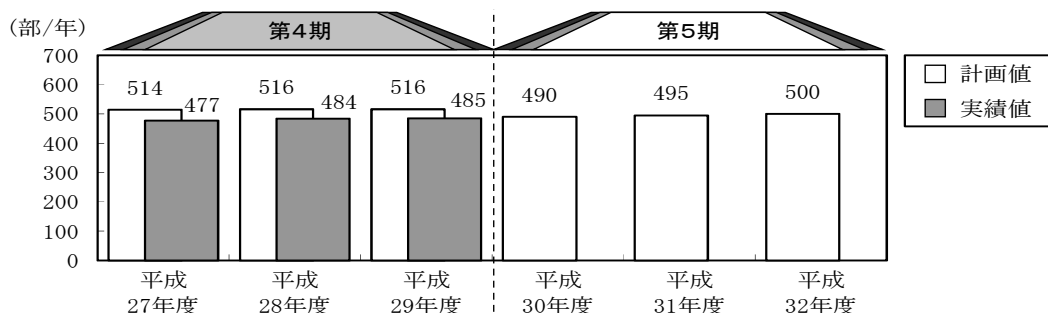
【実施に関する考え方】

文字による情報入手が困難な障がい者のために、点訳、音声訳等の方法により、事業の紹介、生活情報などの情報提供を定期的に行います。本事業は市社会福祉協議会への委託で実施します。第4期の利用実績(発行部数)は計画値よりやや低くなっています。第5期においては第4期の実績を基にしながら微増で見込んでいます。

発行部数	単位	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度	32年度
計画値	部/年	514	516	516	490	495	500
実績値	部/年	477	484	485	—	—	—
計画と実績の差		△37	△32	△31			

資料：障がい福祉課 ・平成29年度は、見込みの数値。

【発行部数】



(3) 地域生活支援促進事業

地域生活支援事業に含まれる事業等のうち、より促進すべき事項として国が定めた事業です。平成 29 年度から実施しています。

① 障害者虐待防止対策支援事業

障害者虐待の未然防止や早期発見、迅速な対応、その後の適切な支援のため、地域における関係行政機関、障害者等の福祉、医療、司法に関連する職務に従事する者又は関係する団体、地域住民等の支援体制の強化や協力体制の整備を図ることを目的に実施している事業です。

基幹相談支援センター機能の充実により、障害者虐待防止センターにおける相談対応の強化を図り、虐待に陥らないよう未然の対応を図っていく。

また、障がい者虐待防止ネットワーク会議の支援体制の強化や関係機関との連携を進めます。

事業名	単位	実績値	計画値		
		29 年度	30 年度	31 年度	32 年度
障害者虐待防止対策事業	相談実件数	12	15	18	20
	相談延件数	48	60	72	80
虐待防止ネットワーク会議	開催数	2	2	2	2

② 特別促進事業（津堅キャロットぴゅあサロン）

津堅島の障害者等を対象に、レクリエーション等のグループ活動をとおして、対人関係を改善し、イベント等への参加並びに自主性や社会性を育て、自立と社会参加を促進する事業です。

事業名	単位	実績値	計画値		
		29 年度	30 年度	31 年度	32 年度
津堅キャロットぴゅあサロン	実施回数	12	12	12	12
	参加実人員	2	3	4	5
	参加延人員	22	36	48	60

(4) その他（単独事業）

① 生活サポート事業

【実施に関する考え方】

地域生活する障がい者に対し、日常生活に関する必要な支援を行うことにより、障がい者の自立生活と社会復帰を促進します。対象は介護給付支給の対象外と判断される者のうち支援が必要な障がい者、介護給付支給の対象であるが支給開始までの間緊急に支給を必要とする障がい者です。

実利用人数	単位	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度	32年度
計画値	人/年	5	5	5	6	6	6
実績値	人/年	6	6	6	—	—	—
計画と実績の差		1	1	1			

資料：障がい福祉課 ・平成29年度は、見込みの数値。

② 自動車運転免許取得・改造費助成事業

【実施に関する考え方】

身体障がい者の社会復帰を促進するため、自動車操作訓練・自動車の改造に要する経費を一部助成することにより身体障がい者の社会復帰の促進を図ります。

実利用人数	単位	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度	32年度
計画値	人/年	5	5	5	5	5	5
実績値	人/年	4	3	5	—	—	—
計画と実績の差		△1	△2	0			

資料：障がい福祉課 ・平成29年度は、見込みの数値。

③ 障害支援区分認定等事務

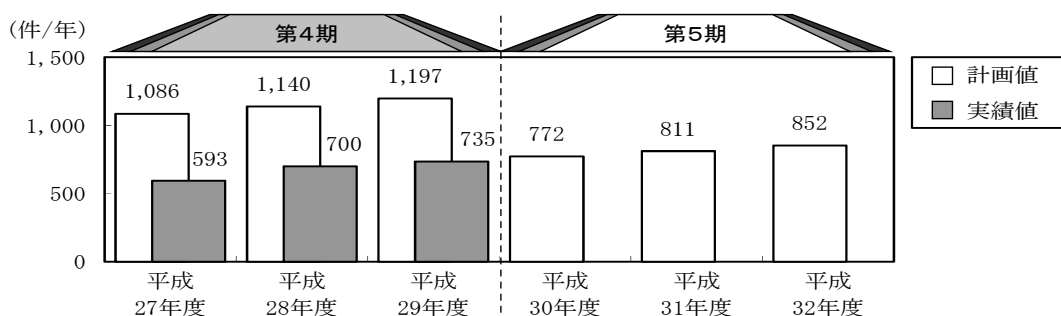
【実施に関する考え方】

障害福祉サービスの円滑な利用を促進するため、障害支援区分認定等事務の円滑かつ適切な実施を図ります。

障害程度調査件数	単位	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度	32年度
計画値	件/年	1,086	1,140	1,197	772	811	852
実績値	件/年	593	700	735	—	—	—
計画と実績の差		△493	△440	△462			

資料：障がい福祉課 ・平成29年度は、見込みの数値。

【障害程度調査件数】



【地域生活支援事業(必須事業)見込み一覧】

		単位	実績			見込み		
			平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度	平成 31年度	平成 32年度
理解促進研修・啓発事業	有無		有	有	有	有	有	有
自発的活動支援事業	有無		有	有	有	有	有	有
相談支援事業								
障害者相談支援事業 (委託相談)	委託事業所数	か所	2	2	2	3	3	3
	相談員数	人	専任3 兼任3	専任3 兼任3	専任3 兼任3	専任4	専任4	専任4
基幹相談支援センター	設置有無		有	有	有	有	有	有
基幹相談支援センター 等機能強化事業	専門職員数	人	12	13	13	13	13	13
住宅入居等支援事業	事業実施状況					準備	計画	実施
成年後見制度利用支援事業	審判申立費用 助成件数	件	4	7	3	5	5	5
	報酬助成件数	件	7	10	11	13	15	17
意思疎通支援事業								
手話通訳者・要約筆記 者派遣事業	実利用件数	件/年	538	546	563	576	590	605
要約筆記奉仕員派遣	実利用件数	件/年	30	70	50	55	60	65
手話通訳者設置事業	設置人数	人	3	3	3	3	3	3
日常生活用具給付等事業	給付等件数	件/年	1,936	1,993	1,976	2,035	2,098	2,160
介護・訓練支援用具	給付等件数	件/年	6	8	9	9	10	10
自立生活支援用具	給付等件数	件/年	28	35	30	31	32	33
在宅療養等支援用具	給付等件数	件/年	15	20	19	20	21	22
情報・意志疎通支援用具	給付等件数	件/年	15	17	15	15	16	16
排泄管理支援用具	給付等件数	件/年	1,869	1,909	1,900	1,957	2,016	2,076
居宅生活動作補助用具 (住宅改修費)	給付等件数	件/年	3	4	3	3	3	3
手話奉仕員養成研修事業	実利用人数	人/年	18	21	20	23	27	30
移動支援事業	実利用人数	人/年	151	137	141	145	150	154
	延利用時間	時間/年	8,874	8,673	8,933	9,201	9,477	9,762
地域活動支援センターⅠ型	実施か所数	か所	2	1	1	1	1	1
	1日あたり実 利用者数(人)	人	30 (15)	15	17	17	19	20
地域活動支援センターⅢ型	実施か所数	か所	3	4	3	3	3	3
	1日あたり実 利用者数(人)	人	19 (6)	26 (6.5)	28 (9.3)	28	29	30

※平成29年度は実績見込み

【地域生活支援事業(任意事業)見込み一覧】

		単位	実績			見込み		
			平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度	平成 31年度	平成 32年度
生活訓練等事業 (日常生活支援)	実利用人数	人/年	9	20	20	20	25	25
日中一時支援事業 (日常生活支援)	実利用人数	人/年	208	219	224	235	246	258
訪問入浴サービス事業 (日常生活支援)	実利用人数	人/年	1	2	2	2	2	3
地域移行のための安心生 活支援(お試し住居)	実利用人数	人/年	0	0	2	3	4	5
レクリエーション活動等支援	延利用者数	人/年	150	158	160	165	170	175
芸術文化活動振興	実利用人数	人/年	40	39	40	42	43	44
点字・声の広報等発行	発行部数	部/年	477	484	485	490	495	500

※平成 29 年度は実績見込み

【地域生活支援事業(地域生活支援促進事業)見込み一覧】

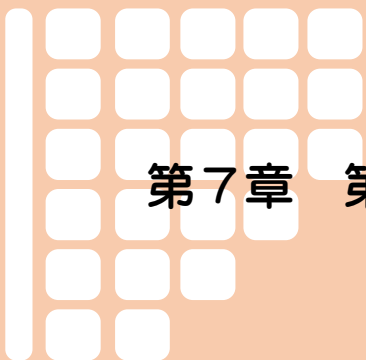
		単位	実績			見込み		
			平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度	平成 31年度	平成 32年度
障害者虐待防止対策事業	相談実件数	件			12	15	18	20
	相談延件数	件			48	60	72	80
虐待防止ネットワーク会議	開催数	回			2	2	2	2
特別促進事業 (津堅キャロットぴゅあサロン)	実施回数	回			12	12	12	12
	参加実人員	人			2	3	4	5
	参加延人員	人			22	36	48	60

※平成 29 年度は実績見込み

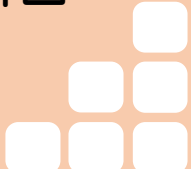
【地域生活支援事業(その他(単独事業))見込み一覧】

		単位	実績			見込み		
			平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度	平成 31年度	平成 32年度
生活サポート事業	実利用人数	人/年	6	6	6	6	6	6
自動車運転免許取得・改造 費助成事業	実利用人数	人/年	4	3	5	5	5	5
障害支援区分認定等事務	障害程度調査件数	件/年	593	700	735	772	811	852

※平成 29 年度は実績見込み



第7章 第1期障がい児福祉計画
(平成30年～32年)



1. 障がい児福祉計画の成果目標

平成 28 年度に成立した障害者総合支援法及び児童福祉法改正法において、障がい児の支援の提供体制を計画的に確保するため、市町村には障がい児福祉計画の策定が義務付けられました。

本計画では障がい児支援の提供体制の確保のために、成果目標を掲げています。

(1) 障がい児福祉計画に係る障がい児の子ども・子育て支援等の提供体制の整備

【実施に関する考え方】

保育所における障がい児は、配慮を要する子の巡回指導、子ども健康課での相談事業等から把握されるケースが多く、平成 27 年度から 29 年度までの平均増加人数は 5 人となっています。平成 30 年度から 32 年度までの見込み人数は、毎年 5 人増として見込んでいます。

放課後児童クラブの障がい児の利用は、療育手帳、特別学級在籍証明書等で認定しています。平成 28 年度から 29 年度は、クラブの新規開設や単位数の増加、障がい児受け入れ拡大等により、23 人の利用増加となっています。平成 29 年度はすでに 73 人の在籍があるので 73 人で見込み、平成 30 年度は新規開設等 5 単位(約 200 人)受け入れ児童数が増える予定であり、1 単位あたり、1.3 人の障がい児の在籍増を見込み 79 人としています。平成 31 年度は 82 人、H32 年度は 85 人と見込んでいます。

公立幼稚園では、特別支援教育が必要な幼児に対して必要な支援及び適切な指導を行うために特別支援担当教諭を配置し対応しています。幼稚園教育を通じた就学前教育を望む保護者のニーズが増えており、平成 27 年度から 29 年度で平均 9 人増となっています。受け入れ人数が増加傾向であるため、平成 30 年度から 32 年度まで毎年 9 人増として見込んでいます。

施設等	利用ニーズを踏まえた必要な見込み量(人)		
	平成30年度	平成31年度	平成32年度
保育所	45	50	55
認定こども園	0	0	0
放課後児童健全育成事業	79	82	85
幼稚園	69	78	87

【参考】

施設等	平成27年度 実績	平成28年度 実績	平成29年度 見込み
保育所	30	30	40
認定こども園	0	0	0
放課後児童健全育成事業	41	50	73
幼稚園	42	55	60

(2) 障がい児支援の提供体制の整備等**① 重層的な地域支援体制の構築を目指すための児童発達支援センターの設置【新】****〈現状と課題〉**

全国状況を見ると、児童発達支援や放課後等デイサービス、障がい児相談支援の事業所はほとんどの圏域において、少なくとも1か所以上が指定されています。しかし、障害児支援の中核的な施設となる児童発達支援センターについては、すべての圏域に配置されるには至っていません。

本市においても児童発達支援センターは未整備の状況であり、障がい児の支援体制を強化し、一層、専門的な支援が可能となるように図る必要があります。

	設置方法	設置時期	備 考
児童発達支援センターの設置	単独設置	平成32年	国指針：各市町村に少なくとも1か所以上設置。市町村単独での設置が困難な場合には、圏域での設置であっても差し支えない。

〈児童発達支援センター設置のための方策〉

- ・市内事業所との協議の場を設け、実現可能な事業所にアプローチしていきます。

② 保育所等訪問支援の充実【新】**〈現状と課題〉**

保育所等訪問支援は、全国的に見て未整備の市町村が見られ、圏域での整備率は7割程度となっています。

本市においては、平成29年度現在1か所の事業所で対応していますが、利用ニーズ及び保育所、幼稚園、学校の職員への支援(指導・対応方法等の支援)を拡充するため、さらなる提供体制の確保が必要です。

	構築時期	備 考
保育所等訪問支援を利用できる体制の構築	平成32年	国指針：全ての市町村において、保育所等訪問支援を利用できる体制を構築する。

〈保育所等訪問支援の充実のための方策〉

- ・現在、本市では1事業所が保育所等訪問支援を行っていますが、平成30年度には2事業所になる予定です。今後も、既存の事業所に対して、サービス利用のニーズを伝え、マンパワーの拡充を図るように促すなど、利用ニーズを把握しながら提供体制の確保を図ります。

③ 主に重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所の確保【新】

〈現状と課題〉

重症心身障がい児の発達支援を行っている事業所は、全国的に見ても少なく、児童発達支援では6.3%、放課後等デイサービスでは4.1%の事業所にとどまっています（平成28年5月現在。国資料より＝国保連データ。重症心身障がい児に対し支援を行う場合の単価を算定している事業所数を集計。）。

本市では、1事業所において重症心身障がい児の受け入れを行っておりますが、提供量の拡充により、利用しやすい環境づくりをすることも必要です。

	確保方法	確保時期	備 考
主に重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所の確保	単独確保	平成32年	国指針：各市町村に少なくとも1か所以上確保。市町村単独での確保が困難な場合には、圏域での確保であっても差し支えない。

〈重症心身障害児を支援する児童発達支援及び放課後等デイサービスの確保方策〉

- ・現在、本市では1事業所が主に重症心身障害児を支援する児童発達支援及び放課後等デイサービスを行っています。既存の事業所のマンパワーの拡充及び他事業所への新規参入へのアプローチを図り、今後の提供体制確保に努めます。

③ 医療的ケア児支援のための関係機関の協議の場の設置【新】

〈現状と課題〉

医療技術の進歩等を背景として、NICU（新生児集中治療管理室）等に長期入院した後、人工呼吸器等を使用し、たんの吸引などの医療的ケアが必要な障がい児が全国的に増加しています。医療的ケア児が地域で適切な支援を受けられるように図る必要があります。

このため、国では、平成30年度末までに、保健、医療、障害福祉、保育、教育等の関係機関が連携を図るための協議の場を設けることを示しています。本市では、障がい者自立支援協議会の療育・教育専門部会で協議することが可能です。

	設置方法	設置時期*	備 考
保健、医療、障害福祉、保育、教育等の関係機関等が連携を図るための協議の場の設置	単独設置	平成30年	国指針：各市町村において設置。市町村単独での設置が困難な場合には、都道府県が関与した上での、圏域での設置であっても差し支えない。

※国指針においては、平成30年度末までに確保することとされている

〈医療的ケア児支援のための関係機関の協議の場の設置の確保方策〉

- ・「医療的ケア児支援のための関係機関の協議の場」は既に、障がい者自立支援協議会の療育・教育専門部会において必要時開催されており、うるま市独自のあったらいいな～支援において実際に協議されサービス化も行っています。今後も同協議の場を自立支援会議の機能に付与して実施します。

2. 障がい児通所支援の見込量

(1) 児童発達支援

① 児童発達支援

日常生活における基本的な動作・知識・集団生活への適応訓練を行います。平成29年度現在、市内事業所は18か所となっています。第4期の利用者数は、計画値を上回っており、さらに増加傾向で推移しています。

【見込み量の算出根拠】

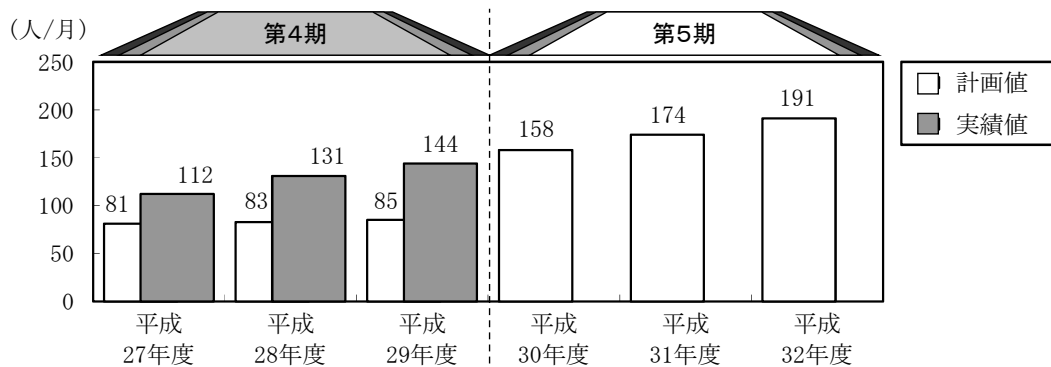
平成27年度～28年度の利用伸び率は1.17%となっています。就学前の障がい児については、保育所や幼稚園での受け入れも増加傾向にあるため、平成30年度以降の伸びはやや緩やかになると予測し、1.1%増で見込んでいます。また、利用見込量は平成28年度の平均利用日数(1,297/131=9.9)に見込み利用者数を乗じて算出しています。

利用者数	単位	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度	32年度
計画値	人/月	81	83	85	158	174	191
実績値	人/月	112	131	144	—	—	—
計画と実績の差		31	48	59			

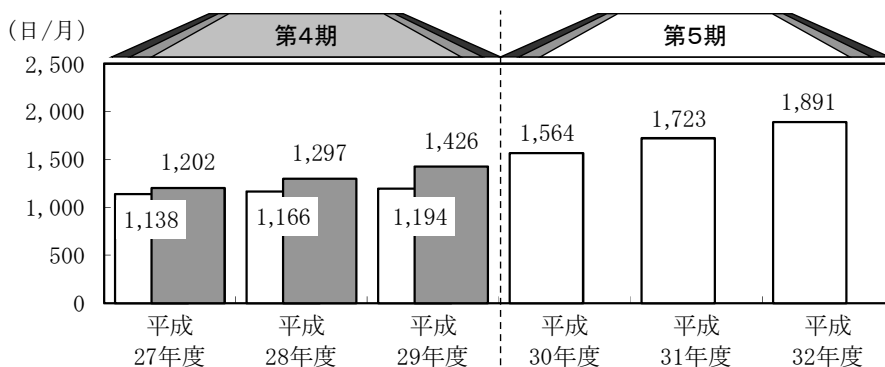
利用量	単位	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度	32年度
計画値	日/月	1,138	1,166	1,194	1,564	1,723	1,891
実績値	日/月	1,202	1,297	1,426	—	—	—
計画と実績の差		64	131	232			

資料：障がい福祉課 ・平成29年度は、見込みの数値。

【利用者数】



【利用量】



② 医療型児童発達支援

肢体不自由のある児童について、医療型児童発達支援センター又は指定医療機関等に通わせ、児童発達支援及び治療を行います。平成 29 年度現在、市内事業所は 0 か所となっています。

【見込み量の算出根拠】

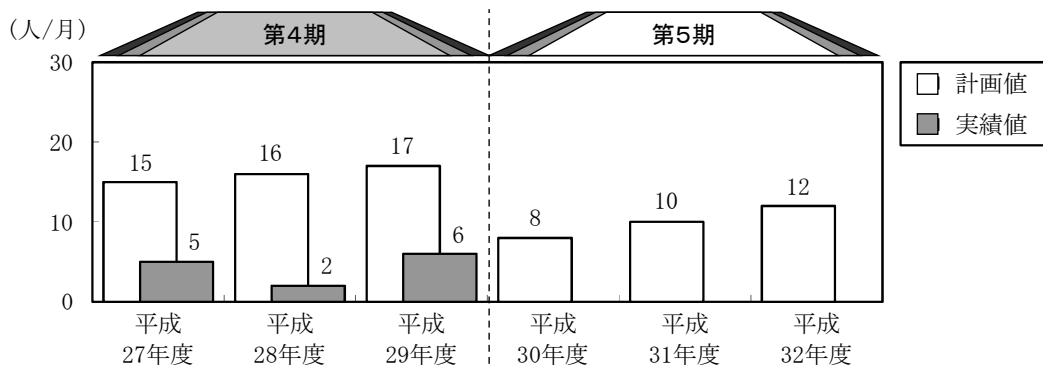
平成 29 年度の利用者数については、平成 26 年度～29 年 6 月までの利用実績の平均 6 人で設定しています。平成 30 年度以降は、全国的な医療的ケア児の増加を踏まえ、各年 2 人増で見込んでいます。利用量は、平成 28 年度の平均利用日数 (22/2=11) に利用者見込数を乗じて算出しています。

利用者数	単位	27 年度	28 年度	29 年度	30 年度	31 年度	32 年度
計画値	人/月	15	16	17	8	10	12
実績値	人/月	5	2	6	—	—	—
計画と実績の差		△10	△14	△11			

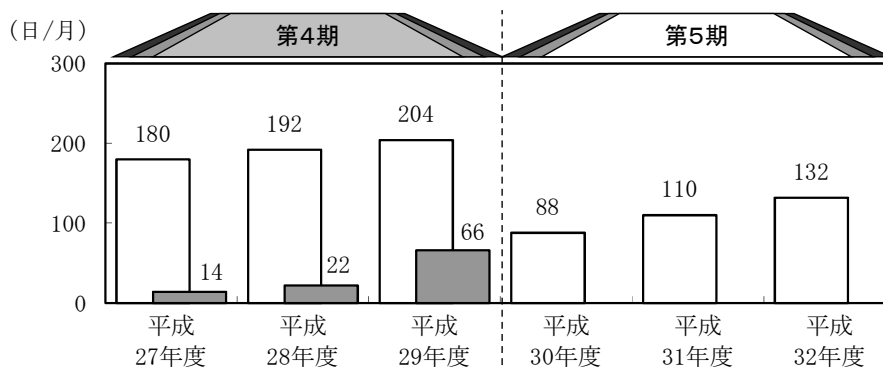
利用量	単位	27 年度	28 年度	29 年度	30 年度	31 年度	32 年度
計画値	日/月	180	192	204	88	110	132
実績値	日/月	14	22	66	—	—	—
計画と実績の差		△166	△170	△138			

資料：障がい福祉課 ・平成 29 年度は、見込みの数値。

【利用者数】



【利用量】



③ 放課後等デイサービス

学校授業終了後又は休日において生活能力の向上のために必要な訓練、社会との交流を行います。第4期の利用実績は、ほぼ計画通りとなっており、増加傾向で推移しています。平成29年6月実績では、利用者数が431名に達しました。

【見込み量の算出根拠】

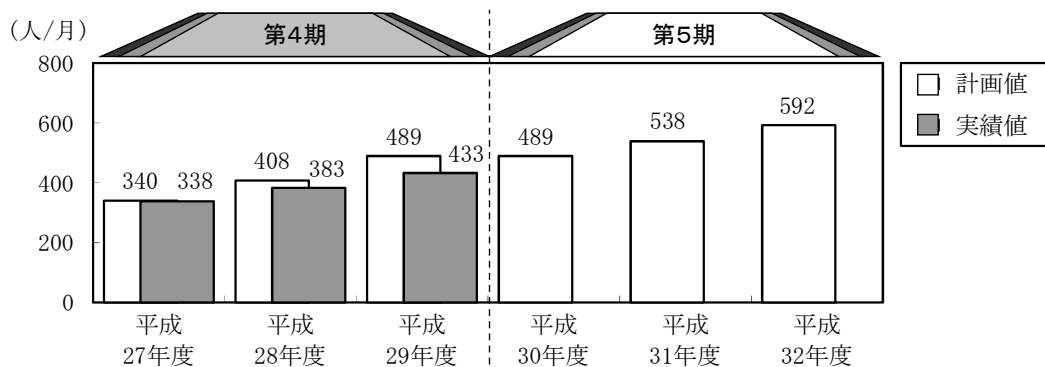
利用者数は発達障害の児童の利用ニーズが高まっていることから前年度に対する伸び率が平成27年度で1.25と最も高い率を示しました。今後増加は見込まれますが伸び率はやや緩やかになると推測されます。平成27年度実績に対する平成28年度実績の伸び率(383/338=1.13)を平成28年度実績に乗じて平成29年度見込利用者数を見込み、平成30年度まで同様に見込みます。平成31年度～平成32年度については伸び率を(1.1)に減じて見込んでいます。利用見込量は平成28年度の平均利用日数(5,333/383=13.9)に利用者見込数を乗じて算出しています。

利用者数	単位	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度	32年度
計画値	人/月	340	408	489	489	538	592
実績値	人/月	338	383	433	—	—	—
計画と実績の差		△2	△25	△56			

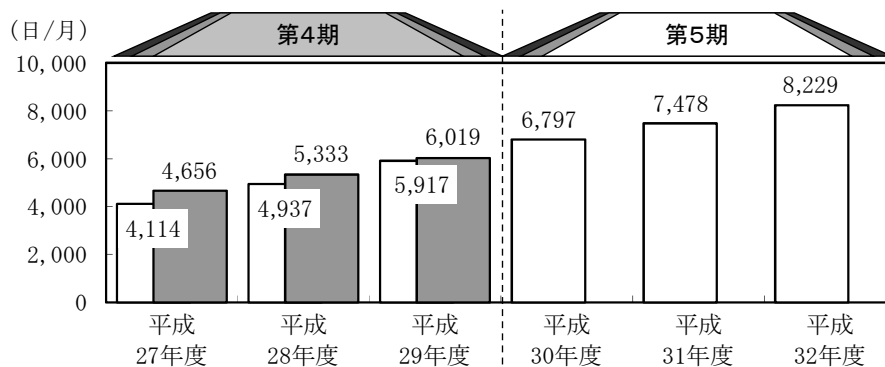
利用量	単位	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度	32年度
計画値	日/月	4,114	4,937	5,917	6,797	7,478	8,229
実績値	日/月	4,656	5,333	6,019	—	—	—
計画と実績の差		542	396	102			

資料：障がい福祉課 ・平成29年度は、見込みの数値。

【利用者数】



【利用量】



④ 保育所等訪問支援

保育所やその他児童が集団生活する施設等に通う障がい児について、当該施設を訪問し、障がい児以外の児童との集団生活への適応のための専門的な支援等を行います。平成29年度現在、市内事業所は1か所となっています。第4期の利用実績は、計画値を大きく上回っており、今後も増加していくことが見込まれます。

【見込み量の算出根拠】

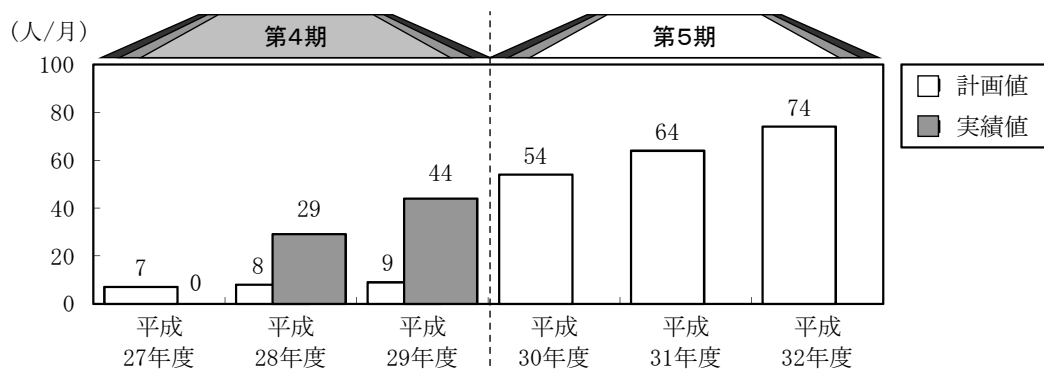
平成28年4月～29年6月までの月別の利用実績は2名～44名と増減があります。本サービスはニーズが高いため、最大値の44名を平成29年度の利用見込人数として設定しました。平成30年度以降も毎年10名の増加を見込んでいます。利用量は平成27年度～28年度の1人あたり月平均利用実績(平均2回)を利用者見込数に乗じて算出しています。

利用者数	単位	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度	32年度
計画値	人/月	7	8	9	54	64	74
実績値	人/月	0	29	44	—	—	—
計画と実績の差		△7	21	35			

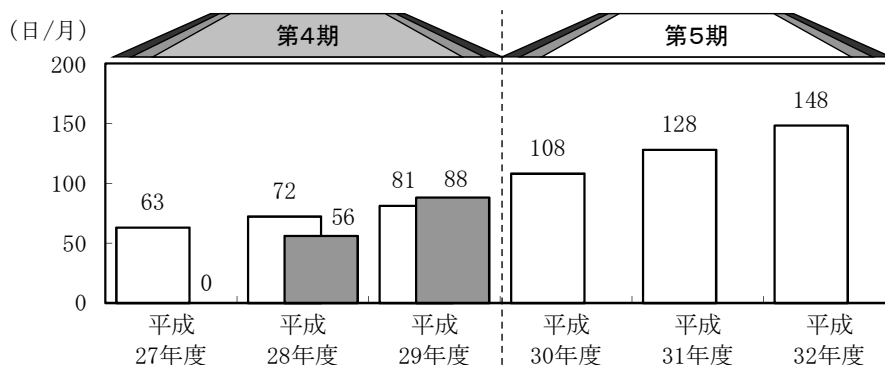
利用量	単位	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度	32年度
計画値	日/月	63	72	81	108	128	148
実績値	日/月	0	56	88	—	—	—
計画と実績の差		△63	△16	7			

資料：障がい福祉課 ・平成29年度は、見込みの数値。

【利用者数】



【利用量】



⑤ 居宅訪問型児童発達支援【新】

居宅訪問型児童発達支援は、平成30年度から創設される新しいサービスです。重度の障害等により外出が困難な障がい児の自宅を訪問し、発達支援を行うものです。

【見込み量の算出根拠】

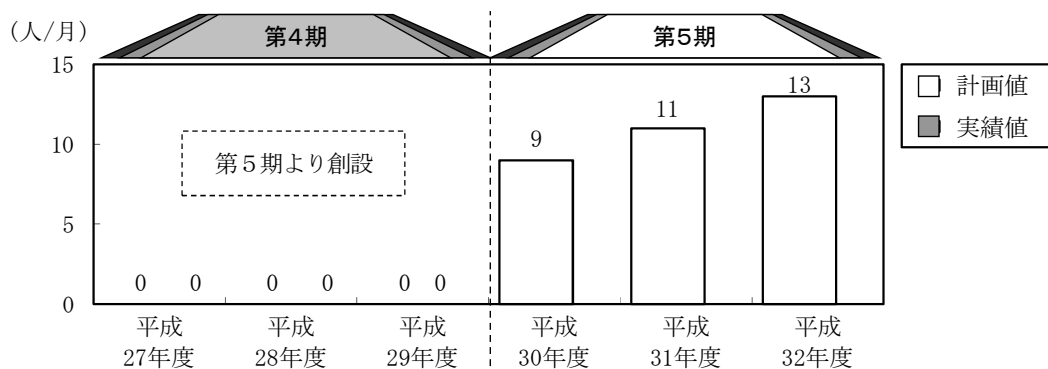
新しいサービスで第4期の実績がないため、人工呼吸器装着児童数（平成28年度実績9名）を平成30年度の利用見込み人数とし、全国的な医療的ケア児の増加を踏まえ各年2名増で平成32年度まで見込んでいます。利用量については、医療型児童発達支援の平成28年度平均利用日数(22/2=11)に利用見込者数を乗じて算出しています。

利用者数	単位	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度	32年度
計画値	人/月	—	—	—	9	11	13
実績値	人/月	0	0	0	—	—	—
計画と実績の差		0	0	0			

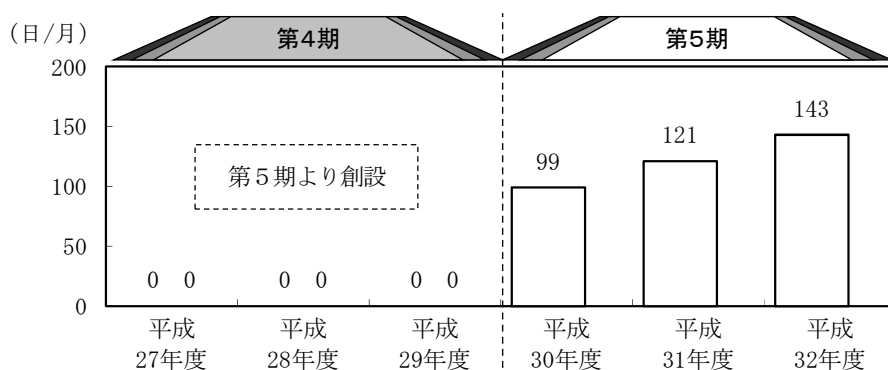
利用量	単位	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度	32年度
計画値	日/月	—	—	—	99	121	143
実績値	日/月	0	0	0	—	—	—
計画と実績の差		0	0	0			

資料：障がい福祉課 ・平成29年度は、見込みの数値。

【利用者数】



【利用量】



⑤ 障害児相談支援

障がい児が通所支援を利用する際、利用計画を作成し、必要に応じて計画の変更、事業者との調整、情報提供などの支援を行います。第4期の利用者数は、110人前後で概ね横ばいで推移しています。計画値を大きく下回る乖離が見られますが、これは前回の計画値を年間実利用者数で見込んでおり、今回は、月当たり利用者数で算出していることによります。国の資料では月当たりの計画値を掲げるよう示されているため、第5期計画より是正し月当たりの利用者数で見込んでいます。

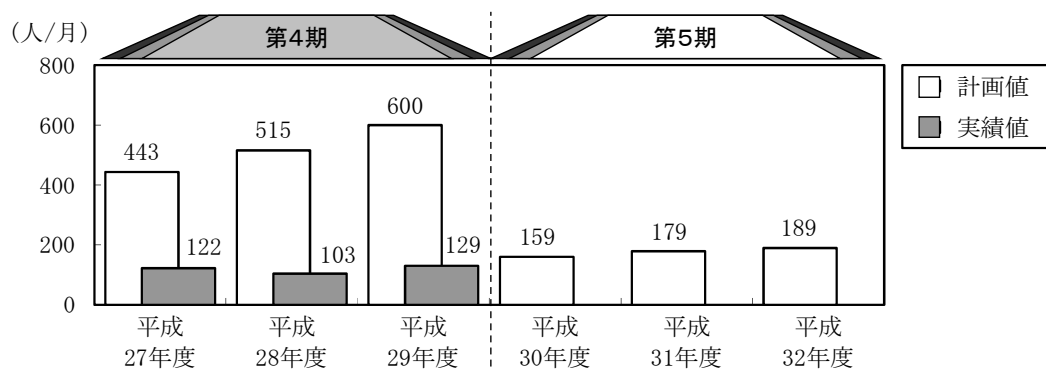
【見込み量の算出根拠】

障がい児通所支援の利用ニーズは伸びており、サービス支給全体の伸びは平成28年度で前年比118%となっています。平成29年4月～平成29年7月の障害児相談支援実績平均値129人を平成29年度利用者数と見込み、平成30年度は+30人程度で見込みます。平成31年度以降はやや緩やかな伸びになると推測されるため+20人、+10人と見込みます。

利用者数	単位	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度	32年度
計画値	人/月	443	515	600	159	179	189
実績値	人/月	122	103	129	—	—	—
計画と実績の差		△321	△412	△471			

資料：障がい福祉課 ・平成29年度は、見込みの数値。

【利用者数】



⑥ 医療的ケア児の支援コーディネーター 【新】

医療的ケア時の支援コーディネーターは、第5期計画から新たに見込量設定する項目です。

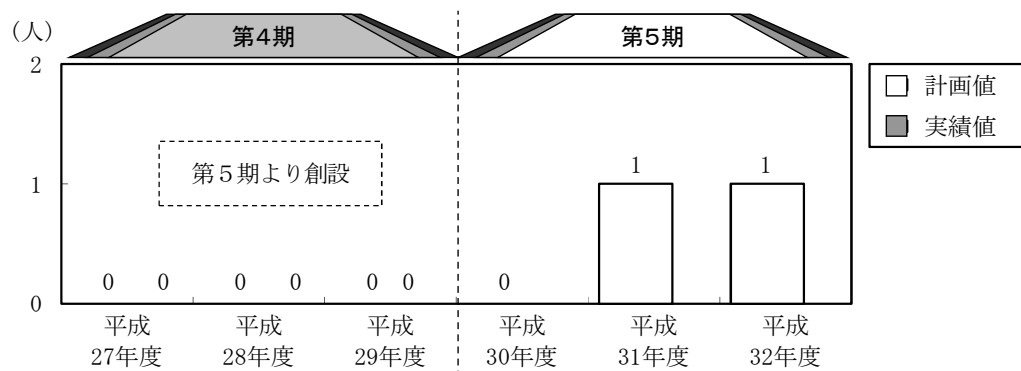
【見込み量の算出根拠】

本市では、相談員の中から推薦して研修を受講させ、平成31年度から1人の配置を見込んでいます。

配置人数	単位	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度	32年度
計画値	人	—	—	—	0	1	1
実績値	人	—	0	0	—	—	—
計画と実績の差		0	0	0			

資料：障がい福祉課 ・平成29年度は、見込みの数値。

【配置人数】



【障害児サービス等の見込み一覧】

		単位	実績			見込み		
			平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度	平成 31年度	平成 32年度
児童発達支援	利用者	人/月	112	131	144	158	174	191
	利用量	日/月	1,202	1,297	1,426	1,564	1,723	1,891
医療型児童発達支援	利用者	人/月	5	2	6	8	10	12
	利用量	日/月	14	22	66	88	110	132
放課後等デイサービス	利用者	人/月	338	383	433	489	538	592
	利用量	日/月	4,656	5,333	6,019	6,797	7,478	8,229
保育所等訪問支援	利用者	人/月	0	29	44	54	64	74
	利用量	日/月	0	56	88	108	128	148
居宅訪問型児童発達支援	利用者	人/月	0	0	0	9	11	13
	利用量	日/月	0	0	0	99	121	143
障害児相談支援	利用者	人/月	122	103	129	159	179	189
医療的ケア児の支援コーディネーター	利用者	人	—	0	0	0	1	1

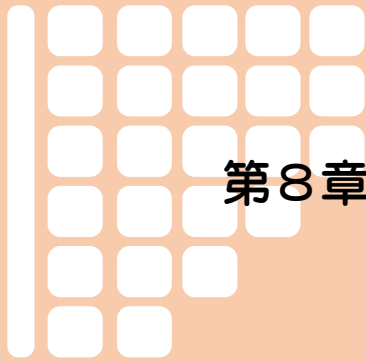
※平成 29 年度は実績見込み

(2) 障害児通所支援等のサービス見込量確保のための方策

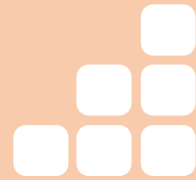
本市では利用者のニーズを満たす供給量を確保するために、各サービスの利用状況を把握し、サービスの供給が不足しないよう民間等の事業者との連携を図ります。

また、サービス量の確保とともに、質の高いサービスの提供が不可欠であるため、利用者の声を把握することに努め、状況に応じて事業者への指導を行うなど、質の低下を防ぐように努めます。特に放課後等デイサービスの需要に対応する供給量の確保や、事業所が少ない保育所等訪問支援の事業所増を図るなど、障害児通所支援を利用しやすい環境づくりに努めます。

居宅訪問型児童発達支援等の新しいサービスを含め、利用の周知を図るほか、事業所に対しても周知やサービス開始にかかる情報提供を行い、参入の促進を図ります。



第8章 計画推進のために



1. 計画の推進体制

(1) 市内体制

本計画の推進にあたっては、事務局である障がい福祉課と各施策の担当課を中心に、関係部局との連携を一層強化し、全庁が一体となって執行する体制をつくります。

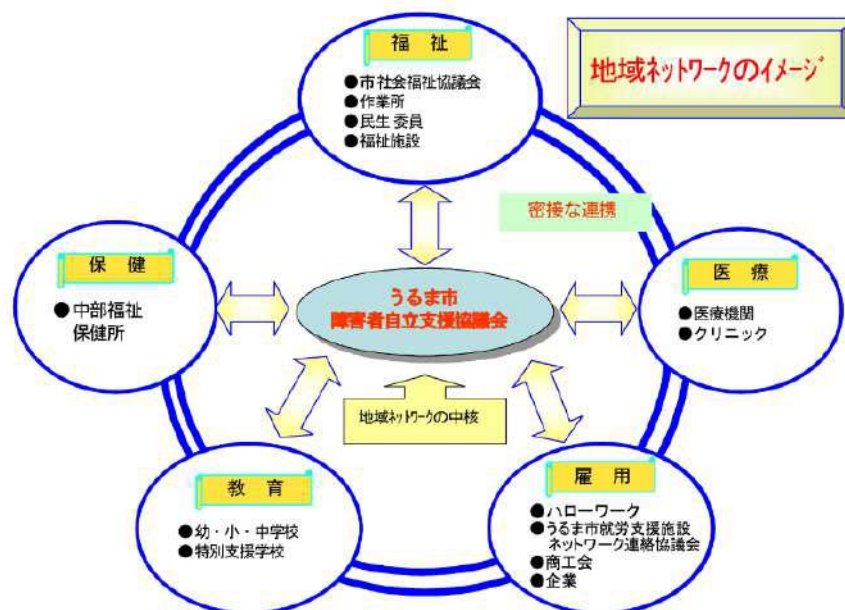
(2) 関係機関・ボランティア団体との連携体制

本計画の確実な推進を図るために、関係行政機関や社会福祉法人、市内外の様々な関係施設等が、それぞれの役割を担い、相互に協力しあえるよう、有機的な連携体制づくりを目指します。

また、障がいのある方が身近で役立つような情報が得られるよう、様々な支援や啓発活動を実施するボランティアや障がい者団体との情報交換や協力を求めながら、計画推進を図ります。

(3) 地域ネットワーク体制の構築

本計画を推進するためには、地域全体で障がい者を支える体制を確立する必要があります。特に、障がい者への相談支援体制の整備が必要であり、『うるま市障害者自立支援協議会』を中心としたネットワークを構築し、障がい者の地域生活支援のための連携強化を図ります。障害者自立支援協議会は、各関係機関の密接な連携の中心となり、相互につなぎ情報を集約するなど、総合的な調整を図ります。

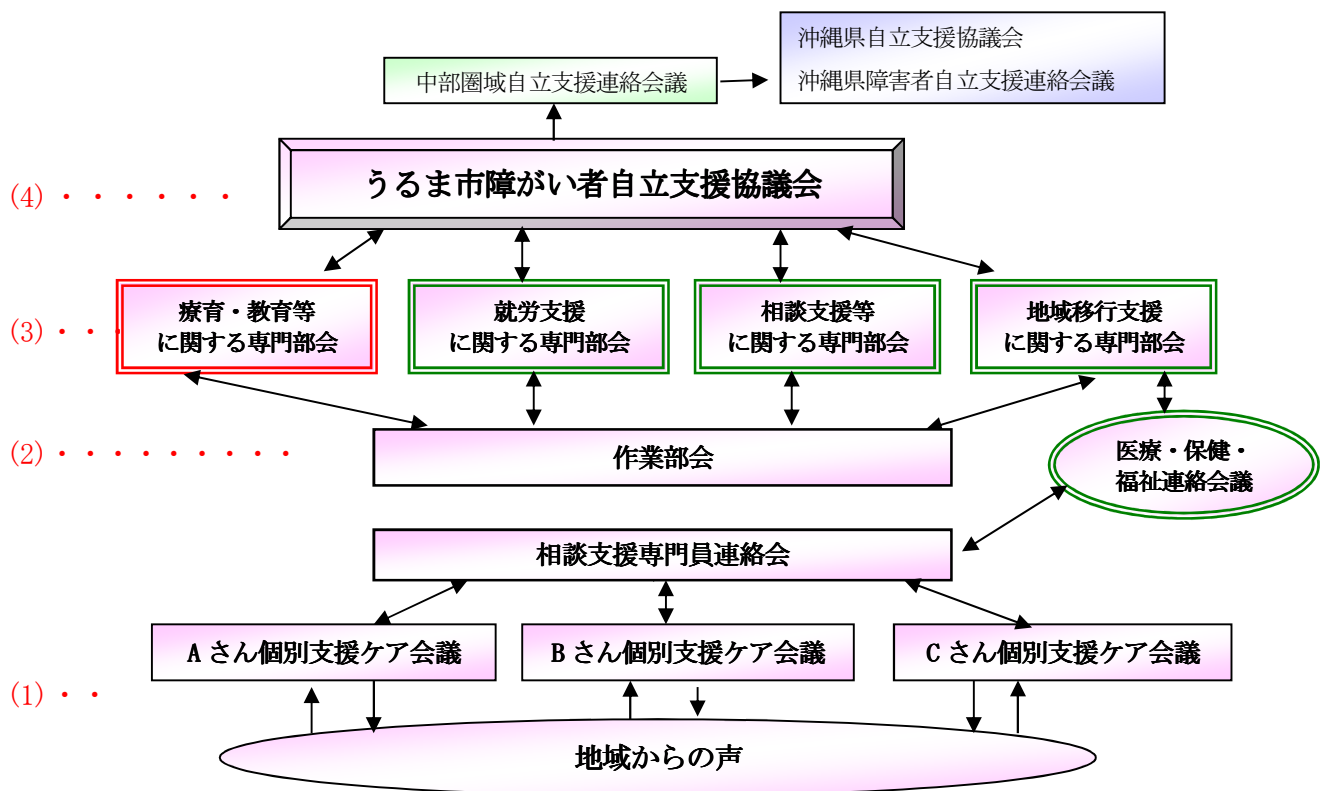


また、『うるま市障害者自立支援協議会』は、障がい者や市民、障がい福祉団体、保健・医療機関、教育・雇用機関等の関係者が協議会委員となり、障がい者の福祉の推進に必要な事項について、様々な角度から協議する機関となります。

各専門部会については、平成20年度にお試し住居に関する専門部会を発足、その後4専門部会（権利擁護・教育療育・セーフティネット・性教育）も追加され、個別支援から上げられた課題を解決するため、公的資源のみにとどまらず、新しい資源の開発も視野に入れて検討、討議されています。（下記体制図参照）

必要に応じて今後新たな専門部会の発足を行い、課題に対する解決策の協議を行い、適宜対応し、障がい者が自分らしく地域生活することを支援していきます。

うるま市障がい者相談支援体制



(1) 相談支援専門員は地域から処遇困難なケースがあがるとどのような支援が出来るのか個別支援ケア会議を行う

※**相談支援専門員**：指定特定相談支援事業所、市委託相談支援事業所の相談員。市民からの相談を受け、サービス調整や手続きの同行等の支援を行う。相談支援専門員は地域からの相談を第一線で受けて支援をするため、障がい者支援体制全体の要となっている。

※**個別支援ケア会議**：対象者が困っている事を解決するためや、対象者に対する具体的な支援の方向性を確認するため開催する会議。本人、家族、市役所関係課、学校、事業所、民生委員等、直接関わりをもって支援していく関係者が参加する。

(2) 個別支援ケア会議において解決できそうにない場合、作業部会において「あったらいいな支援」を検討

※**作業部会**：メンバーは市内の相談支援事業所の相談支援専門員と委託相談支援員及び市障がい福祉課が担当。

うるま市では「相談支援専門員連絡会」を月1回開催している。相談支援専門員が支援しているケースの経過報告と、個別支援ケア会議で解決が難しいケースについて支援の方法が他にないか話合う。

※**あったらいいな支援**：現制度では解決出来ないケースについて「こんなあったらいいな」という支援について話し合う。以後の流れの中で**新事業の立ち上げ等に関わる重要な内容**

(3) 専門的なアドバイスが必要な場合、専門部会を開く。専門部会の人選は作業部会で行い、自立支援協議会事務局が収集を行う。

※**専門部会**：「あったらいいな支援」を実現化するために専門的立場の関係者を招集し話し合われる場。公的サービスのみならず、インフォーマルサービスの開拓も視野に入れ、検討していく。

※自立支援協議会事務局：市障がい福祉課が自立支援協議会事務局となっている。

(4) 専門部会を開き、「あったらいいな支援」がどのような形で支援できるのか専門的な立場から検討し、市町村で解決出来ない場合は自立支援協議会にあげる

※**自立支援協議会**：専門部会から上がってきた「あったらいいな支援」が市町村段階で出来るかを検討し、市町村に既存する支援（事業）で対応出来るような場合は専門部会もどす。もし、市町村でつくれれば出来る支援（事業立ち上げ等）は市に提言する。市町村段階でも解決出来ない場合、中部圏域自立支援連絡会議に提言し、県協議会にあげてもらふ

(4) 計画の広報等

本計画について、計画書(概要版含む)のほか、市広報紙や市ホームページ、パンフレット等での広報を行い、計画内容の周知を図ります。

また、自治会や民生委員・児童委員など地域で活動する方々の協力を得て、障がい者をはじめとした地域住民への計画の周知・広報を行っていただくように、連携を図ります。

2. 人材の確保・質の向上

(1) 専門職員の確保

障がいのある方が安心して生活を営むことができるよう、各種サービスの充実を図るためには、施設や制度の整備だけでなく、専門職の確保が重要となります。専門職養成のための支援策や、福祉の現場における魅力ある職場づくりについて、関係団体・施設等と連携を持ち、取り組んでいきます。

(2) 職員等の資質向上

複雑・多様化しつつある市民ニーズに対し、柔軟に対応できる庁内体制を整備するため、合理的配慮や障害者差別解消法、インクルーシブの考え方等について研修する機会を設け、行政職員の障がいのある方への理解と人権擁護意識の向上に努めます。

3. 計画の進行管理

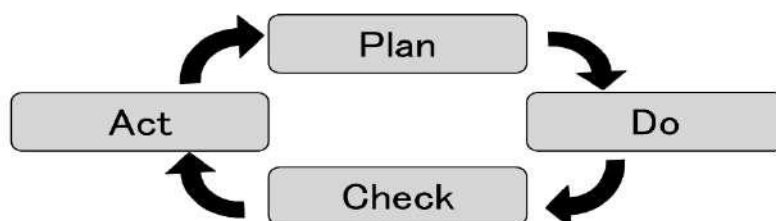
(1) 「うるま市障害者施策推進協議会による計画の点検

本計画の進行管理については、毎年度各課での自己評価により各事業・施策のチェックを行うほか、「うるま市障害者施策推進協議会」において計画の評価・点検といった進行管理を定期的実施します。

(2) 計画の進行管理

計画の進行管理については、PDCAサイクルによる計画の評価を行い、各施策の効果や改善点を明らかにし、今後の施策の充実を図ります。

(PDCAサイクルのイメージ)



計画 (Plan)	目標を設定し、目標達成に向けた活動を立案する
実行 (Do)	計画に基づき活動を実行する
評価 (Check)	活動を実施した結果を把握・分析し、考察する (学ぶ)
改善 (Act)	考察に基づき、計画の目標、活動などを見直す

4. 障がい者福祉計画の担当課一覧（第5章関連）

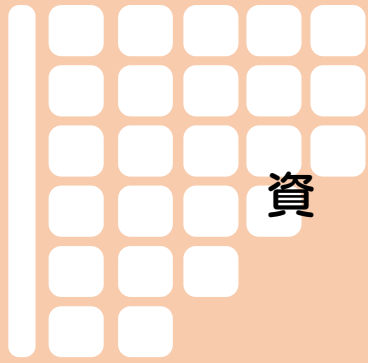
1. 差別の解消、権利擁護の推進及び虐待の防止	
(1) 権利擁護の推進、虐待の防止	
○障がい者の権利擁護にかかる相談の充実	障がい福祉課、社協
○日常生活自立支援事業の周知や利用促進	障がい福祉課、社協
○成年後見制度利用支援事業の周知や利用促進	障がい福祉課、社協
○権利擁護及び虐待の防止に関する普及・啓発	障がい福祉課、社協
○障がい者虐待に関する相談支援体制の整備	障がい福祉課、社協
○虐待の防止や早期対応の充実	障がい福祉課、社協
(2) 障害を理由とする差別の解消	
○差別の禁止や合理的配慮の提供に関する普及啓発	障がい福祉課
○市の行政機関等における配慮、社会的障壁の除去に係る施策の推進	障がい福祉課
○職場における差別禁止や合理的配慮の徹底促進	障がい福祉課
(3) 障害の理解・啓発の推進	
○障がいの理解についての啓発活動の推進	障がい福祉課
○イベントや講演会等における周知広報の充実	障がい福祉課、社協
(4) 福祉教育の推進	
○人権教育の充実	指導課、市民協働課
○幼児・児童生徒への福祉教育の推進	指導課、社協
○地域における福祉教育の推進	福祉総務課、社協
2. 保健・医療の推進	
(1) 障害の原因となる疾病等の予防	
○生活習慣病の予防及び重症化予防	健康支援課
○妊娠期の健康管理の充実	こども健康課
○乳幼児期における障がいの早期発見及び早期支援の充実	こども健康課
○発達障がい等に関する情報共有機会の確保	障がい福祉課、こども健康課、保育幼稚園課、指導課
○保健・医療サービス等に関する適切な情報提供	障がい福祉課、健康支援課、こども健康課
(2) 精神保健対策の充実	
○精神保健相談、訪問指導の充実	障がい福祉課
○精神保健に関する啓発活動の推進	障がい福祉課
○ピアサポート・ピアサポーターの充実	障がい福祉課
○心の健康を保持するための取り組みの充実	障がい福祉課、健康支援課
○精神障がい者の地域移行、定着支援の推進	障がい福祉課
○精神障害に対応した地域包括ケアシステムの体制整備	障がい福祉課
(3) 難病患者等への支援	
○難病患者への支援の充実	障がい福祉課、健康支援課、こども健康課

3. 自立した生活の支援・意思決定支援の推進		
(1) 意思決定支援の推進		
○意思決定支援の推進		障がい福祉課
(2) 相談支援体制の構築		
○相談支援の充実		障がい福祉課
○適切なサービス等利用計画作成の促進		障がい福祉課
○児童発達支援センターの設置と相談の実施		障がい福祉課
○ピア活動の充実		障がい福祉課
(3) 地域移行支援の充実		
○グループホームの整備、利用促進		障がい福祉課
○地域移行支援、地域定着支援の充実、利用促進		障がい福祉課
○居住サポート体制の構築		障がい福祉課
○精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの体制整備(再掲)		障がい福祉課
(4) 障がいのある子ども・子育て家庭に対する支援の充実		
○障害児通所支援をはじめとしたサービス提供の充実		障がい福祉課
○医療的ケアを必要とする障がい児への支援		障がい福祉課
○重度の障がい児への支援		障がい福祉課
○児童発達支援センターの設置推進		障がい福祉課
○幼児期の教育・保育施設等や地域子ども・子育て支援事業等の整備や利用促進		こども未来課、保育幼稚園課、児童家庭課、指導課
○特別支援保育の充実		保育幼稚園課、こども未来課
○放課後児童対策の充実		こども未来課
○障がい児の発達支援体制の強化		障がい福祉課、こども健康課、保育幼稚園課、指導課
○認可外保育施設も含めた教育・保育施設等への巡回相談の充実		保育幼稚園課
(5) 障害福祉サービスの質の向上等		
○訪問系サービス、日中活動系サービスの充実		障がい福祉課
○居住系サービスの充実		障がい福祉課
○医療的ケアを含む支援の充実		障がい福祉課
○自立生活援助の推進		障がい福祉課
○意思決定支援の推進(再掲)		障がい福祉課
(6) 地域生活支援事業等の充実		
○地域生活支援事業の推進		障がい福祉課
○その他の事業の実施		障がい福祉課
(7) 福祉用具等の利用支援		
○補装具の給付		障がい福祉課
○日常生活用具の給付		障がい福祉課
○補装具、日常生活用具に関する情報提供の充実		障がい福祉課
(8) 障害福祉を支える人材の確保		
○専門職の確保		障がい福祉課
○障害福祉サービス等に従事する人材の確保、育成の支援		障がい福祉課

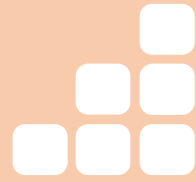
4. 情報アクセシビリティの向上と意思疎通支援の充実		
(1) 情報アクセシビリティの向上		
○障がい者に配慮した情報提供の充実	障がい福祉課、秘書広報課	
(2) 情報提供の充実		
○情報提供の充実	障がい福祉課、秘書広報課	
(3) 意思疎通支援の充実		
○コミュニケーション支援の充実	障がい福祉課、社協	
○情報やコミュニケーションを支援する機器の給付等	障がい福祉課	
(4) 行政情報のアクセシビリティ向上		
○ホームページ等の利用しやすさへの配慮	障がい福祉課、秘書広報課	
○災害発生時の障がい者への情報伝達の強化	防災基地渉外課、福祉総務課、障がい福祉課	
5. 教育の振興		
(1) 特別支援教育の充実		
○共生社会の形成に向けたインクルーシブ教育システムの構築	指導課	
○特別支援教育の充実	指導課	
○校内支援体制の整備	指導課	
○障がい児が十分に教育を受けられるための合理的配慮	指導課	
○就学指導体制の充実	指導課	
(2) 学校施設のバリアフリー		
○学校施設のバリアフリー化の推進	教育施設課	
(3) 生涯を通じた多様な学習活動の充実		
○生涯学習の振興	生涯学習スポーツ振興課、生涯学習文化振興センター	
○公民館講座の開催と利用促進	生涯学習スポーツ振興課、生涯学習文化振興センター	
6. 雇用、就業、経済的自立の支援		
(1) 総合的な就労支援		
○就労支援のための連携の強化	障がい福祉課、商工労政課、保護課、社協	
○就労移行支援と定着支援の推進	障がい福祉課、商工労政課	
○市内就労支援事業所による shop=wプロジェクトへの支援の充実	障がい福祉課	
○障がい者就労施設等の物品等の優先購入推進	障がい福祉課	
○障がい児へのキャリア教育の推進	商工労政課、指導課	
(2) 障がい者雇用の促進		
○市における障がい者雇用の推進	職員課	
○障がい者雇用の呼びかけと障害者雇用率制度の啓発	障がい福祉課、商工労政課	
○雇用の場における障がいの理解や人権擁護の推進	障がい福祉課、商工労政課、職員課、社協	
○職場環境の改善促進	障がい福祉課、商工労政課	

(3) 福祉的就労の底上げ	
○福祉的就労の底上げ	障がい福祉課
(4) 経済的自立の支援	
○自立支援医療の給付及び制度の広報	障がい福祉課
○特別障害者手当等の支給	障がい福祉課
○重度心身障害者(児)医療費の助成	障がい福祉課
○特別児童扶養手当の支給	
○児童扶養手当の支給	児童家庭課
7. 文化芸術活動、スポーツ等の振興	
(1) 文化芸術活動の促進	
○障がい者の芸術・文化活動の充実	障がい福祉課
(2) 余暇・レクリエーション活動の促進や充実に向けた環境整備、支援	
○障がい者のレクリエーション活動の振興	障がい福祉課
○障がい者も含めた市民のためのレクリエーション機会の充実	生涯学習スポーツ振興課、 障がい福祉課
(3) スポーツに親しめる環境の整備	
○障がい者のスポーツ活動の振興	生涯学習スポーツ振興課、 障がい福祉課、社協
○うるみん等における運動施設の利用促進	健康支援課、生涯学習ス ポーツ振興課
(4) 障がい者関係団体の活動支援	
○障がい者関係団体の活動支援	障がい福祉課、社協
○障がい児(者)等の家族や発達に障がいを持つ当事者等交流促進	障がい福祉課
8. 安全安心な生活環境の整備	
(1) 住宅の確保	
○グループホームの整備、利用促進(再掲)	障がい福祉課
○居住サポート体制の構築(再掲)	障がい福祉課
○障がい者の公営住宅への入居の優遇	建築工事課
○障がい者にも優しい市営住宅の整備	建築工事課
(2) 移動しやすい環境の整備等	
○快適な歩行空間の整備	道路公園課、維持管理課
○交通安全対策の推進	市民協働課
(3) 障がい者に配慮したまちづくりの推進	
○公共建築物のバリアフリー化の推進	管財課、こども未来課、 健康支援課、建築工事課、 学校施設課、生涯学習ス ポーツ振興課
○多くの方が利用する民間建築物のバリアフリー化の促進	建築指導課
○障がい者用駐車スペースの適正利用促進	障がい福祉課
○障がい者等が利用しやすい公園の整備	道路公園課

(4) ボランティア活動等の推進	
○学校等におけるボランティア活動の推進	指導課、社協
○ボランティアの養成、育成の支援	障がい福祉課、社協
○障がい者によるボランティア活動の促進	障がい福祉課、社協
9. 防災、防犯等の推進	
(1) 防災対策の推進	
○防災対策の充実	防災基地渉外課、福祉総務課、障がい福祉課
○災害発生時の障がい者への情報伝達の強化(再掲)	防災基地渉外課、福祉総務課、障がい福祉課
○避難行動要支援者の支援体制の充実	福祉総務課、障がい福祉課
(2) 防犯対策の推進	
○防犯対策の充実	市民協働課、障がい福祉課
(3) 消費者トラブルの防止	
○消費者トラブルに関する情報提供	市民協働課、障がい福祉課
○消費者相談の充実	市民協働課、障がい福祉課



資 料 編



○用語解説

【あ行】

アクセシビリティ

情報システムの利用しやすさを表す言葉。

アスペルガー症候群

自閉症の一つのタイプ。ことばの発達の遅れがないことが、自閉症との違いとされる。

医療的ケア児

人工呼吸器やたんの吸引、胃ろうによる栄養の注入などの生活支援が日常的に必要な子どものこと。

インクルーシブ教育

障害のある子どもを含むすべての子どもが共に学ぶ仕組みであるインクルーシブ教育システムの構築を進め、共生社会の形成を図る。

沖縄県福祉のまちづくり条例

日常生活や社会生活を制限する様々な障壁を取り除くことにより、高齢者、障がい者等が自由に行動し、平等に参加できる社会を築くために、平成10年4月に施行された。

建築物の出入り口の段差解消、エレベーターの設置、幅の広い歩道の整備や視覚障がい者誘導用ブロックの敷設等、福祉の視点を踏まえ総合的なまちづくりを目指している。

オストメイト

事故や病気のため、腹壁に尿や便の排泄口(ストーマ)を作った人工ぼうこう、人工肛門を利用している方のこと。

【か行】

学習障害（LD）

基本的には全般的な知的発達に遅れはなく、聞く、話す、読む、書く、計算する又は推論する能力のうち、特定のものの習得と使用に著しい困難を示す様々な状態を指す。

基幹相談支援センター

地域で相談支援の中核的な役割を担う機関として、相談支援に関する業務を総合的に行う施設。

キャリア教育

児童生徒ひとり一人の勤労観や職業観を育てる教育。

グループホーム（共同生活援助）

地域での生活に支障のない障がい者に対し、共同生活を営む住居で、夜間や休日、日常生活上の援助を行う。

ケアホーム（共同生活介護）

共同生活を営む住居に入居する障がい者に対し、夜間や休日、入浴・排泄・食事等の介護、日常生活上の援助等を行う。

権利擁護

疾病や障がいのため、自らの権利や介護、援助のニーズを表明することが困難な人に代わって、その権利やニーズ表明を行うこと。また、弱い立場にある方の人権侵害(虐待や財産侵害など)を防ぐこと。

高機能自閉症

自閉症のうち3歳位までに現れ、知能発達の遅れを伴わない。「社会性」「言語やコミュニケーション」「想像力」に障がいが見られる。

広汎性発達障害

自閉症とアスペルガー症候群などの自閉症に近い特徴を持つ発達障がいの総称。

合理的配慮

障がいのある人が日常生活や社会生活を送る上で妨げとなる社会的障壁を取り除くために、状況に応じて行われる配慮。筆談や読み上げによる意志の疎通、車いすでの移動の手助け、学校・公共施設等のバリアフリー化など、過度の負担にならない範囲で提供されるべきものをいう。

【さ行】

社会福祉協議会

社会福祉活動の推進を目的とした営利を目的としない民間組織。社会福祉法に基づき設置されている。地域住民や保健福祉関係者、社会福祉関係機関などが参加、協力し、高齢者や障がい者を支える様々な活動を進めている。

手話通訳者

身体障害者福祉の概要や手話通訳の役割・責務等について理解ができ、手話通訳に必要な手話、手話表現技術及び基本技術を習得し、県の実施する登録試験に合格し手話通訳者として登録された者。

手話奉仕員

市町村が実施する所定の講習を受けて手話奉仕員として登録された者。聴覚障がい者(音声又は言語機能障がい者を含む)の日常生活上の初歩的なコミュニケーションの支援、市町村等公的機関からの依頼による広報活動、文化活動等に協力する。

児童発達支援センター

地域の障がいのある児童を通所させて、日常生活における基本的動作の指導、自活に必要な知識や技能の付与または集団生活への適応のための訓練を行う施設です。

福祉サービスを行う「福祉型」と、福祉サービスに併せて治療を行う「医療型」があります。

重症心身障がい児(者)

重度の知的障がいと重度の肢体不自由が重複した障がい児(者)。

障害者基本法

障がいのある方の自立と、社会参加の支援等の施策に関する基本理念及び、国や地方公共団体の責務を明らかにした法律。施策の基本となる事項を定め、障がい者施策を総合的・計画的に進め、障がい者福祉を増進することを目的としている。平成23年に改正され、「地域社会における共生等」や「差別の禁止」などの条項が加えられた。

障害者差別解消法

「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」の通称。

障害者基本法の基本理念に沿って、障害を理由とする差別を解消するための措置などについて定めた法律。障がいのある人に対する不当な差別的取扱いを禁止し、行政機関や事業者に対して合理的配慮の提供を求めている。平成28年(2016)4月施行。

障害者就業・生活支援センター

就職や職場への定着が困難な障がいのある方を対象に、身近な地域で、雇用、福祉、教育等の関係機関との連携の拠点として連絡調整等を積極的に行いながら、就業及びこれに伴う日常生活、社会生活上の支援を一体的に行う施設。

障害者総合支援法

2012(平成 24)年 6 月 27 日に公布された「地域社会における共生の実現に向けて新たな障害保健福祉施策を講ずるための関係法律の整備に関する法律」(平成 24 年法律第 51 号)により、従来の障害者自立支援法は、「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」(通称：障害者総合支援法)となった。

目的規定において、「自立」という表現に代わり「基本的人権を享有する個人としての尊厳」と明記され、障害者総合支援法の目的の実現のため、障害福祉サービスによる支援に加えて、地域生活支援事業その他の必要な支援を総合的に行うこととなる。また、2011(平成 23)年 7 月に成立した障害者基本法の改正を踏まえ、新たな基本理念が法律に規定された。

障害基礎年金

国民年金法、厚生年金保険法及び国家公務員共済組合法等の年金各法に基づく障がい支給事由とする年金給付のうちの一つ。障害基礎年金、障害厚生年金、障害共済年金がある。

自立支援協議会

障害福祉の関係機関が相互の連絡を図り、地域の障がい者支援に関する課題について情報を共有し、地域の問題解決に向けて協議する会議。

身体障害者手帳

「身体障害者福祉法」の別表に掲げる一定程度以上の障がいがある方に対し、申請に基づき、障がいの程度を認定して県知事が交付する手帳。各種の福祉サービスを受けるために必要となる。

生活習慣病予防健診

生活習慣病の予防を目的とした健診。うるま市では、若い世代からの健康づくりが重要と考え、19～39 才の方、40 才以上生活保護世帯の方を対象としている。

精神障害者保健福祉手帳

精神の疾患で生活の制約があると認められる方が申請し、判定を受けて交付される手帳。各種の支援策が講じられることを促進し、精神障がい者の社会復帰及び社会参加の促進を図ることを目的とする。

精神デイケア

精神科リハビリテーションの一種で、精神障がい者の社会生活機能の回復を目的とした医療行為。精神障がい者に対し、昼間の一定時間、個々の患者に応じたプログラムに従ってグループごとに治療を行う。

精神保健福祉士

精神保健福祉士法に基づく国家資格。精神障がい者の保健及び福祉に関する専門的知識と技術をもって、精神障がい者の社会復帰に関する相談に応じ、助言、指導、日常生活への適応のために必要な訓練その他の援助を行う。

セーフティネット

安全網のこと。社会福祉関係では、障がいや病気、介護、失業等の際にも、生活を損なわずにその安定を図る社会保障などが該当する。

成年後見制度

障がいや疾病などで判断能力が不十分となった方を保護、支援する制度。財産管理や契約、相続などで不利益を被らないようにしたり、悪徳商法の被害に遭わないようにしたりする。

【た行】

地域子育て支援センター

育児相談や子育てサークルの支援などを行う地域拠点。うるま市では公立、法人保育園を利用して設置されている。

地域生活支援事業

市町村の創意工夫によって、利用者の状況に応じて柔軟に実施される事業。相談支援、コミュニケーション支援(手話通訳等の派遣など)、日常生活用具の給付又は貸与、移動支援、地域活動支援センター機能強化事業のほか、福祉ホームなどの地域の実情に合った事業を実施する。

注意欠陥多動性障害（AD／HD）

年齢や発達に不釣り合いな注意力及び衝動性、多動性を特徴とする行動の障がい。

特定健診

生活習慣病予防のために健康診査・保健指導を行う。40～74歳の健康保険加入者(被扶養者を含む)を対象に、医療保険者(国保、協会健保、組合健保等)が実施する。

特別支援教育

特別な支援を必要とする幼児・児童・生徒がいるすべての学校で実施される教育。学習障害(LD)、注意欠陥多動性障害(AD／HD)、高機能自閉症等の発達障がいの子どもたちも対象とし、障がいによる学習や生活上の困難を克服するために、適切な指導や支援を行う。平成19年4月、学校教育法で位置づけられた。

特別支援学級

障がいのある児童、生徒のために小中学校、高等学校及び中等教育学校が置くことのできる学級。「学校教育法等の一部を改正する法律」が平成 19 年 4 月 1 日に施行される前は、「特殊学級」の名称が使われていた。

特別支援ヘルパー

通常学級に在籍する発達障がい児を支援するために配置されるヘルパー。

【な行】

内部障害

身体障害者福祉法に定める心臓機能障害、腎臓機能障害、呼吸機能障害、膀胱・直腸機能障害、小腸機能障害、ヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能障害の 6 障がいの総称。

ノーマライゼーション

障がい者を特別視するのではなく、一般社会の中で普通の生活が送れるような条件を整えるべきであり、共に生きる社会こそノーマル(正常)な社会であるとの考え方。

【は行】

バリアフリー

障がい者等が社会生活をしていく上で障壁(バリア)となるものを除去(フリー)するという意味。もともとは、建築用語として登場し、建物内の段差の解消など物理的障壁の除去という意味合いが強いが、本計画では、障がい者の社会参加を困難にしている物理的、社会的、制度的・心理的なすべての障壁(バリア)を除去するという意味で用いている。

発達障がい

成長過程で心身の発達に遅れがある状態のことをいう。発達障害者支援法では、「自閉症、アスペルガー症候群その他の広汎性発達障害、学習障害、注意欠陥多動性障害その他これに類する脳機能障害であってその症状が通常低年齢において発現するもの」と定義されている。

避難行動要支援者

災害時に自力での避難が難しく、第三者の手助けが必要な高齢者、障害者、難病患者などの災害弱者。2014 年(平成 26) 4 月に施行された改正災害対策基本法で、避難行動要支援者の避難を迅速・円滑に進め、命の危険から守る支援制度がスタートした。かつては「災害時要援護者」とよばれた

ピアカウンセリング

障がい者が、自らの体験に基づき、同じ仲間である他の障がい者の相談に応じ、問題の解決を図ることをいう。障がい者自らがカウンセラーとなり、共感し、理解を深めサポートを行う。

福祉的就労

授産施設や小規模作業所で働くこと。自立、更生を促進し、生きがいを造るという意味合いがある。授産工賃は最低賃金法の適用除外で、一般企業における就労（一般就労）に対して、福祉的就労という。

福祉のまちづくり

障がいの有無にかかわらず、また高齢者や子育て中の方などすべての市民が建築物や公共交通機関、道路、公園等の都市施設を安全で快適に利用できるまちづくりを推進すること。

放課後児童健全育成事業

昼間保護者のいない家庭の児童等に対し、学校終了後の放課後に、児童センターや学校の教室等の施設を利用し、遊びや生活の場を与えて健全な育成を図るための事業。学童クラブや放課後児童クラブがこれにあたる。

放課後等デイサービス

学校の授業終了後または休日に、生活能力向上のために必要な訓練、社会との交流を行うサービス。

法定雇用率

民間企業、国、地方公共団体は、「障害者の雇用の促進等に関する法律」に基づき、定められた割合（法定雇用率）に相当する数以上の身体障がい者、知的障がい者又は精神障がい者を雇用しなければならない。平成30年4月1日から法定雇用率は引き上げられ、一般の民間企業（常用労働者数45.5人以上）は2.2%、国、地方公共団体は2.5%となる。

ボランティアセンター

ボランティア活動の地域における拠点として、県や市町村の社会福祉協議会等に設置されたセンター。ボランティア活動の相談、あっせん、情報提供、啓発など総合的にボランティア活動を促進している。

【ま行】

民生委員・児童委員

民生委員法に基づき各市町村におかれる民間奉仕者。都道府県知事の推薦で厚生労働大臣が委嘱する。任期は3年。住民の立場に立って相談に応じ、必要な援助を行い、社会福祉の増進に努める。また、民生委員は児童福祉法による児童委員を兼務する。

【や行】

ユニバーサルデザイン

障がいの有無、性別、年齢、国籍に関らず、はじめからできるだけ多くの方が気持ちよく使えるよう、利用者本意、人間本位の考え方に立ったデザイン。その対象は都市施設や製品等の目に見えるものから、教育、サービス、システムなど目に見えないものまで多岐にわたる。

また、ユニバーサルデザインは、バリア(障壁)の存在を前提としてその除去を行うバリアフリーを包含し、発展させた考え方といえる。

要約筆記奉仕員

市町村及び都道府県の実施する所定の講習を受けて要約筆記として登録された者。手話習得の困難な中途失聴者、難聴等の聴覚障がい者のため、文字によるコミュニケーション手段として要約筆記を行う。

【ら行】

リハビリテーション

事故や病気による後遺症のある方などに、機能回復と社会生活への復帰をめざして行われる総合的な治療と訓練。

療育手帳

申請に基づき、児童相談所及び障害者更生相談所において知的障がいと判定された方に対して療育手帳を交付することにより、知的障がい児(者)に対する一貫した指導・相談を行うとともに、各種の援護措置を受けやすくすることを目的とした、療育手帳制度要綱に定める制度。

〇うるま市障がい者福祉計画策定のための基礎調査の概要

(1) 調査の目的

うるま市障がい者福祉計画及び障害福祉計画の見直しにあたり、障がい者を対象に生活状況やサービスの利用状況等を把握するとともに、市民の障害福祉に対する意識等を調査し、計画策定の基礎資料とすることを目的に実施しました。

(2) 実施主体

うるま市福祉部 障がい福祉課

(3) 調査の種類と対象者の抽出方法

- ・ 在宅の身体障がい者：身体障害者手帳所持者 1,600 人を無作為抽出
- ・ 在宅の知的障がい者：療育手帳所持者 908 人全数調査
- ・ 在宅の精神障がい者：サービス事業所等の利用者に無作為で調査
- ・ 施設入所者：施設入所支援の利用者 数か所の施設に調査協力依頼
- ・ 一般市民：市内に在住する 20 歳以上の男女より 2,000 人を無作為抽出

(4) 配布方法

- ・ 在宅の身体障がい者：身体障害者手帳所持者 郵送による配布・回収
- ・ 在宅の知的障がい者：療育手帳所持者 郵送による配布・回収
- ・ 在宅の精神障がい者：サービス事業所等の利用者 事業所等を通じて配布・回収
- ・ 施設入所者：施設入所支援の利用者 施設を通して配布・回収
- ・ 一般市民：市内に在住する 20 歳以上の男女 郵送による配布・回収

(5) 調査期間

平成 28 年 12 月～平成 29 年 1 月

(6) 回収状況

	配布件数	回収数 (有効回答数)	回収率
在宅の身体障がい者	1,600 件	1,246 件	49.7%
在宅の知的障がい者	908 件		
在宅の精神障がい者	123 件	87 件	70.7%
施設入所者	95 件	92 件	96.8%
一般市民	2,000 件	766 件	38.3%
合計	4,726 件	3,437 件	72.7%

うるま市障害者施策推進協議会規則

平成17年9月28日

規則第194号

改正 平成18年12月26日規則第62号

(通則)

第1条 この規則は、うるま市附属機関設置条例（平成17年うるま市条例第19号）第3条の規定に基づき、うるま市障害者施策推進協議会（以下「協議会」という。）の組織及び運営に関して必要な事項を定めるものとする。

(目的)

第2条 協議会は、障害者基本法（昭和45年法律第84号）第26条第4項の規定に基づき、次の各号に掲げる事項等を調査審議することを目的とする。

- (1) 障害者（福祉）計画の策定及び変更
- (2) 障害者に関する施策の総合的かつ計画的な推進
- (3) 前号に必要な関係行政機関相互の連絡調整

2 協議会は、前項第1号に定める事項を調査審議する場合、市長から諮問を受け、市長に対し意見等を答申するものとする。

(組織)

第3条 協議会は、委員25人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱又は任命する。

- (1) 知識経験を有する者
- (2) 障害者
- (3) 市民
- (4) 障害者の福祉に関する事業・団体に従事する者
- (5) 行政機関の職員
- (6) その他市長が認めた者

3 前項第5号で規定する委員の任命は、辞令を用いることなくその職に命ぜられたものとする。

4 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

5 委員は、再任することができる。

(会長)

第4条 協議会に会長を置き、委員の互選によって定める。

2 会長は、会務を総理する。

3 会長に事故があるときは、会長があらかじめ指名する委員が、その職務を行う。

(専門委員)

第5条 協議会は、専門の事項に関する調査をさせるため必要があるときは、専門委員を若干名置くことができる。

2 専門委員は、協議会の委員のうちから、会長が指名する。

3 会長は、必要に応じて専門委員に委員以外のものを招集することができる。その場合、市長の承認を得ることとする。

4 専門委員は、調査の結果等を協議会に報告し、当該専門の事項に関する調査が終了したときは、解任されるものとする。

5 会長は、専門の事項に関する助言等をさせるため必要があるときは、他の福祉施策に関する委員会等に専門委員を出席させることができる。その場合、市長の承認を得ることとする。

(会議)

第6条 協議会は、会長が招集する。

2 会長は、必要と認める時期に協議会を開催し、会議の議長となり議事を整理するものとする。

3 協議会は、委員の半数以上が出席しなければ、会議を開くことができない。

4 協議会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

5 会長は、必要に応じて適当と認める者の会議への出席を求め意見等を徴することができるものとする。

6 会議の経過及び結果の公表は、必要に応じて会長が行うものとする。

7 会長は、議事の経過について議事録を作成するものとする。

(事務局)

第7条 協議会の事務局及び庶務は、福祉部障がい福祉課において処理する。

(補則)

第8条 この規則に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が協議会に諮って定める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。

(会議の招集に関する特例)

2 この規則の施行後最初に行われる協議会は、第6条第1項の規定にかかわらず、市長が招集する。

附 則 (平成18年12月26日規則第62号)

この規則は、公布の日から施行し、平成18年7月1日から適用する。

〇うるま市障害者施策推進協議会委員名簿

	氏 名	名称（所属団体等）	備 考
1	知花 さおり	発達障がい知る・つながる会 ニヌファスター	代表
2	伊波 宏美	うるま市身体障がい者協会	協会員代表
3	熊崎 泰司	障がい児等親の会	親の会代表
4	山田 圭吾	うるま市心の健康を守る結の会	事務局長
5	枝川 泰邦	うるま市身体障がい者協会	会長
6	比嘉 智子	うるま市社会福祉協議会	地域福祉課地域係長
7	伊敷 利夫	中部福祉事務所	所長
8	兼島 美幸	特定相談支援事業所 ハルモニア	相談支援専門員
9	平良 朝陽	就労支援事業所 あさひの家	代表
10	仲村 善子	社会福祉法人 美原福祉会	施設長
11	安里 宏之	児童発達支援事業所キャンバス	所長
12	幸地 睦子	中部地区障害者就業・生活支援センターにじ	所長
13	又吉 賢守	うるま市民生委員・児童委員協議会	主任児童委員
14	竹藤 登	一般社団法人沖縄県社会福祉士会	代表
15	座間味恵利子	美咲特別支援学校	校長
16	上原 満	うるま市役所	福祉部長

うるま市障がい者福祉計画検討委員会設置規程

平成17年9月28日

訓令第87号

改正 平成21年3月30日訓令第21号

平成22年3月18日訓令第5号

平成23年3月31日訓令第19号

平成29年3月31日訓令第21号

(設置)

第1条 障害者の福祉に関する施策及び障害の予防に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図ることを目的とする「うるま市障がい者福祉計画」（以下「計画」という。）を検討するため、うるま市障がい者福祉計画検討委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 委員会は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 計画の策定に関すること。
- (2) うるま市障害者施策推進協議会との連絡調整に関すること。
- (3) その他計画の策定に必要な事項に関すること。

(組織)

第3条 委員会は、委員長及び委員をもって構成する。

- 2 委員長は、福祉部長の職にある者を充て、副委員長には、障がい福祉課長の職にある者を充てる。
- 3 委員長に事故があるときは、副委員長がその職務を代行する。
- 4 委員長は、会務を総理する。
- 5 委員は、関係行政機関の職員のうち、別表第1に掲げる者を市長が任命する。
- 6 委員の任命は、辞令を用いることなくその職に命ぜられたものとする。
- 7 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会議)

第4条 委員会は、委員長が招集する。ただし、委員長は、必要に応じ委員会に出席すべき委員を指名することができる。

- 2 委員長は、必要と認める時期に委員会を開催し、会議の議長となり議事を整理するものとする。
- 3 委員長は、必要に応じて適当と認める者の会議への出席を求め意見等を徴することができるものとする。
- 4 委員会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

- 5 会議の経過及び結果の公表は、必要に応じて委員長が行うものとする。
- 6 委員長は、議事の経過について議事録を作成するものとする。

(作業部会)

第5条 委員会を補佐し、円滑な運営を図るため、委員会に作業部会を置く。

- 2 作業部会は、部会長及び部会員をもって構成する。
- 3 部会長は、部会員の互選によって定める。
- 4 部会員は、関係行政機関の職員のうち、別表第2に掲げる者を市長が任命する。
- 5 委員の任命は、辞令を用いることなくその職に命ぜられたものとする。
- 6 作業部会は、次に掲げる事項を所掌する。
 - (1) 計画の策定に係る実務的な企画立案及び連絡調整に関すること。
 - (2) その他計画の策定時に必要な事項に関すること。

(事務局)

第6条 委員会及び作業部会に関する事務局及び庶務は、福祉部障がい福祉課に置く。

(補則)

第7条 この訓令に定めるもののほか、委員会及び作業部会の運営に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この訓令は、平成17年9月28日から施行する。

附 則 (平成21年3月30日訓令第21号)

この訓令は、平成21年4月1日から施行する。

附 則 (平成22年3月18日訓令第5号)

この訓令は、平成22年4月1日から施行する。

附 則 (平成23年3月31日訓令第19号)

この訓令は、平成23年4月1日から施行する。

附 則 (平成29年3月31日訓令第21号)

この訓令は、平成29年4月1日から施行する。

○検討委員会委員名簿

部署名称	所属課室名称	氏名	備考欄
福祉部		上原 満	委員長
〃	障がい福祉課	神谷 幸彦	副委員長
〃	福祉総務課	重島 貞則	
〃	保護課	池原 善達	
〃	介護長寿課	古謝 哲也	
こども部	児童家庭課	上江洲 篤	
〃	保育幼稚園課	金城 妙子	
市民部	健康支援課	美里 直樹	
経済部	商工観光課	宇座 徳之	
企画部	企画政策課	大田 義浩	
都市建設部	都市政策課	浜田 宗賢	
教育部	生涯学習振興課	神谷 秀正	
指導部	指導課	高良 京子	
うるま市社会福祉協議会		宮里 司	

○策定の経過

		検討委員会	施策推進協議会	自立支援協議会
平成28年度	11月		●第1回施策推進協議会 平成28年11月11日	
	12月			
	1月			
	2月		●第2回施策推進協議会 平成29年2月24日	
	3月			●第1回自立支援協議会 平成29年3月16日
平成29年度	4月			
	5月			
	6月			
	7月	●第1回検討委員会 平成29年7月5日		
	8月		●第3回施策推進協議会 平成29年8月2日	●第2回自立支援協議会 平成29年8月16日
	9月			
	10月	●第2回検討委員会 平成29年10月13日	●第4回施策推進協議会 平成29年10月25日	
	11月	●第3回検討委員会 平成29年11月22日		●第3回自立支援協議会 平成29年11月28日
	12月		●第5回施策推進協議会 平成29年12月27日	
	1月			
	2月		●第6回施策推進協議会 平成30年2月14日	●第4回自立支援協議会 平成30年2月23日
	3月			

うるま市障害者施策推進協議会会長 様

うるま市長 島 袋 俊 夫

諮 問 書

第3次うるま市障がい者福祉計画及び第5期うるま市障害福祉計画、うるま市障害児福祉計画の策定にあたり、貴協議会の御意見を賜りたく、諮問いたします。

諮問事項

- 1 障害者基本法第11条第3項に規定する障害者計画について
- 2 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第88条第1項に規定する障害福祉計画について
- 3 児童福祉法第33条の20第1項に規定する障害児福祉計画について

平成30年3月16日

うるま市長 島袋 俊夫 様

うるま市障害者施策推進協議会
会 長 竹藤 登

答 申 書

平成28年11月11日付う福障第1008号により諮問のあった件について、うるま市障害者施策推進協議会規則第2条第2項に基づき下記のとおり答申いたします。

記

諮問事項

- 1 障害者基本法第11条第3項に規定する障害者計画について
- 2 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第88条第1項に規定する障害福祉計画について
- 3 児童福祉法第33条の20第1項に規定する障害児福祉計画について

うるま市第3次障がい者福祉計画（案）につきまして、審議した結果、適切であると認め、ここに答申いたします。

うるま市第3次障がい者福祉計画

平成30年3月

発行 企画・編集	うるま市 障がい福祉課 〒904-2292 沖縄県うるま市みどり町一丁目1番1号 TEL 098-973-5452 / FAX 098-973-5103
協力	有限会社 システム・エッグ 〒901-1103 沖縄県島尻郡南風原町与那覇 115-1 TEL 098-888-3090



うるま市